

# 史跡福井洞窟保存活用計画

2024

佐世保市教育委員会







# 史跡福井洞窟保存活用計画

2024

佐世保市教育委員会



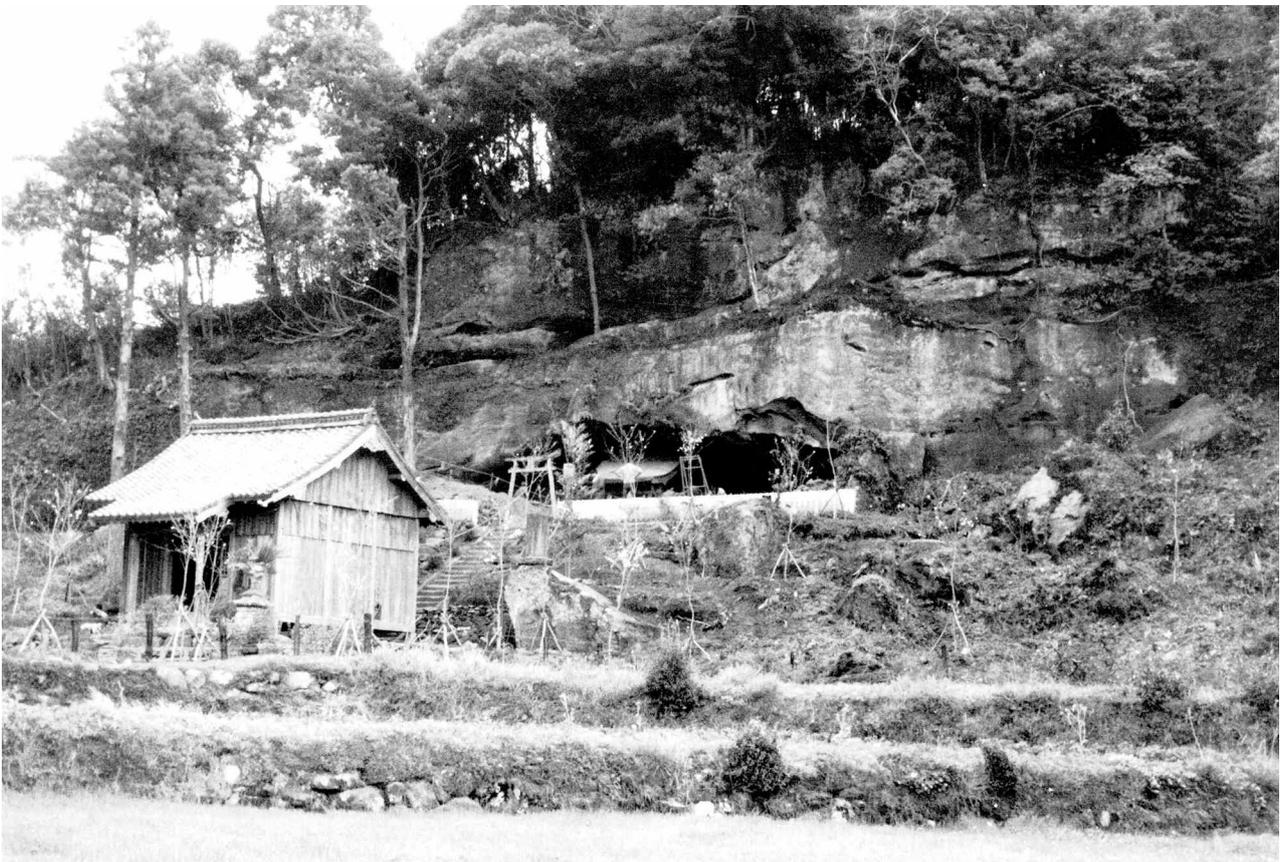


史跡福井洞窟航空写真 令和2年（2020）撮影



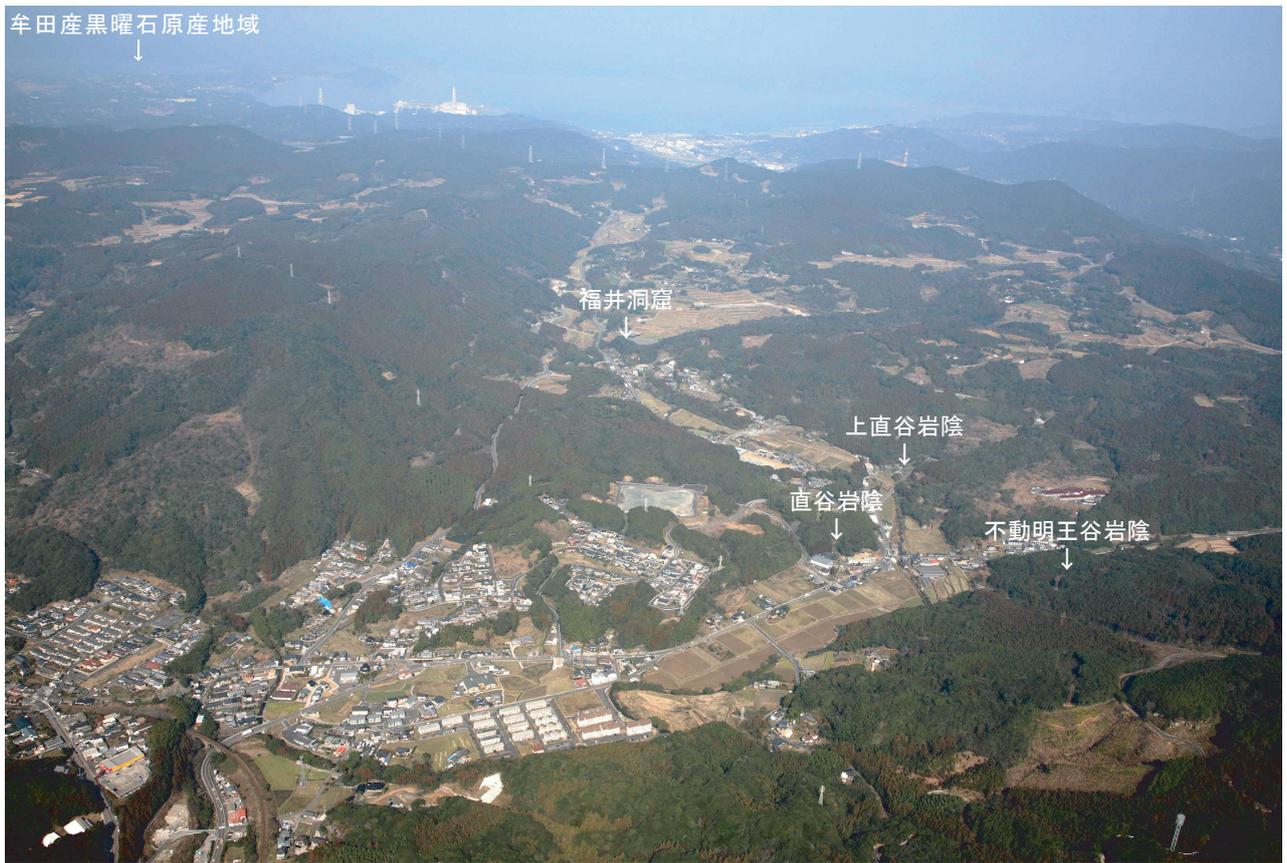
福井洞窟遠景 昭和 35 年（1960）撮影

© 大塚和義氏



福井洞窟近景 昭和 35 年（1960）撮影

© 大塚和義氏



史跡福井洞窟と周辺遺跡 平成 20 年（2008）撮影



史跡福井洞窟の位置 平成 20 年（2008）撮影



史跡整備前 平成 25 年（2013） 4 月



史跡整備後（植生整備・調査区埋戻し整備後） 平成 30 年（2018） 4 月



福井洞窟ミュージアム・吉井地区コミュニティセンター外観（令和3年（2021）撮影）



福井洞窟ミュージアム 展示室パース



福井洞窟ミュージアム ジオラマ空間「洞窟の時代」



福井洞窟ミュージアム 常設展示



国指定重要文化財 福井洞窟出土品（令和2年（2020）9月30日指定）



## 序 文



佐世保市は、北部九州の西端に位置する都市です。本市には 36 か所もの洞窟遺跡があり、「洞窟遺跡日本一」を掲げるほどの数を有しています。

その中でも、史跡福井洞窟については、今から遡ること 64 年前に最初の発掘調査が実施され、佐世保市域における文化財調査の端緒となりました。その際、旧石器時代から縄文時代への発展過程が層位的に確認される画期的成果が得られ、昭和 53 年（1978）に国指定の史跡となっております。

今回の史跡福井洞窟の保存活用計画書を策定するため、本市の附属機関「福井洞窟整備検討委員会」において、現地調査と慎重な協議を重ね、貴重なご意見とご指導のもと、ここに本計画書を刊行するに至りました。

本計画書に基づき、貴重な国の文化財であり、佐世保市民の誇りでもある史跡福井洞窟が、悠久の時を越えて、なお語り継がれる史跡となりますよう、史跡保存と活用のため適切な整備・管理を行うとともに、市内洞窟遺跡群の調査研究を進化させ、市民により親しんでいただけるような福井洞窟ミュージアムの管理運営なども推進してまいります。

最後になりましたが、本事業の推進にあたり、地元吉井町の皆様の日頃からのご協力はもとより、福井洞窟整備検討委員会の委員各位、文化庁、長崎県教育委員会など関係機関の皆さまのご指導・ご尽力に心より感謝申し上げます。

令和 6 年（2024） 3 月

佐世保市教育委員会

教育長 陣 内 康 昭



# 例 言

1. 本報告書は、長崎県佐世保市吉井町福井に所在する史跡福井洞窟の保存活用計画書です。
2. この保存活用計画書は、佐世保市が条例制定により設置した附属機関「福井洞窟整備検討委員会」中の保存活用検討委員会における2か年の審議によりまとめられ、佐世保市教育委員会が編集・発行するものです。
3. 本事業は、国宝重要文化財等保存・活用事業費と長崎県指定文化財保存整備事業補助金を受け、「史跡等保存活用計画策定事業」として文化庁、長崎県教育委員会の指導のもと実施しました。
4. 本計画書作成にあたり文化庁、長崎県教育委員会、福井洞窟保存活用検討委員会（整備検討委員会）・同委員会考古学専門指導委員をはじめ多くの有識者に指導・助言をいただきました。
5. 本事業の事務は佐世保市教育委員会教育総務部文化財課が担当しました。また、本書の作成にあたり、一部の業務を下記の通り委託しました。

「福井洞窟保存活用計画書作成支援業務」	株式会社エスティ環境設計研究所
「福井洞窟三次元測量調査業務」	扇精光コンサルタンツ株式会社佐世保支店
「史跡福井洞窟植生調査業務」	長崎大学 中西弘樹 名誉教授
「福井洞窟地質調査業務」	徳島大学 西山賢一 准教授

6. 本書で取り扱う用語については、以下の通りとします。  
遺跡の種別は、入口より奥行が深い遺跡を洞窟遺跡、入口や高さより奥行が浅い遺跡を岩陰遺跡とする。  
洞穴は地形を示す用語としては用いるが、遺跡を示す場合は洞窟遺跡とする。  
ただし、固有名詞はそのまま使用する。
7. 表紙写真は、福井洞窟第1調査区の南壁地層の写真です。  
福井洞窟ならではの文化をつなぐ細かな地層こそ、旧石器時代から縄文時代の移り変わりを示す象徴で、『旧石器時代の出口、縄文時代の入口』である福井洞窟の特徴といえます。

# 目 次

## 巻頭写真 序 文 例 言 目 次

<b>第1章 保存活用計画策定の沿革と目的</b> .....	1
第1節 計画策定の沿革 .....	1
第2節 計画策定の目的 .....	2
第3節 計画の対象範囲 .....	4
(1) 計画策定の区域	
第4節 計画策定の体制と経過 .....	6
(1) 委員会の設置	
(2) 委員会の経過	
第5節 佐世保市行政施策における本計画の位置 .....	8
(1) 本計画の位置づけ	
(2) 関係法令	
<b>第2章 佐世保市の洞窟遺跡群</b> .....	15
第1節 佐世保市の位置と環境 .....	15
(1) 佐世保市の概要	
(2) 自然環境	
(3) 歴史的環境	
第2節 佐世保市の洞窟遺跡群 .....	20
(1) 遺跡の分布	
(2) 発掘調査の経過	
第3節 流域における洞窟遺跡 .....	24
(1) 遺跡群の特徴	
(2) 遺跡間の関係	
第4節 洞窟遺跡群の保護の現状 .....	26
(1) 保存	
(2) 活用	
<b>第3章 史跡の概要</b> .....	27
第1節 史跡福井洞窟の概要 .....	27
(1) 福井洞窟の学史的経緯	
(2) 近年の調査成果と遺構・遺物	
(3) 福井洞窟に関する研究	

第2節	福井洞窟周辺の地質的環境	35
	(1) 福井洞窟周辺の地形形成環境	
	(2) 洞窟の地形・地質調査結果	
第3節	福井洞窟及びその周辺の植物相と植生	37
	(1) 植物相	
	(2) 植生	
第4節	史跡指定に至る経緯	45
	(1) 史跡指定に至る経緯	
	(2) 追加指定に至る経緯	
第5節	史跡指定の状況	46
	(1) 史跡指定の内容	
	(2) 遺構・遺物の状況	
	(3) 公有化の経過	
<b>第4章</b>	<b>史跡の本質的価値</b>	<b>51</b>
第1節	史跡の現代的意義と価値構成	51
第2節	史跡福井洞窟の本質的価値	52
	(1) 旧石器時代から縄文時代にかけての文化の移り変わりを示す類まれな遺跡	
	(2) 更新世から完新世に至る環境変化と洞窟地形の変化を示す遺跡	
	(3) 旧石器時代終末や縄文時代初頭の洞窟利用のあり方を示す遺跡	
	(4) 先史洞窟の持つ風土・景観を残す遺跡	
第3節	史跡福井洞窟の本質的価値に準ずる価値	54
第4節	史跡福井洞窟の副次的価値	55
	(1) 旧石器時代の発掘調査研究への寄与～層位的発掘調査～	
	(2) 始原土器と石器群研究への寄与～旧石器時代から縄文時代の標式遺跡～	
	(3) 史跡保存と発掘調査の在り方への寄与	
第5節	史跡福井洞窟の価値を構成する要素	57
<b>第5章</b>	<b>史跡の現状と課題</b>	<b>62</b>
第1節	概要	62
第2節	保存管理の現状と課題	62
	(1) 現状	
	(2) 課題	
第3節	活用に関する現状と課題	64
	(1) 現状	
	(2) 課題	
第4節	整備に関する現状と課題	65
	(1) 現状	
	(2) 課題	
第5節	運営・体制に関する現状と課題	66
	(1) 現状	
	(2) 課題	

<b>第6章 基本理念と基本方針</b> .....	68
第1節 史跡福井洞窟保存活用計画の基本理念 .....	68
第2節 史跡福井洞窟保存活用計画の基本方針 .....	70
(1) 保存管理	
(2) 活用	
(3) 整備	
(4) 運営・体制	
<b>第7章 史跡の保存管理</b> .....	71
第1節 保存管理の地区区分 .....	71
(1) 地区区分設定の考え方	
(2) 地区区分の概要	
第2節 具体的な保存の手法 .....	73
(1) 日常的な保存管理	
(2) 緊急的な保存管理	
(3) 史跡指定地における現状変更に関する取扱基準	
(4) 景観的なまとまりを有する範囲における景観保全の方針	
(5) 「四次元空間デザインプロジェクト」の活用エリアにおける景観保全の方針	
第3節 追加指定及び公有化 .....	77
第4節 調査研究 .....	77
第5節 佐世保市洞窟遺跡群の保護 .....	78
<b>第8章 史跡の活用</b> .....	79
第1節 「フィールドミュージアム」の推進 .....	79
第2節 「福井洞窟学」の実践 .....	80
第3節 さまざまな活用手法 .....	80
(1) 史跡に関する情報発信による活用	
(2) デジタルコンテンツ等を用いた案内・解説	
(3) 新たな活用プログラムの開発	
(4) 学校教育における史跡と福井洞窟ミュージアムの活用	
(5) 社会教育や地域との連携	
(6) 観光資源としての洞窟遺跡群や周辺施設との一体的な活用	
<b>第9章 史跡の整備</b> .....	83
第1節 整備の方法 .....	83
(1) 史跡を保存するための整備	
(2) 史跡を活用するための整備	

<b>第10章 史跡の運営・体制</b> .....	87
第1節 運営・体制の方法 .....	87
(1) 庁内体制の強化	
(2) 保存管理や調査研究体制の整備	
(3) 地域や市民、交流・関係人口の参画機会の創出	
第2節 史跡マネジメントに向けた運営体制の構築 .....	89
 <b>第11章 施策の実施計画と経過観察</b> .....	90
第1節 実施計画 .....	90
(1) 実施項目	
(2) 実施期間・実施計画	
(3) 重点事項	
第2節 経過観察 .....	92
(1) 方向性	
(2) 方法	
第3節 展望 .....	94
 <b>巻末資料</b> .....	95
1. 史跡現況写真 .....	96
2. 福井洞窟三次元測量データ .....	101
3. 福井洞窟の地質調査について .....	105
(1) 洞窟を構成する岩盤強度の測定結果	
(2) 塩類風化に伴う今後の劣化対策	
(3) 福井洞窟の三次元測量に基づく岩盤の形状把握と落石の監視体制	
4. 福井洞窟の植生調査からみた維持・管理等について .....	107
(1) 植生の維持・管理	
(2) 植栽植物について	
(3) 植生調査から見た洞窟遺跡の将来構想—市の天然記念物「洞窟シダ植物群落」をめざす—	
5. 福井洞窟発掘調査基礎資料 .....	109
(1) 土層図	
(2) 自然科学分析等データ	
6. 佐世保市域周辺の主要な洞窟遺跡 .....	115
7. 計画策定までの説明会・ワークショップ .....	117
(1) 説明会・ワークショップの記録	
8. 関係法令 .....	123



# 第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

## 第1節 計画策定の沿革

福井洞窟は、全国にある約47万件の遺跡のうち約740か所と限られた洞窟遺跡の中でも、旧石器時代から縄文時代の文化の移り変わりを示す唯一無二の洞窟遺跡として知られています。寒冷から温暖といった地球規模での環境変動が起こる中で、当時の人々が環境の変化に適応しながら生き抜いてきた様子が文化の変遷と共に理解することができます。

この福井洞窟は、昭和10年（1935）に発見され、昭和35・38・39年（1960・63・64）の3次に亘る発掘調査が実施された成果によって、昭和53年（1978）に国の史跡に指定されています。

佐世保市は、平成17年（2005）の旧吉井町と佐世保市との合併に伴う「新市まちづくり計画」に際し、福井洞窟の史跡整備事業を立案し、整備計画において再発掘調査を行い、新たな学術的価値を明らかにしました。それらの学術的価値を加え、令和元年（2019）3月に現地の史跡整備が完了し、令和3年（2021）には福井洞窟ガイダンス施設を整備し、同年4月に「福井洞窟ミュージアム」として開館しました。

佐世保市では、このような学術的価値の高い史跡福井洞窟を大切な国民共有の財産として、今後も恒久的に保存・活用していくために令和4年度（2022）から2か年かけて本計画を策定しました。

表1 計画策定にいたる沿革一覧

年 度	項 目
昭和10年（1935）	福井洞窟稲荷神社本殿建て替えの際、遺跡の発見。記念碑の建立は昭和11年（1936）
昭和35年（1960）	日本考古学協会西北九州総合調査特別委員会 第1次調査
昭和38年（1963）	日本考古学協会洞穴遺跡調査特別委員会 第2次調査
昭和38年（1963）～ 昭和39年（1964）	日本考古学協会洞穴遺跡調査特別委員会 長崎県教委、吉井町教委 第3次調査
昭和53年（1978）	史跡指定
平成4年（1992）	吉井町教育委員会 駐車場整備
平成17年（2005）	市町合併。「新市まちづくり計画」策定。福井洞窟の整備事業立案
平成18年（2006）	佐世保市教育委員会 範囲確認調査（～平成20年度） 福井洞窟整備調査検討専門家談話会設置
平成20年（2008）	福井洞窟整備検討委員会設置 整備基本構想・計画策定
平成21年（2009）	福井洞窟整備基本設計策定。洞窟周辺の追加指定
平成23年（2011）・ 平成24年（2012）	佐世保市教育委員会 第1トレンチ再発掘調査
平成26年（2014）	東北大学 福井洞穴第三次発掘調査報告書刊行
平成27年（2015）	佐世保市 福井洞窟発掘調査報告書刊行。整備実施設計策定。ガイダンス施設基本構想策定
平成28年（2016）	史跡の整備工事に着手。ガイダンス施設基本設計策定
平成29年（2017）	ガイダンス施設実施設計策定。岡山理科大学共同研究事業開始
平成30年（2018）	史跡地の整備完了
令和2年（2020）	福井洞窟ミュージアム整備。史跡福井洞窟整備報告書刊行。出土品 国重要文化財指定
令和3年（2021）	福井洞窟ミュージアム開館
令和4年（2022）	福井洞窟保存活用計画書策定に着手

## 第2節 計画策定の目的

本計画は、この貴重な歴史遺産である史跡福井洞窟を恒久的に保護・継承していくため、史跡の持つ本質的価値を改めて整理し、適切な保存管理を行うための基本理念や方針を示すとともに、市民・国民の財産となる整備活用につなげることを目的としています。

そのため、史跡福井洞窟とガイダンス施設の一体的な保存と活用、史跡の本質的価値を構成する岩体の保全や植生をはじめとする環境の保存、福井洞窟及びその周辺一体の景観や環境の保全、また史跡福井洞窟をはじめ史跡泉福寺洞窟や岩下洞穴などの佐世保市域の特性である洞窟遺跡群全体の保存活用にかかる包括的な指針につながるよう諸課題を整理する必要があります。

本計画の根源となる本質的価値は、既に指定説明文において明示されています。しかしながら、史跡福井洞窟の再発掘調査にみられるように、その後の調査や研究の進展により、史実の新発見または科学理論の発展などがあり、新たに本質的価値が加わることも想定されます。そのため、価値評価の視点は時間の経過とともに常に深化することも加味していくこととします（図1）。

本計画を実現するためには、史跡の保存・活用・整備における課題を検討し、適切な保存管理と公開活用、その価値を的確にわかりやすく表現した整備を計画に基づいて継続的に進めていく必要があります。

そこで、本計画は図6のような「循環の体系」の中で捉え、佐世保市総合計画との双方向における緊密な関係を持って推進してまいります。この循環は、文化庁や長崎県教育委員会の指導のもと概ね10年の期間を経て新たな段階へと発展的に形成していくよう、その全体を包括する計画自体も見直し・再策定の作業を通じて深化させていきます。

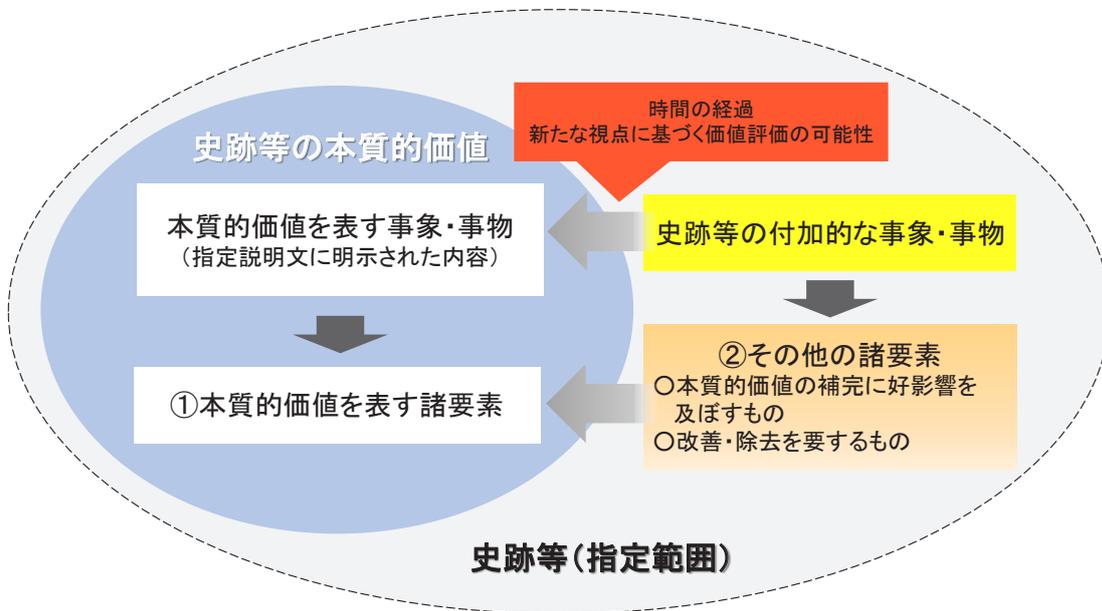


図1 本質的価値を示す事象・事物と付加価値事象・事物との関係  
 (「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」文化庁より引用)

以上の点を踏まえ、本計画書は、以下の5項目に分類し、各章ごとに整理します。

章	内容
第1章・第2章	計画策定の沿革と目的 佐世保市の洞窟遺跡群（佐世保市の位置と環境や福井洞窟を取り巻く環境）
第3章・第4章	史跡の概要（発見から史跡指定、史跡指定の状況） 史跡の本質的価値 構成要素
第5章・第6章	史跡の現状と課題 史跡の基本理念と基本方針
第7章～第10章	史跡の保存・活用・整備・管理運営体制
第11章	史跡の保存・活用・整備を実施するための具体的施策と経過観察

図2 本計画の各章別の項目

### 第3節 計画の対象範囲

#### (1) 計画策定の区域

本計画で主な対象とする範囲は、史跡福井洞窟の指定範囲です。ただし、福井洞窟の周辺や市内各地に点在する洞窟遺跡群も「広域保護区域」として一体的な保存・活用の対象とします。各地の洞窟遺跡は、史跡の周辺環境とともに一体的に且つ面的な保存・活用を推進します。

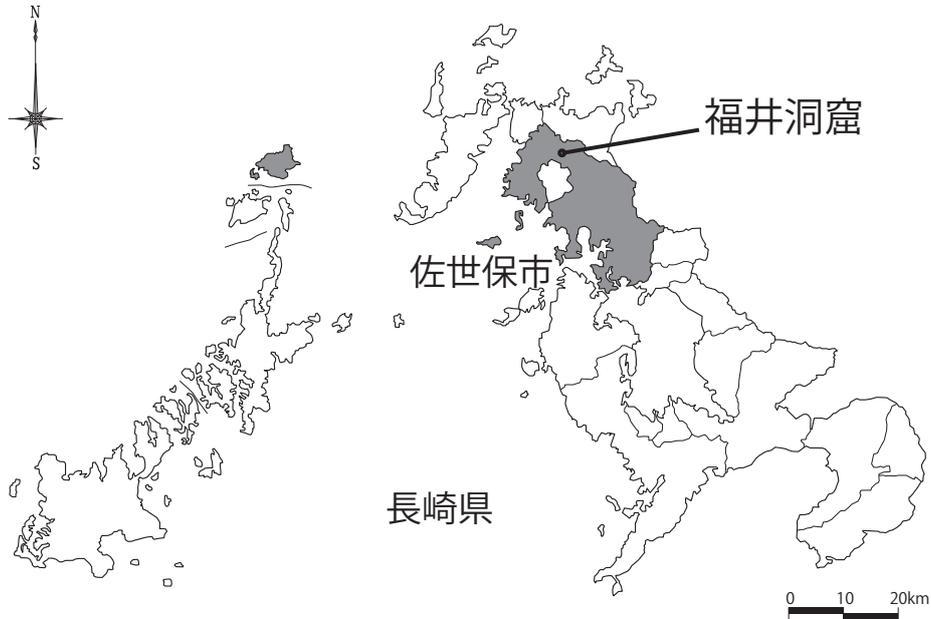


図3 長崎県域位置図



図4 史跡福井洞窟の指定範囲



図5 福井洞窟の位置と周辺地形図 (1/5,000)

## 第4節 計画策定の体制と経過

### (1) 委員会の設置

本計画の策定にあたって、令和4年（2022）4月から福井洞窟整備検討委員会（佐世保市条例第66号）に保存活用検討委員会を設置し、審議を行いました。委員会は、福井洞窟の保存活用計画の基本方針、整備・活用等に関する将来像や管理運営の基本的な考え方など保存活用計画を策定するため必要な事項について、協議・検討を行っています。委員会の構成は下表のとおりです。この委員会には、文化庁及び長崎県教育委員会のほか有識者にも指導・助言をいただきました。

表2-1 福井洞窟保存活用検討委員会（整備検討委員会）構成（五十音順）

No.	氏名	所属		専門	役職
1	小林 達雄	國學院大學	名誉教授	考古学	委員長
2	下川 達彌	活水女子大学	特別教授	考古学	副委員長
3	田中 哲雄	元東北芸術工科大学	教授	造園学	委員
4	中尾 静	吉井地区文化財保存連絡会	会長	地域自治	委員
5	中西 弘樹	長崎大学	名誉教授	植物学	委員
6	西山 賢一	徳島大学	准教授	環境地学	委員
7	襦 宜田 佳男	大阪府立弥生文化博物館	館長	文化財行政	委員
8	宮地 秀郎	佐世保観光コンベンション協会	部長	観光	委員
9	吉福 清和	佐世保市文化財審査委員	前委員長	郷土史学	委員
10	和田 隆	吉井エコツーリズムの会	会長	保存会	委員

表2-2 福井洞窟調査整備考古学専門指導員（五十音順）

No.	氏名	所属		専門	役職
1	岡本 東三	千葉大学	名誉教授	考古学	指導員
2	鹿又 喜隆	東北大学	教授	考古学	指導員
3	白石 浩之	愛知学院大学	名誉教授	考古学	指導員
4	徳澤 啓一	岡山理科大学	教授	博物館学	指導員
5	富岡 直人	岡山理科大学	教授	動物考古学	指導員
6	久村 貞男	佐世保市文化財審査委員会	委員長	考古学	指導員

表2-3 福井洞窟保存活用計画策定指導助言者（組織別、順不同）

No.	氏名	所属		専門	役職
1	浅野 啓介	文化庁文化財第二課	文化財調査官		
2	中尾 篤志	長崎県教育委員会学芸文化課	係長		
3	片多 雅樹	長崎県教育委員会学芸文化課	係長		(令和4年度)
4	中野 真澄	長崎県教育委員会学芸文化課	文化財保護主事		
5	萩原 博文	佐世保市文化財審査委員会	副委員長	考古学	オブザーバー
6	川道 寛	西海市大瀬戸資料館	学芸員	考古学	オブザーバー
7	杉原 敏之	福岡県教育委員会文化財保護課	参事兼課長 技術補佐	考古学	オブザーバー

## (2) 委員会の経過

委員会は、令和4年（2022）7月から令和6年（2024）1月までに計5回開催し、本史跡の保存活用計画にかかる審議を行いました。そのほか、市民の意見を反映するための意見交換会を実施して、提出された意見を計画に反映しています。以下はその経過をまとめたものです。

表3 福井洞窟保存活用検討委員会の進め方

会議	年	開催日	場所	会議内容	開催方法
第1回	令和4年 (2022)	7月16日	佐世保市	①事業スケジュール ②委員会の進め方 ③保存活用計画書の審議 第1章 計画の沿革と目的、第3章 史跡の概要、 第4章 本質的価値の骨子	対面
第2回	令和4年 (2022)	10月20日	佐世保市	①保存活用計画書 第1回委員会の確認 ②保存活用計画書の審議 第2章 佐世保市の洞窟遺跡群、第4章 本質的価値、 第5章 史跡の現状と課題、第6章 基本理念・基本方針	対面 (一部WEB)
第3回	令和5年 (2023)	2月22日	佐世保市	①保存活用計画書 第2回委員会の確認 ②保存活用計画書の審議 第7章 史跡の保存管理、第8章 史跡の活用、 第9章 史跡の整備、第10章 運営体制	対面 (一部WEB)
第4回	令和5年 (2023)	7月13日	佐世保市	①保存活用計画書 第3回委員会の確認 ②保存活用計画書の審議 第11章 施策の実施計画と経過観察、巻末資料	対面 (一部WEB)
第5回	令和6年 (2024)	1月30日 1月31日	佐世保市	①保存活用計画書 第4回委員会の確認 ②保存活用計画書 総括的審議  *現地確認	対面



第1回 委員会審議状況



第2回 委員会審議状況



第3回 委員会審議状況



第4回 委員会審議状況



第5回 視察状況

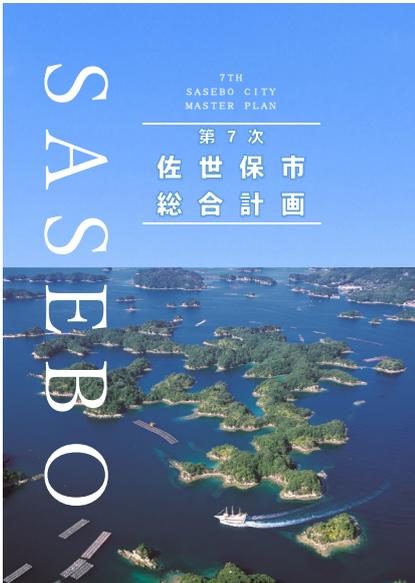
## 第5節 佐世保市行政施策における本計画の位置

### (1) 本計画の位置づけ

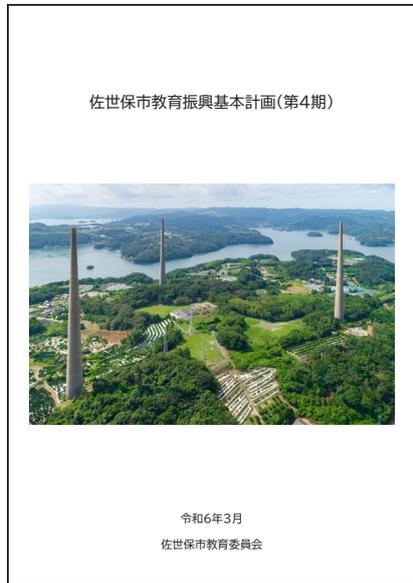
佐世保市は、平成30年度(2018)に「西九州させば広域都市圏」において連携中枢都市宣言を行いました。そして、圏域の住民全体の暮らしを支える都市宣言を行うとともに、これまでの計画をさらに飛躍させるため、令和2年度(2020)に「海風 薫り 世界へはばたく“キラッ都”SASEBO」という将来的な都市像を掲げました。この構想を定めた「第7次佐世保市総合計画」の基本施策として教育施策「施策3：生涯学習・学習スポーツの充実」に「歴史文化の保存・活用・継承」を掲げ、文化遺産を市民共有の財産としてまちづくりに取り組む方針を示しています。さらに、実効性ある計画として「佐世保市教育振興基本計画(第4期)」を定め、総合計画に掲げられた計画を実現するため、重点的、優先的に取り組む事業を具体的に構成する事業として「福井洞窟整備・発掘事業」を盛り込み、福井洞窟を中心とする洞窟遺跡の保存・活用による地域づくりを計画推進の柱の一つとして示しています。

このように、佐世保市のまちづくり計画において、多様な文化遺産を適切に保存し継承するため、文化財の調査・保存・整備、顕彰・支援を推進し、活用を図ることとしています。また、市民の関心と保護意識の醸成を図るため、情報発信等に積極的に取り組むことを目標としています。

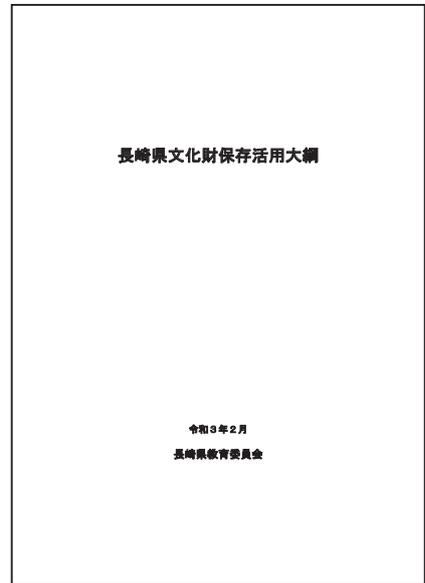
本計画は、こうした上位計画における施策との整合を図り、長崎県文化財保存活用大綱とも連携を図りながら、本市の様々な分野における関連計画や関係法制度と調整及び連携を図ることを基本として、実効性のある計画を策定します(図6)。



第7次佐世保市総合計画



佐世保市教育振興基本計画



長崎県文化財保存活用大綱

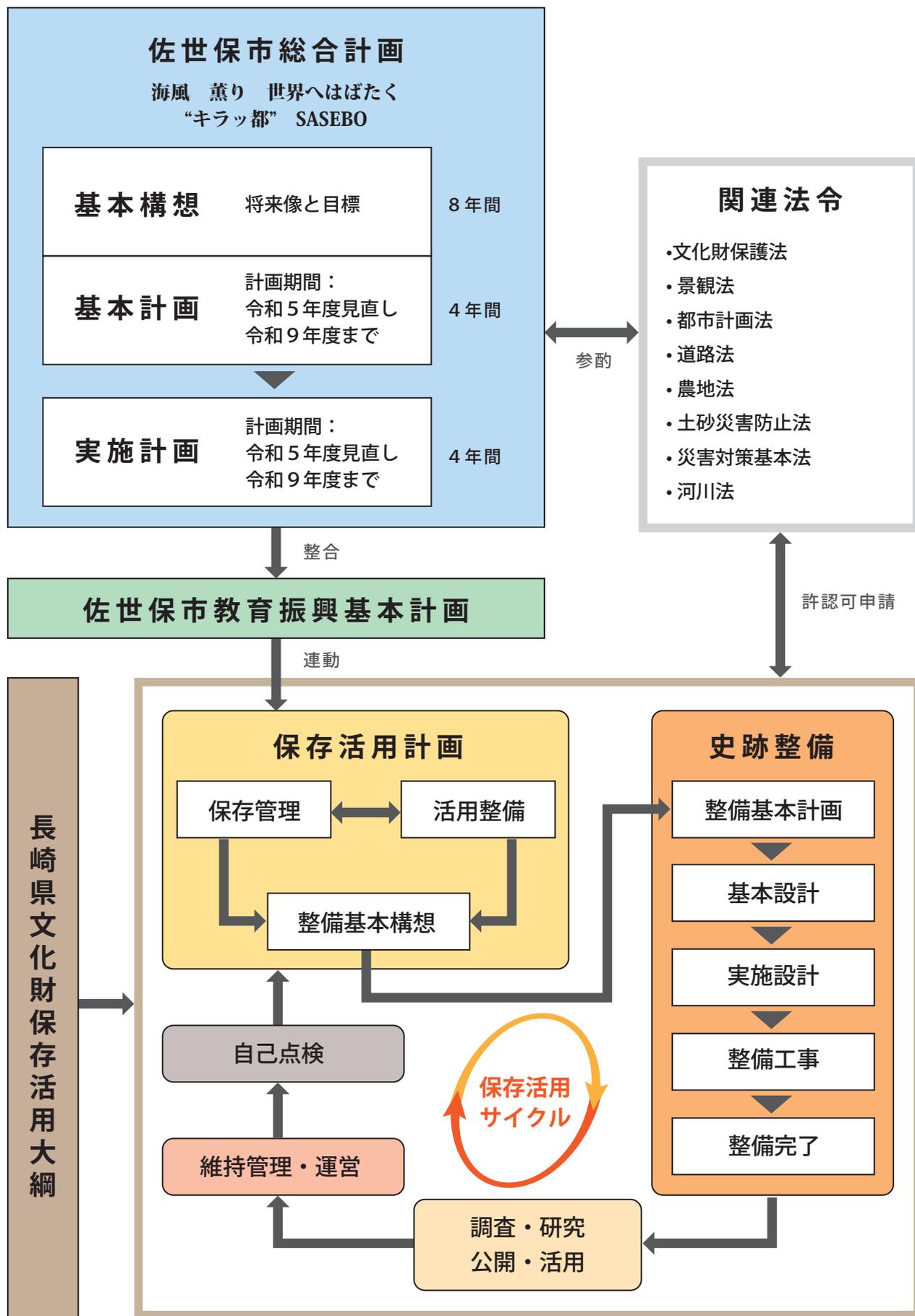


図6 史跡福井洞窟保存活用計画の位置づけ

## (2) 関係法令

史跡福井洞窟の保存活用計画に関連する法令を以下のとおり整理します。

### 1) 文化財保護法

本章第3節で定めた史跡指定範囲には、文化財保護法（昭和25年（1950）5月30日）で定めた史跡指定地にほぼ該当します。そのため、史跡指定地内において現状を変更する場合及び遺構の保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得なければなりません（文化財保護法第125条。以下関係法令について「法」という）。史跡の指定、管理、復旧、現状変更等については法109条から133条が適用されます。これは、史跡整備を行う際も同様で、権限移譲や許可申請等に関しては以下の規定や通知によります。

- ・文化財保護法施行令（昭和50年9月9日政令第267号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出等に関する規則（昭和26年文化財保護法委員会規則第8号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護法委員会規則第10号）
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護法委員会規則第7号）
- ・文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（平成12年庁保伝第14号）

また、周知の埋蔵文化財包蔵地である土地で土木工事等を行う場合は、文化庁長官に届出（法第93条）又は通知（法94条）を行わなければなりません。発掘調査によって出土した遺物は、遺失物法第四条第一項に基づき警察署に提出しなければなりません。

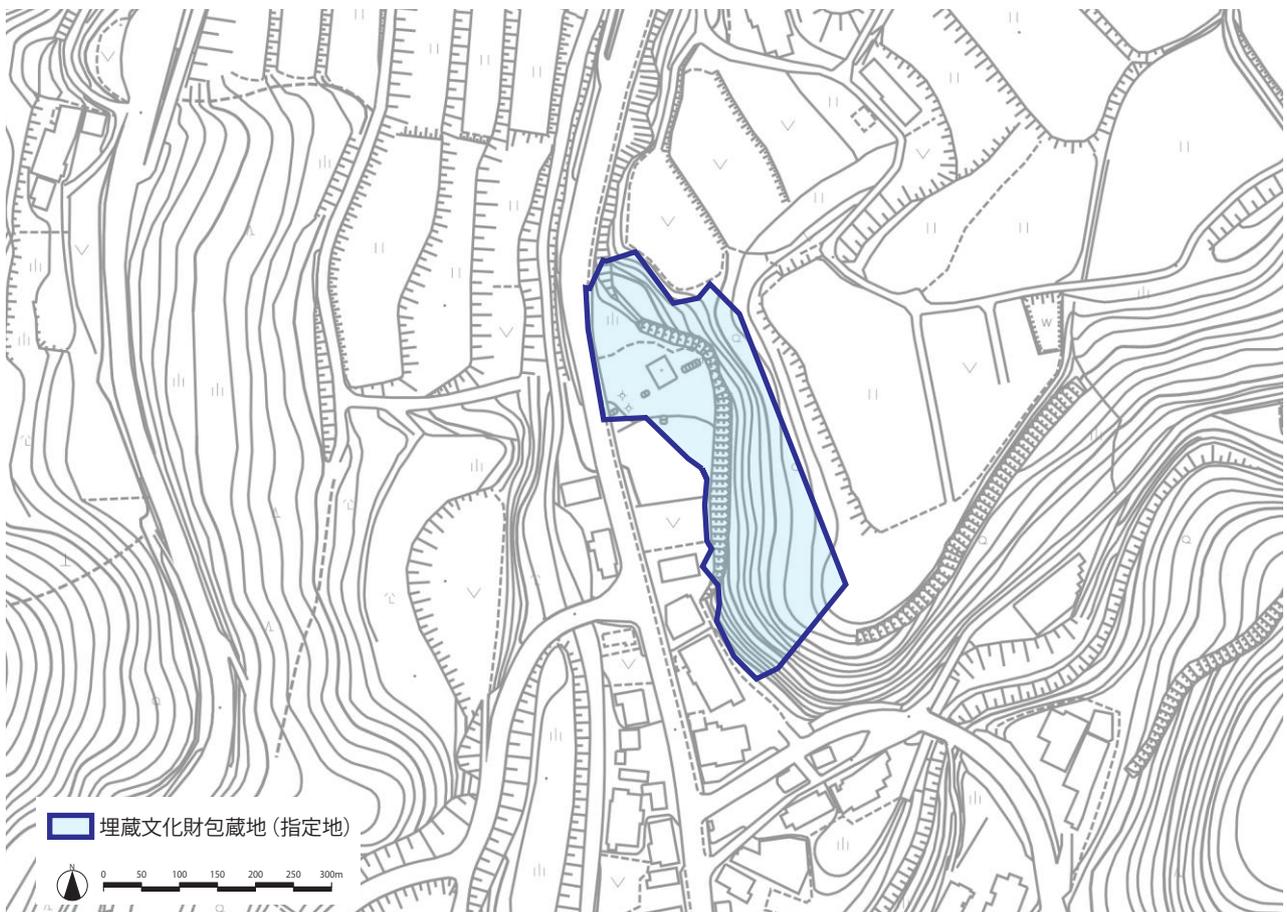


図7 史跡福井洞窟の埋蔵文化財包蔵地の範囲（長崎県遺跡地図より転載）

このほか、県指定及び市指定文化財の現状変更を行う場合は、長崎県教育委員会、佐世保市教育委員会に申請し、許可を得なければなりません。佐世保市では、文化財保護法や長崎県保護条例の規定を受けていない文化財で、市内に所在し、本市にとって重要なものに対して、その保存と活用に必要な措置を講じることとしています。これにより、市民文化の発展に資することを目的に佐世保市文化財保護条例（昭和53年（1978）3月30日）を定めています。

## 2) 景観法

佐世保市は景観法に基づく景観行政団体となっており、九十九島や市街地を取り巻く国見山麓周辺の山々など、良好な自然景観を有しています。また、港から市街地、山麓の斜面地へと続く広がりのあるパノラマ景観は、佐世保を印象づける重要な景観です。これらを保全するため、市内を4つのゾーンに区分し佐世保市景観計画に基づき、景観誘導を行っています。福井洞窟の所在する吉井地区は「山なみゾーン」にあたり自然景観、田園風景の保全による景観形成を方針としています（図8）。本地域では、景観形成のための届出制度と景観形成基準（法第8条第2項第2号）に基づき10mを超える又は1,000㎡を超える建築物や届出対象工作物の新築等を行う場合は届出が必要であり、景観に与える影響が大きい建築物、工作物を対象にゾーン別に景観形成基準を定めて景観誘導を行っています。

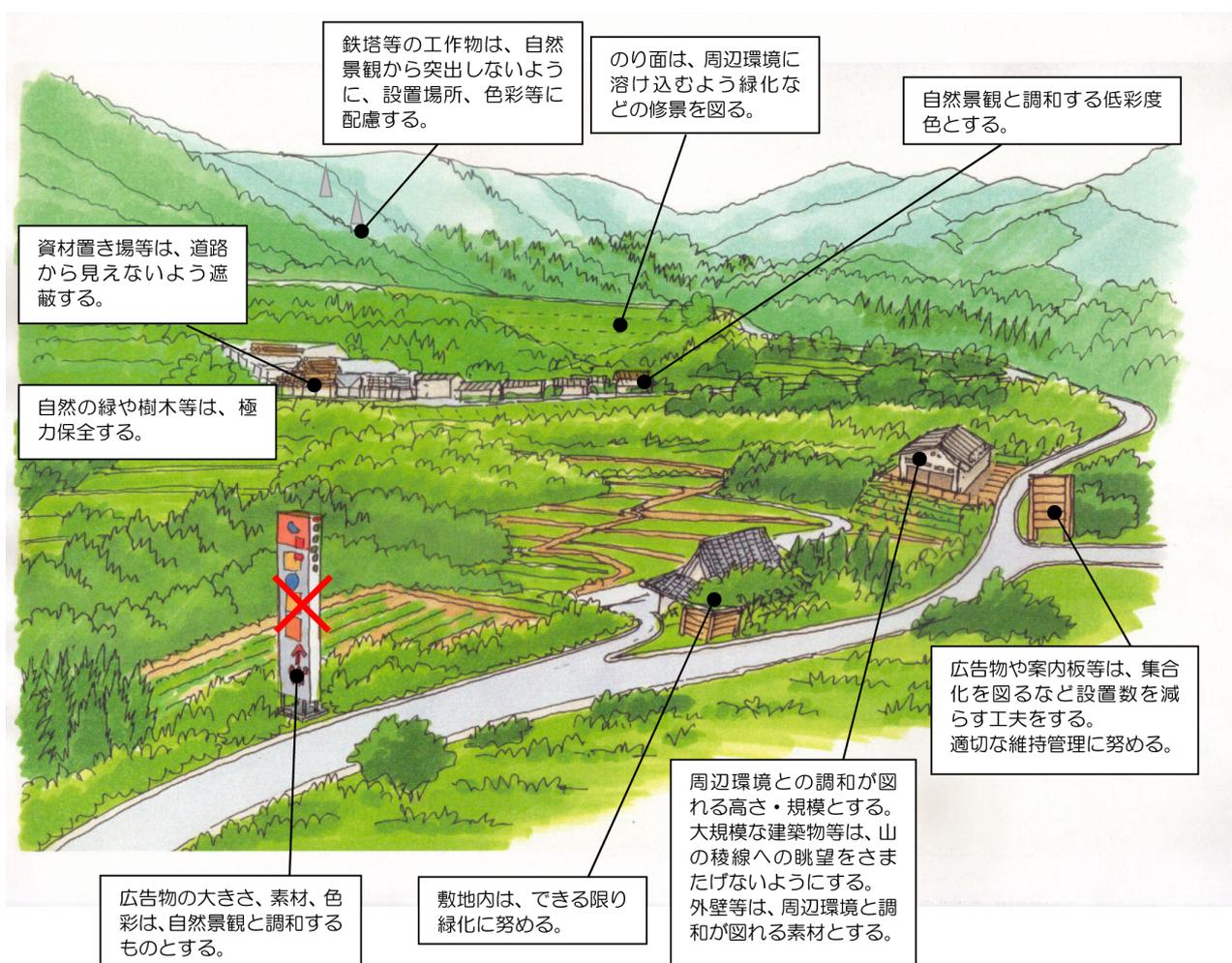


図8 佐世保市景観計画における福井洞窟周辺の景観計画（山なみゾーンのイメージ。佐世保市景観計画より転載）

### 3) 都市計画法

史跡指定地は、都市計画法に基づく都市計画区域外で、規模の大きい（10,000㎡以上）開発行為以外は特に土地利用の規制がありません。一方で、佐世保市都市計画マスタープランにおいて、吉井地区は「佐々川の清流と緑豊かな山々に抱かれた歴史と自然の魅力あふれるまちづくり」を将来像にかかげ、また福井洞窟周辺は「豊かな自然景観の保全地区」（図9）、「地域資源を守り活かした地域内外との交流の促進を図る地区」（図10）として定められています。

#### ●北部エリアにおける連携・調和のイメージ

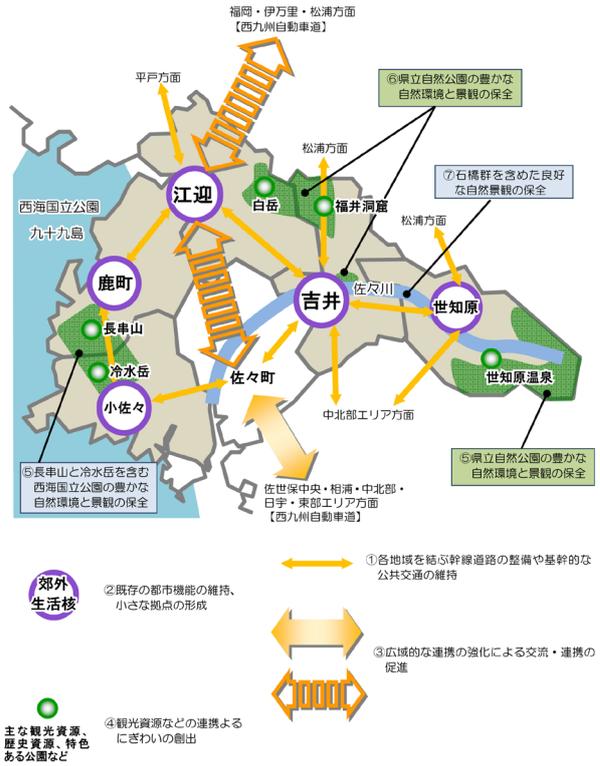


図9 佐世保市都市計画マスタープランにおける市北部地域の計画

#### 吉井地域のまちづくり方針図

**〈福井洞窟、直谷城跡周辺〉**

④地域資源を守り活かした地域内外との交流の促進

＜想定される取組＞

- 福井洞窟や直谷城跡など歴史文化資源の保全
- ★歴史文化資源を巡るコースの設定

**郊外生活核**

**〈吉井駅～支所周辺〉**

①地域の日常生活を支える郊外生活核の形成

＜想定される取組＞

- 現状の都市機能の維持
- 小さな拠点の形成
- 地域内の円滑な移動を支える交通機能の充実
- 公共交通機関の維持・利便性向上
- ★花の植栽など地域の顔にふさわしい憩い空間の創出
- ★地域資源の情報案内
- ★郊外生活核活性化の検討

**〈集落地〉**

②集落地における生活基盤の維持・向上

＜想定される取組＞

- 松浦方面への交通アクセス改善策の検討
- 地域公共交通利用促進策の検討
- ★地域公共交通の利用
- ★親水性のある公園など地域の憩い空間としての活用

③安全でゆとりある居住環境の形成

＜想定される取組＞

- 災害危険性の高いエリアの把握と周知
- ★ハザード情報の共有など地域防災力の強化

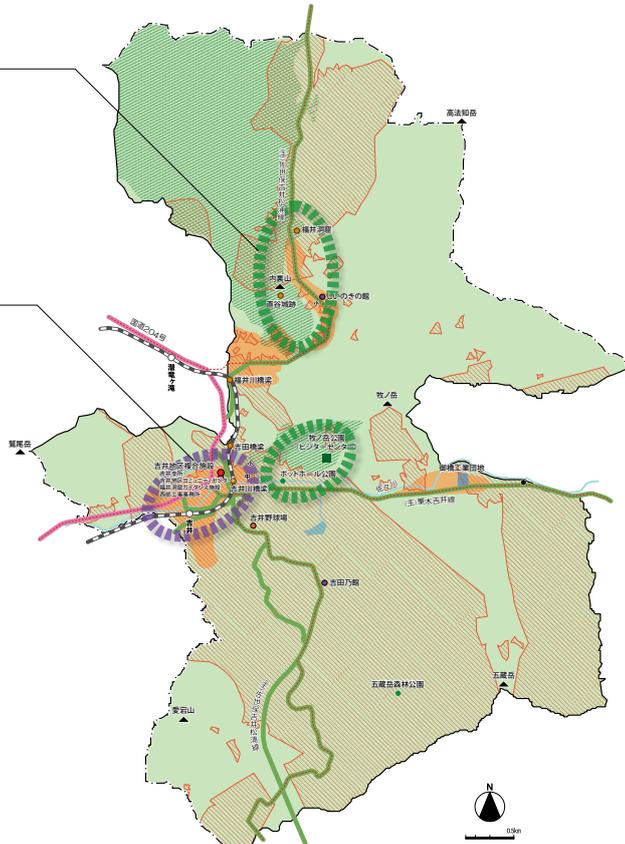


図10 佐世保市都市計画マスタープラン計画における吉井地域（福井洞窟周辺）の計画

#### 4) 道路法

本史跡地の前面には長崎県道 40 号佐世保吉井松浦線が通っています。この道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は道路管理者の許可を得なければなりません。

#### 5) 農地法

本史跡地周辺には農地が点在しています。この農地を農地以外の目的に転用したり、史跡の保存活用のために公有化する場合は、県知事による許可を得なければなりません（農地法第 5 条）。また史跡整備等を行う場合も同様に、県知事の許可が必要となります（農地法第 4 条）。

#### 6) 土砂災害防止法

本史跡地は、土砂災害特別警戒区域に指定されています（図 12）。そのため、土砂災害から人命を守り、災害情報の伝達や避難が早く出来るように、警戒避難体制の整備を行うことが求められています。また、史跡地周辺も土砂災害危険箇所や土石流警戒区域、土石流特別警戒区域、急傾斜地警戒区域に指定されています（図 11）。特別警戒区域において、災害時要援護者関連施設の建築を行う場合などの開発行為には、県知事の許可が必要となります。

土砂災害防止法は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命及び身体を保護するために定められています。佐世保市では、長崎県が指定した土砂災害のおそれがある区域について、土砂災害ハザードマップ（避難地図）を作成しています。

#### 7) 河川法

本史跡地の前には 2 級河川に長崎県が指定した福井川が流れています。工事等を行う場合は、河川法に基づいて行う必要があります。本史跡地の南東を流れる板樋川は、普通河川で法定外公共物として市が管理しています。

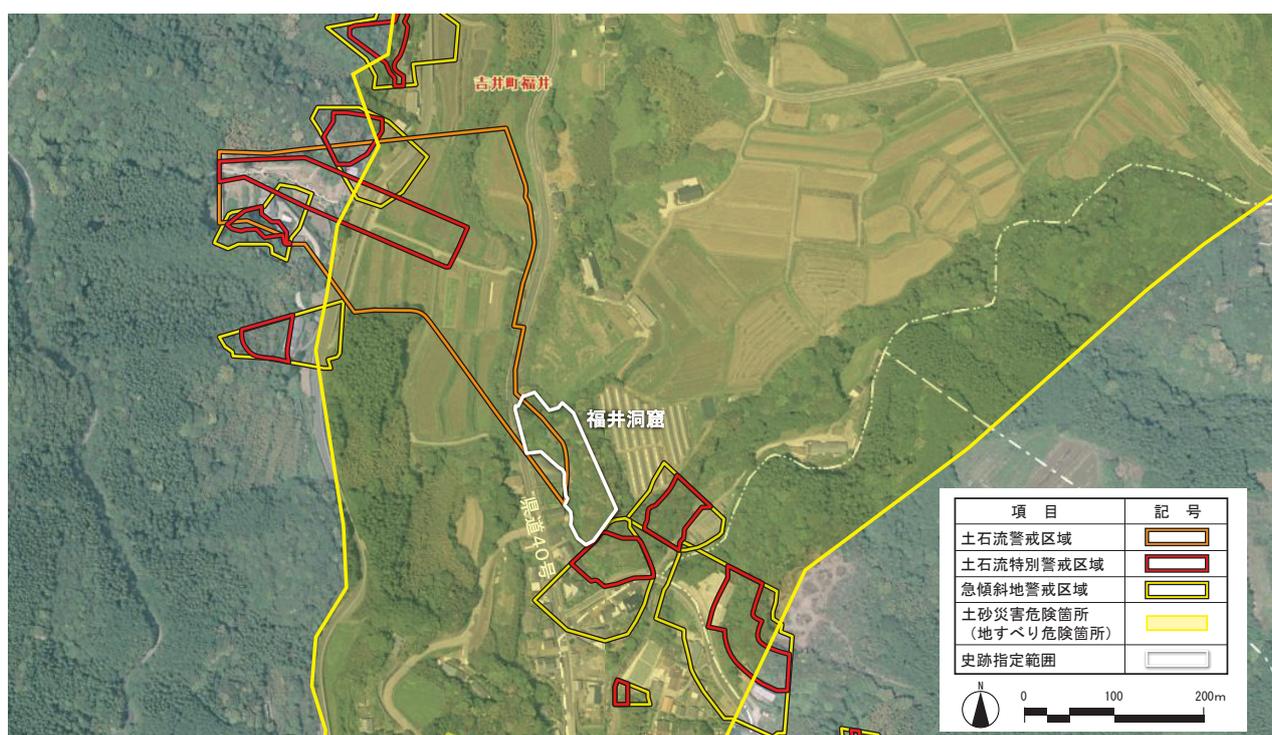


図 11 長崎県土砂災害ハザードマップ（佐世保市）における福井洞窟周辺の警戒区域

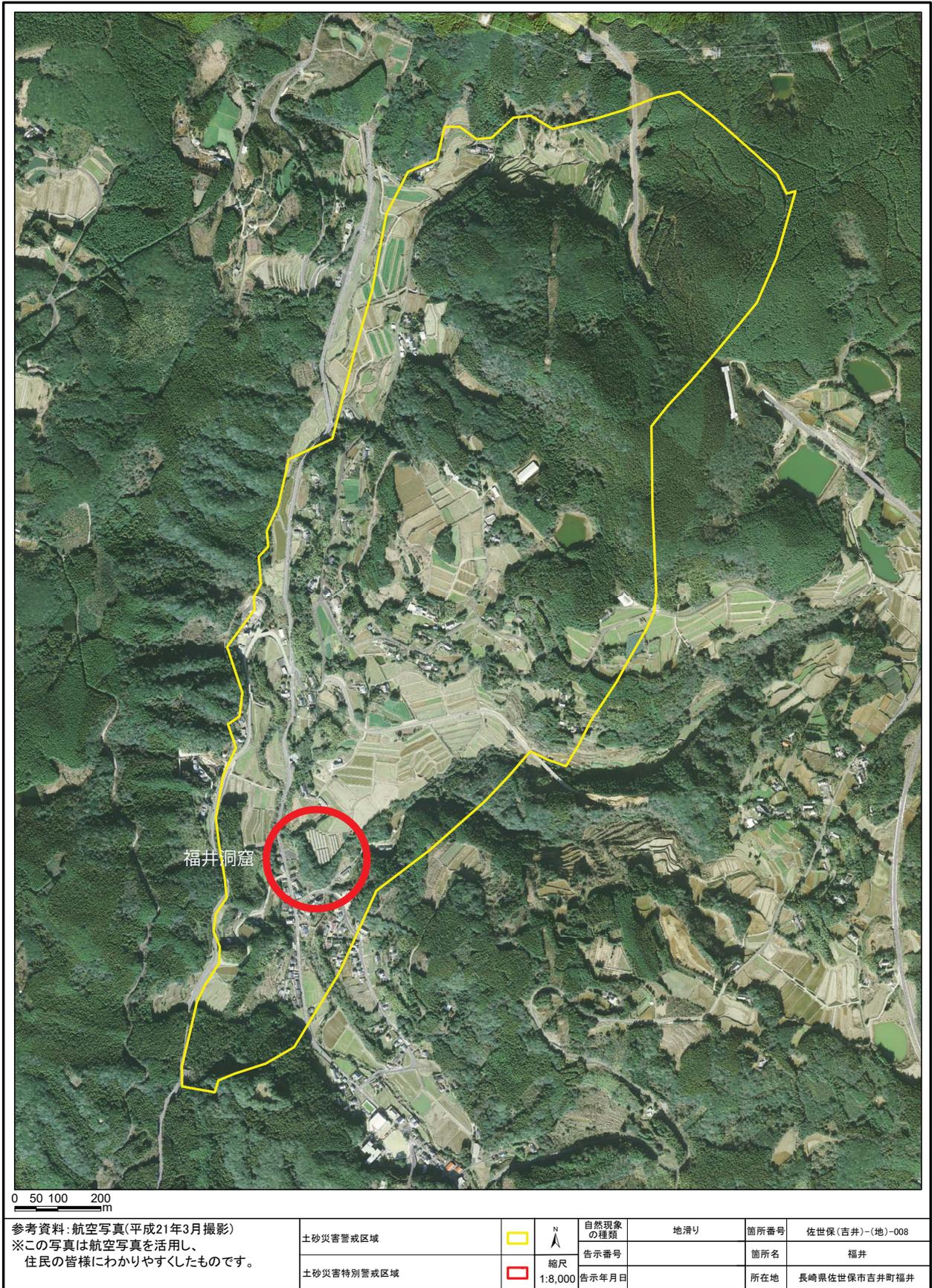


図12 長崎県土砂災害警戒区域等の指定の公示区域(佐世保市吉井町福井)

## 第2章 佐世保市の洞窟遺跡群

### 第1節 佐世保市の位置と環境

#### (1) 佐世保市の概要

佐世保市は、長崎県北部に位置します。市中心部から長崎市まで約80km、福岡市まで約100km、東京まで約1,000km、中国上海市まで約800kmの位置にあります。総面積は県全体の10%にあたる426.06km<sup>2</sup>（令和元年（2019）10月1日時点）を有します。

西海国立公園「九十九島」に代表される、豊かな自然に恵まれた都市です。かつて海軍の軍港として栄えた歴史をもち、現在は米海軍基地がある国際色豊かな港街でもあります。また、日本最大級のテーマパーク「ハウステンボス」などを有する観光都市でもあります。

平成28年（2016）には中核市へ移行し、現在周辺11の市町と共に「西九州させば広域都市圏」を形成しました。人口は昭和35年（1960）の約262,000人をピークに、現在は24万人を下回っています。戦後、「平和都市宣言」により、平和産業都市及び国際貿易港の実現に向け発展し、現在造船業等の製造業とともに県北地域の商業・観光業・サービス業の中心都市となっています。

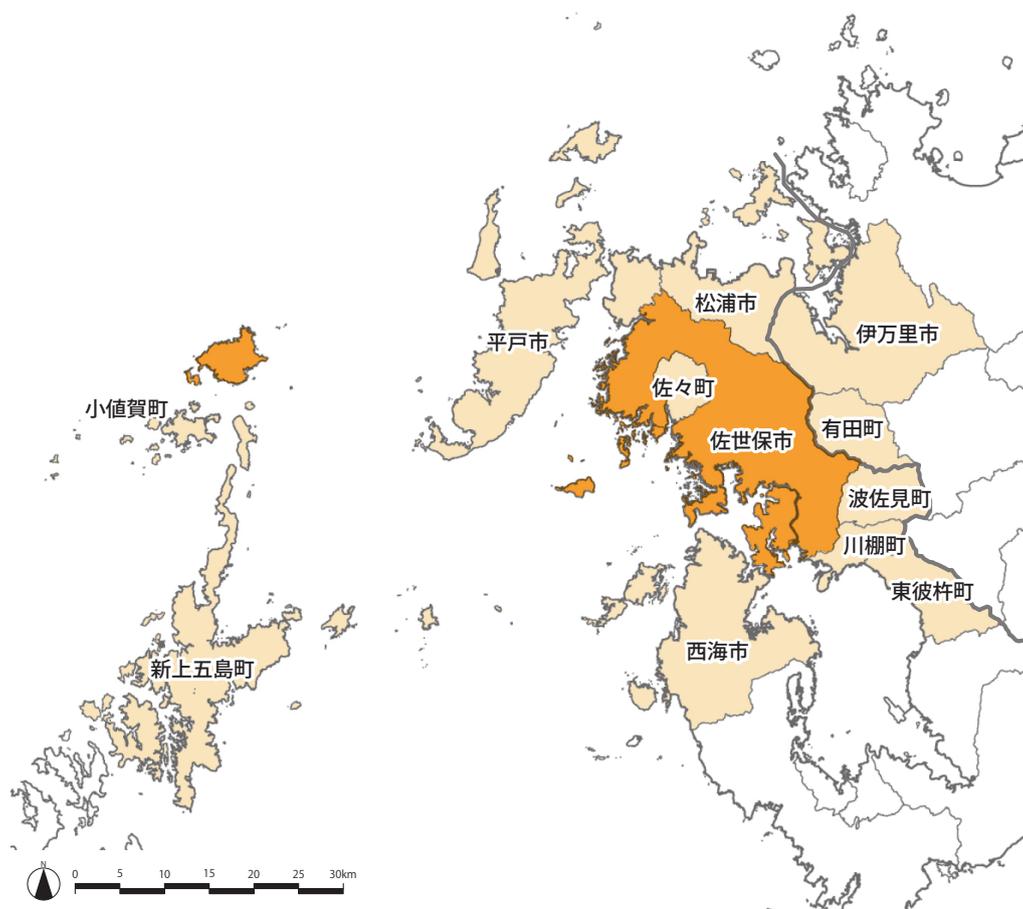


図13 西九州させば広域都市圏と佐世保市の位置



西海国立公園 九十九島



烏帽子岳から望む九十九島



黒曜石原産地針尾島（左：淀姫 右：高島 奥：牛の岳）

## （2）自然環境

史跡福井洞窟は、九州北西端の北松浦半島の中央部に位置します。この地域は、佐世保炭田の地域にあたります。本地域を構成する地質は、新第三紀層とそれを覆う玄武岩の溶岩台地からなります。この台地を相浦川や佐々川、江迎川が開析し、谷合の地形や崖地形が多く見られます。市域の西から南部までが海に面しており、臨海部にはリアス式海岸が形成され、各所に半島や岬がみられます。このリアス式海岸と大小の島々が織りなす複雑な自然景観は、風光明媚な西海国立公園「九十九島」として称賛されています。一方、市内では烏帽子岳（568 m）、将冠岳（445 m）、国見山（776 m）等の山系が連なり、市域東側では佐賀県と県境を接しています。国見山を越えると、佐賀県伊万里市には腰岳、市域南部には針尾島やその周辺に黒曜石原産地が分布しています。福井洞窟周辺にも安山岩原産地や松浦市星鹿半島など、第四紀初め頃までの火山活動による黒曜石原産地があり、豊富な石材環境がみられます。

市内の山地には若い二次林とスギ・ヒノキなどの植林地がモザイク状に分布し、発達した二次林は尾根部や急傾斜地などに部分的に分布します。原生林は国見山にわずかに残ります。山頂付近にはアカガシの原生林があり、両生類のブチサンショウウオや、アカガシを食草とするキリシマミドリシジミが生息しています。夏鳥のキビタキ、アカショウビン、オオルリなどの定期的な渡来地になっており、秋にはアカハラダカ・ハチクマといったタカ類やハリオアマツバメなどの小鳥類も渡ってきます。佐世保の上空は、烏帽子岳・九十九島などに代表されるように、各地へ行き交う渡り鳥の十字路にもなっています。

玄武岩の岩角地には特徴的な植物が生育します。例えば、江迎町の白岳には大陸系植物のダンギク、ホソバヤマジソ、タムムラサキ、ニシノハマカンゾウが生育しています。また、小佐々町の冷水岳にはイワシデがみられます。砂岩の洞窟地形である御橋観音には、シロヤマセンマイやミヤジマシダ、スジヒトツバなど40種以上の暖地性のシダ植物がみられ、国の天然記念物に指定されています。

市内各地に点在していた草原は鹿町や離島の宇久島を除くと急激に少なくなっています。そのため、シバハギを食草とするタイワンツバメシジミ、スミレ類を食草とするウラギンスジヒョウモンなどの蝶類も生息地が狭まっており、危機的な状態にあります。

山間部にはため池や湿地が点在しています。ここには、イヌタヌキモ、ジュンサイ、ヒツジグサなどの植物やメダカ、マルタニシ、ベニイトトンボが見られ、一部はヤマアカガエルの産卵地となっています。世知原町にはミヤマアカネ(絶滅危惧種ⅠA類)が長崎県内で唯一生息しており、現在「ふるさと自然の会」が保全に取り組んでいます。

福井洞窟が存在する佐々川流域にも、特徴的な動植物が存在します。国見山系のアカガシ原生林を水源とする佐々川は、自然護岸がよく残されています。上流域にはイワタバコ、中流域には市内唯一のシラネセンキュウがみられ、シダ類の宝庫といえるものです。河口には、県北で最も大きな干潟が広がっていて、ハマグリやカガミガイが多く生息していましたが、現在激減しています。カブトガニの生息地も点在しています。また、日本有数のアサクサノリの生育地としても知られます。

沿岸部は市内中心部が港として整備されていますが、郊外には遊水地や塩性湿地が残っています。地形的な特徴から干潟が各地に点在し、地点ごとに特徴的な生態系があります。特に、九十九島周辺にはセンベリアワモチ、シイノミミミガイなどの希少な貝類が生息し、護岸には塩生植物のハマボウも多く生息しています。また、島嶼部には南方系植物のアコウなどもみられ、その北限となっています。

佐世保市は森林性の生物は少ないものの、沿岸の生物が多い特徴がみられ、複雑な海岸地形を持つことで、入り組んだ干潟に生息する生物がみられるなど多様性に富んだ環境をみることができます。



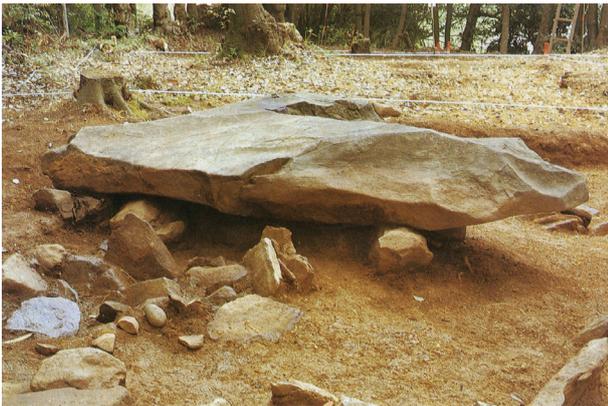
秋に東南アジアへ渡るアカハラダカ(タカ科)



国指定天然記念物 御橋観音シダ植物群落  
シロヤマセンマイ



ミヤマアカネ



縄文時代晩期～弥生時代早期大野台支石墓群（史跡）



弥生時代 宮の本遺跡



古墳時代 鬼塚古墳（県指定）



古墳時代 鬼塚古墳（県指定）

### （3）歴史的環境

佐世保市の歴史の始まりは、今から約4万年も昔の旧石器時代にさかのぼります。旧石器時代には、標高400mを超える山間にある遺跡と沖積低地の遺跡のほかに、谷沿いの洞窟・岩陰遺跡があります。旧石器時代から縄文時代には東アジアを代表する福井洞窟や泉福寺洞窟などがあり、当時の暮らしぶりが明らかとなっています。

続く縄文時代では、岩下洞穴で30体近い埋葬人骨が発見されています。縄文海進の頃に貝塚を形成した下本山岩陰など河川の流域に沿って洞窟・岩陰遺跡がみられます。

弥生時代には大陸からの文化が伝わり、大野台支石墓や水田農耕の始まりを示す四反田遺跡、離島の高島には埋葬墓が多数発見された宮の本遺跡がみられます。

古墳時代には、海岸部に展開する鬼塚古墳や三島山古墳などの古墳が存在します。

古代におけるこの地域の様子は、奈良時代に国が作った『肥前國風土記』等の古文書の記述から窺い知ることができます。佐世保地方で最も古い地名として、当時交通の要衝であった早岐は、既に肥前國風土記に「速来」として記されています。

平安時代の終わり頃から、長崎県北部や佐賀県唐津地方に「松浦党」と呼ばれる武士集団が現れ、地域ごとに土地を支配していました。この武士集団「松浦党」の中心的存在だった宗家松浦氏は、相浦を根拠とし、分家である平戸松浦氏と激しい攻防を繰り返しました。また、有田・伊万里など内陸からの道と、北松浦と東彼杵を結ぶ海岸沿いの道の交差点に



平安時代 三島山経塚出土品（市指定）

位置する早岐では、自然と「市」が開かれるようになりました。この市には、五島、平戸方面からは魚類、乾物等を積んだ船が押し寄せ、遠く佐賀、福岡の陸地からは茶、陶器等を持った人々が集まり、盛んに海陸物産の交易が行われました。この「早岐茶市」は連綿として今日まで続けられており、毎年5月には多くの買い物客で賑わっています。

江戸時代の初め頃には新田開発が行われるようになりました。当初、早岐新田や宮崎新田、相浦の川下新田などについて藩が新田開発を直接行っていました。その後、個人も行うようになりました。その代表的なものが、相浦川河口に広がる干潟の干拓として開発された大潟新田です。

また、離島部への開拓を目的とした移住も行われ、黒島には秘かにキリスト教を信仰していた潜伏キリシタンが多く移住しました。また、新田開発と並行して行われた街道整備として、平戸から佐世保や早岐を通り、東彼杵で長崎街道につながる「平戸往還」があります。参勤交代などでこの往還を利用するため、街道筋である江迎、中里、佐世保、早岐には藩主が休息や宿泊する本陣が置かれました。

近代における地方都市としての発展の歴史は、市制施行からの本市のあゆみで見ることができます。明治初期までは人口約4,000人の半農半漁の村でした。

しかしその後、明治19年(1886)に海軍の鎮守府と軍港の設置が決定されてから急速に発展し、明治35年(1902)に村から一挙に市になりました。

太平洋戦争の戦禍からの復興の中、昭和35年(1960)に佐世保市は「平和都市宣言」を行い、今日の観光都市佐世保の指針が示されていきます。

このように、佐世保市では旧石器時代から近現代に至るまでの多様な歴史があり、常に海を介した交流の中で人々の営みがあったことが分かっています。



江戸時代 三川内焼 三つ葉葵大皿片



江戸時代 大潟新田水門と堤防(市指定)



明治時代 黒島天主堂(重文・世界遺産構成資産)



明治時代 佐世保鎮守府(日本遺産構成文化財)

## 第2節 佐世保市の洞窟遺跡群

### (1) 遺跡の分布

佐世保市内には、36か所の洞窟遺跡が河川の流域に点在しています。福井洞窟をはじめ、各洞窟遺跡群は時代ごとにそれぞれ有機的な関係性を持っています。さらに、隣接する佐々町や佐賀県伊万里市などの北松浦半島域に洞窟遺跡が広く分布しており、合計すると43か所の遺跡群となります。

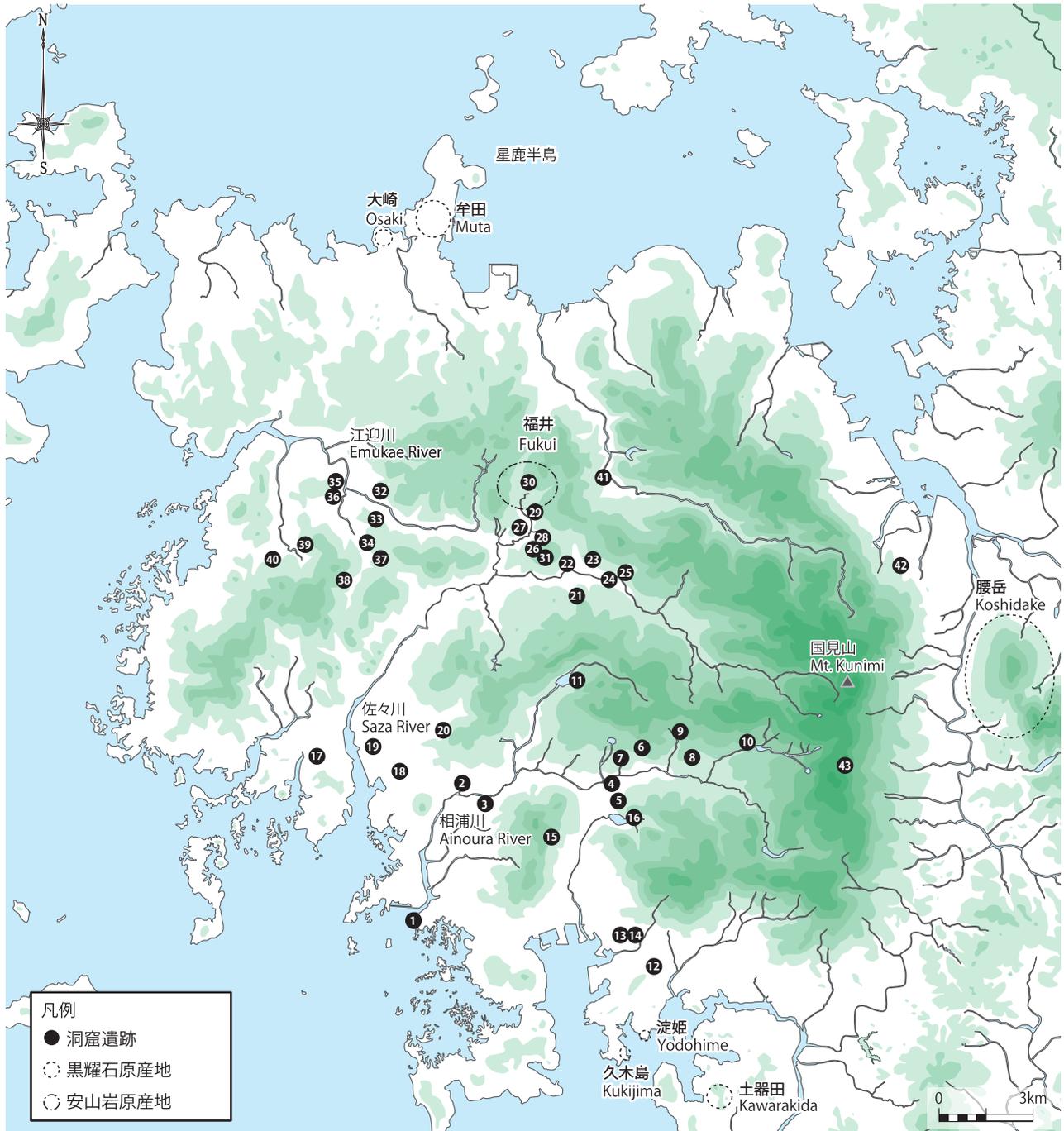


図14 北松浦半島（佐世保市域及びその周辺）の洞窟遺跡群

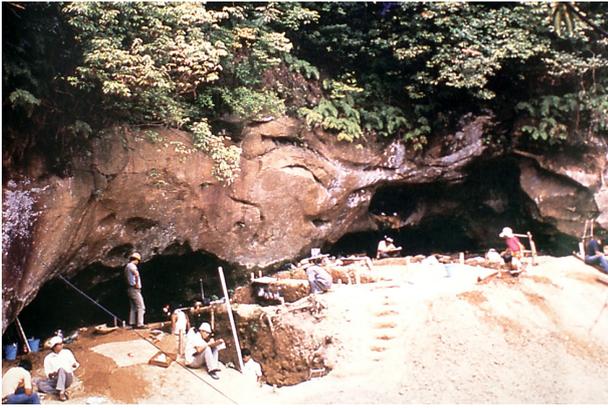
表4 北松浦半島（佐世保市域及びその周辺）洞窟遺跡一覧

	遺跡名	指定	所在地	水系	時代・時期	遺構・遺物等	調査者及び所属機関	備考
1	牽牛崎洞穴		佐世保市	相浦川	中世	炉址・混貝層	佐世保市教委	
2	下本山岩陰	県史	佐世保市	相浦川	縄文前、中、後、晩、弥生	炉址・埋葬・貝層・石棺	佐世保市教委	
3	柴原百間坂洞穴		佐世保市	相浦川	縄文早?			試掘
4	大門洞穴		佐世保市	相浦川	縄文前、中、後、晩、弥生		佐世保市教委	
5	泉福寺洞窟	国史	佐世保市	相浦川	旧、縄草、縄早～晩、弥生	炉址・敷石・晩期土坑	佐世保市教委	
6	岩下洞穴	県史	佐世保市	相浦川	縄文草、早～晩、古墳	炉址・埋葬	佐世保市教委	
7	池野谷洞穴		佐世保市	相浦川	縄文後?、弥生?	土坑・石棺様配石	佐世保市教委	
8	杉ノ尾洞穴		佐世保市	相浦川	縄文早		千葉大学	
9	上炭床岩陰		佐世保市	相浦川	縄文前、中、後、晩、弥生		佐世保市教委	
10	大古川岩陰		佐世保市	相浦川	縄文早、前、中	石囲炉址	佐世保市教委	
11	菰田洞穴		佐世保市	相浦川	旧石器、縄文早、前	石囲炉址・貯蔵穴	佐世保市教委	
12	天神洞穴		佐世保市	日宇川	旧石器、縄早～晩、弥、古		佐世保市教委	
13	龍神洞穴（福石山）	国名	佐世保市	佐世保川	中世、近世	炉址・混貝層	佐世保市教委	
14	福石観音岩陰		佐世保市	佐世保川	縄文草		佐世保市教委	
15	中通洞穴		佐世保市	佐世保川	縄文後		佐世保考古学研究会	
16	桜木岩下岩陰		佐世保市	佐世保川	縄文中、後		佐世保市教委	
17	大悲観岩陰	国名・市史	佐世保市	佐々川	縄文早、前、中、後、弥生、近世	貝層	佐世保考古学研究会	
18	真申洞穴		佐世保市	佐々川	旧石器、縄文、弥生		佐世保市教委	
19	小浦岩陰		佐々町	佐々川	中世	炉址・混貝層	個人	
20	大山口岩陰		佐々町	佐々川	縄文		個人	
21	橋川内洞窟	市史	佐世保市	佐々川	縄文早～晩、弥生、近世		長崎大学	
22	長谷洞穴		佐世保市	佐々川	縄文後、古代		鹿町工業校	
23	中谷洞穴		佐世保市	佐々川	弥生、中世		佐世保市教委	
24	岩谷口第1岩陰		佐世保市	佐々川	縄文早～晩、弥生、古墳		(財)古代学協会	
25	岩谷口第2岩陰		佐世保市	佐々川	縄文早、後、弥生、古墳		(財)古代学協会	
26	牧ノ岳洞穴		佐世保市	佐々川	縄文早、中、後		佐世保市教委	
27	直谷岩陰		佐世保市	佐々川	旧石器、縄文草、早、弥生	石器製作址	佐世保市教委	
28	不動明王谷岩陰		佐世保市	佐々川	旧石器		佐世保市教委	
29	上直谷岩陰		佐世保市	佐々川	旧石器?			表採
30	福井洞窟	国史	佐世保市	佐々川	旧石器、縄草、早～晩、弥	炉址・石敷・石器製作址	日考協・佐世保市教委	
31	石橋（御橋観音）	国名	佐世保市	佐々川	近世			
32	前田岩陰		佐世保市	江迎川	縄文早		鹿町工業高校	
33	長谷禅門岩陰		佐世保市	江迎川				未調査
34	山田禅門岩陰		佐世保市	江迎川	縄文?			試掘
35	高岩	国名	佐世保市	江迎川				
36	石屋洞穴		佐世保市	江迎川	縄文	炉址	長崎県	
37	大谷岩陰		佐々町	江迎川	旧石器、縄文早、晩	炉址	大谷岩陰発掘調査実行委員会	
38	ぜんもん岩岩陰		佐々町	江迎川	縄文			未調査
39	屋敷ノ元岩陰		佐世保市	鹿町川				未調査
40	禅門岩洞穴		佐世保市	鹿町川	近世			未調査
41	黒岩岩陰		松浦市	志佐川	縄文			未調査
42	白蛇岩岩陰	県史	伊万里市	有田川	旧石器、縄文早～晩期		伊万里市教委	
43	中尾岳洞穴		有田町	有田川	縄文早、中、後		西有田町教委	

\* 国史：国指定の史跡、国名：国指定の名勝、県史：県指定の史跡、市史：市指定の史跡

## (2) 発掘調査の経過

佐世保市内 36 か所の洞窟遺跡は、福井洞窟の発掘調査をはじめ、長い発掘の歴史があります。ここでは、主な洞窟遺跡の調査とその内容について解説します。



泉福寺洞窟 昭和 50 年 (1975) の発掘調査



左から小田静夫、麻生優、内藤芳篤、右端に芹沢長介

昭和 38 年 (1963) 岩下洞穴にて



岩下洞穴



下本山岩陰 昭和 44 年 (1969) 発掘調査

## 史跡 泉福寺洞窟

佐世保市の中心部を流れる相浦川中流域の左岸、標高 89 m に位置します。昭和 45 年 (1970) から 10 次にわたる調査が実施されています。調査の結果、遺跡は第 1 洞から第 4 洞までの各支洞内と、それらの前面に形成され、旧石器時代から古墳時代にいたる遺物が、堆積する 12 層の包含層から出土することが明らかとなりました。我が国の縄文時代のはじまりを示す遺跡として、国の史跡指定を受け、出土遺物 5 万点のうち「豆粒文土器」をはじめとする土器 8 個体、石器 1,956 点が国の重要文化財に指定されています。遺物の出土状態が層位的にとらえられる洞窟遺跡出土品の好例であるとともに、旧石器時代から縄文時代への移行のあり方が、細石刃を中心とした多量の石器類の組み合わせからも復元でき、加えてわが国における出現期の土器と、その型式学的変化をたどることができる等、高い学術的価値を持っています。

## 県指定史跡 岩下洞穴

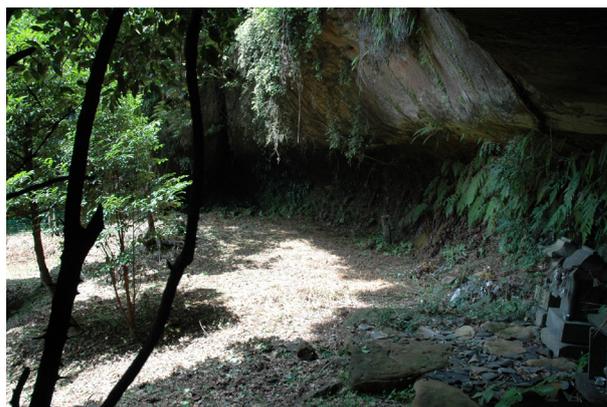
相浦川中流域で泉福寺洞窟の対岸にある石盛岳南斜面の砂岩露頭、標高 200 m 付近に位置します。昭和 39 年 (1964) から 4 回にわたり発掘調査が行われました。縄文時代早期と前期の人骨約 30 体が確認され、墓域としての洞窟の利用が明らかとなりました。近年、国立科学博物館による修復と分析により、短命で華奢な縄文人の形質等が詳細となり、国内屈指の人類遺跡であることが改めて確認されています。

## 県指定史跡 下本山岩陰

相浦川下流域、標高 10 m の当時の河口に近い岩陰に位置しています。昭和 44 年 (1969) に 2 回にわたり発掘調査が行われました。縄文時代前期から弥生時代の墓域と生活跡であり、明見川に面した砂岩露頭に開口 30 m、奥行き約 4 m、庇高約 3 m 程の岩陰を利用していたようです。縄文時代前期のイノシシ等の哺乳類、鳥類、魚骨などの骨角器類（釣針等の漁労具や貝輪、ペンダント等の装飾品）が出土し注目されます。弥生時代の埋葬人骨が 2 体、箱式石棺墓で発見され、弥生時代には墓域としての岩陰利用が明らかとなりました。

### 直谷岩陰

福井川中流域に位置します。昭和35年(1960)に福井洞窟の調査と並行して、間壁忠彦氏、高橋護氏を担当者として発掘調査が行われています。この調査では、地表から-2mの岩盤まで発掘調査が行われ、旧石器時代や縄文時代草創期の遺物が福井洞窟の層位と対比される形で確認されています。その後、佐世保市教育委員会により断続的調査を行っており、<sup>14</sup>C年代測定結果で4万年前後の測定結果と石器群を確認しています。今後、岩陰の前庭部での層位的調査が期待されています。



直谷岩陰

### 市指定史跡 橋川内洞窟

佐世保市の北部を流れる佐々川中流域の左岸、標高113mに位置します。間口13mと大きな洞窟で北東に面して開口し、日当たりはあまりよくありませんが、近くに水が湧いています。昭和45年(1970)に発掘調査が行われました。遺物は土器や石器のほか、シカの脛骨を用いたへら状の骨角器も見ついています。縄文時代早期の拠点的な遺跡と考えられています。



橋川内洞窟

### 岩谷口第1・第2岩陰

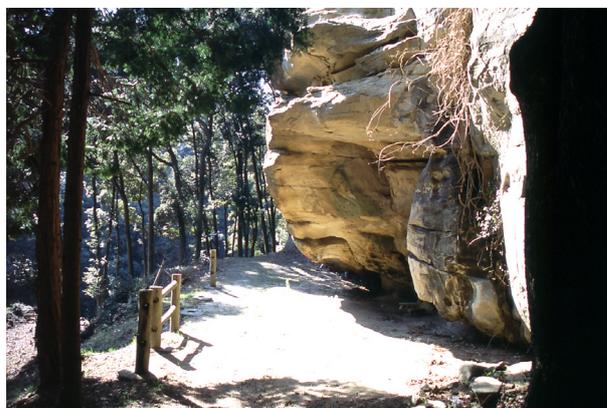
佐世保市の北部を流れる佐々川中流域の右岸、標高90m付近に位置します。南側に面して4つの洞窟が開口し、近くに水が湧くなど条件に恵まれています。昭和41年(1966)に発掘調査が行われました。古墳時代の内行花文鏡片が出土しており、古墳時代の洞窟祭祀の利用を示す事例です。出土遺物は市指定文化財となっています。



岩谷口第2岩陰

### 市指定史跡 大悲観岩陰

佐々川河口に近く、白ノ浦を南西方向に見る丘陵部にある標高20m付近に位置しています。昭和53年(1978)、佐世保考古学研究会により発掘調査が行われました。縄文時代早期・後期には岩礫性の貝が土器・石器と一緒に多量に見つかり、流域の拠点的な遺跡と考えられています。塔状になった砂岩の残丘には「大悲観」の文字が刻まれ、江戸時代の平戸八景の一つに数えられています。現在、大悲観公園として整備され、国指定の名勝となっています。



大悲観岩陰

このほか、表4のとおり、調査が行われ、令和5年度(2023)末時点で36か所ある遺跡のうち、地形測量を行った遺跡は20遺跡、包含層を記録した遺跡は18遺跡あります。

### 第3節 流域における洞窟遺跡

#### (1) 遺跡群の特徴

市域に点在する36か所の洞窟遺跡は、佐世保市域を西流する佐々川と相浦川の二大河川の流域沿いに分布しています。これまでの調査研究の中で、洞窟遺跡群としての特徴を抽出し考察した結果、本地域の洞窟遺跡の特徴として、以下の5項目が挙げられます（佐世保市2010）。

- ①全国的にも珍しい旧石器時代の洞窟遺跡が存在しています。
- ②縄文時代草創期に遺物量が豊富で、季節移動においても拠点の利用が数遺跡にわたって見られます。
- ③縄文時代草創期から前期において、遺構や遺物の多い拠点となる洞窟遺跡が、時代と共に拠点を移しています（図15-3）。さらに、中心的な洞窟遺跡の周りにはキャンプサイトとして利用していた衛星的な洞窟遺跡が見られます（図15-1・2）。
- ④石材原産地として、福井川流域において安山岩原産地を背景とした洞窟遺跡の在り方が見られます。
- ⑤多様な洞窟地形が河川や海蝕や風化といった様々な成因により見られます。

一方、旧石器時代の洞窟利用のあり方、洞窟利用開始期の様相、旧石器時代から縄文時代の古環境の変遷、洞窟の形成過程などの様々な課題が浮かび上がってきました（佐世保市2010）。

#### (2) 遺跡間の関係

本市地域の洞窟遺跡は、河川（流域）に沿って分布しています。これは、洞窟の地形形成が主に河川を成因とすること、旧石器時代や縄文時代の狩猟・採集を主とする行動領域とが重複していたことを示しています。ここでは、佐々川と相浦川の二つの河川流域別に遺跡間の関係を整理します（表5）。

旧石器時代の洞窟遺跡と開地遺跡の関係はあまり明確ではありません。佐々川流域における旧石器時代細石刃文化期の拠点は福井洞窟で、周辺に直谷岩陰や辻田池遺跡が分布しています。直谷岩陰は、福井洞窟から直線距離1kmで南に近接し、日常的に往来が可能な距離です。細石刃文化期から縄文時代爪形文土器文化期前半までは、福井洞窟が中心的であったと考えられます。また、土器出現期には、豆粒文土器・隆起線文土器がみられます。石器の型式から泉福寺洞窟との関係性もみられ、流域を越えた人々の行動領域が窺えます。それは8層類型と言われる特徴的な型式の他、石材環境も対照的であることから分かります。爪形文土器文化期後半では、直谷岩陰での石器類の出土量が増加しており、一時期拠点の移動があったと考えられます。縄文時代早期の押型文土器段階では、再び福井洞窟が拠点となります。その周辺には衛星的遺跡が増加し、1km～10kmの移動距離と想定できます。福井洞窟が拠点として存在したのは、安山岩（通称北松浦玄武岩）原産地を背景とする石槍の生産が一つの理由と考えられます。この時期、河口付近には、大悲観岩陰が存在します。中流域の橋川内洞窟には、狩猟具のほか、混土貝層がみられます。大悲観岩陰と橋川内洞窟では、同時期に汽水性の貝類がみられ、関係性が窺えます。その後、縄文時代後期に中上流の山間部にある岩谷口第1・2岩陰に中心が移ります。黒曜石原産地の腰岳に近く、剥片鏃を主体とする狩猟生活との関係性が考えられます。

相浦川流域では、縄文時代草創期に泉福寺洞窟、早期に岩下洞穴、前期に下本山岩陰に拠点遺跡が変遷します。弥生時代や古墳時代になると、下本山岩陰や岩谷口岩陰のように墓域や祭祀場的な利用が高まるようです。中世や近世においても洞窟を季節的に利用することが、遺構遺物が少ない洞窟遺跡が点在することからも理解されます。

表5 流域における洞窟遺跡の変遷

分布図No.	遺跡名	水系(流域)	旧石器			縄文						弥生	古墳	古代	中世	近世	
			AT前	AT後	細石刃文化期	草創期	早期	前期	中期	後期	晩期						
8	杉ノ尾洞穴	相浦川															
9	上炭床岩陰	相浦川															
7	池野谷洞穴	相浦川															
6	岩下洞穴	相浦川															
5	泉福寺洞窟	相浦川															
4	大門洞穴	相浦川															
10	大古川岩陰	相浦川															
11	菰田洞穴	相浦川支流小川内川															
2	下本山岩陰	相浦川															
1	牽牛崎洞穴	相浦川 海食洞															
15	中通洞穴	佐世保川															
16	桜木岩下岩陰	佐世保川															
13	龍神洞穴	佐世保川															
12	天神洞穴	日宇川															
24	岩谷口第1岩陰	佐々川															
25	岩谷口第2岩陰	佐々川															
23	中谷洞穴	佐々川															
22	長谷洞穴	佐々川															
21	橋川内洞窟	佐々川															
30	福井洞窟	佐々川支流福井川															
29	上直谷岩陰	佐々川支流福井川															
27	直谷岩陰	佐々川支流福井川															
28	不動明王谷岩陰	佐々川支流福井川															
26	牧ノ岳洞穴	佐々川支流福井川															
17	大悲観岩陰	佐々川															

\*番号は図14の分布番号と符号する。

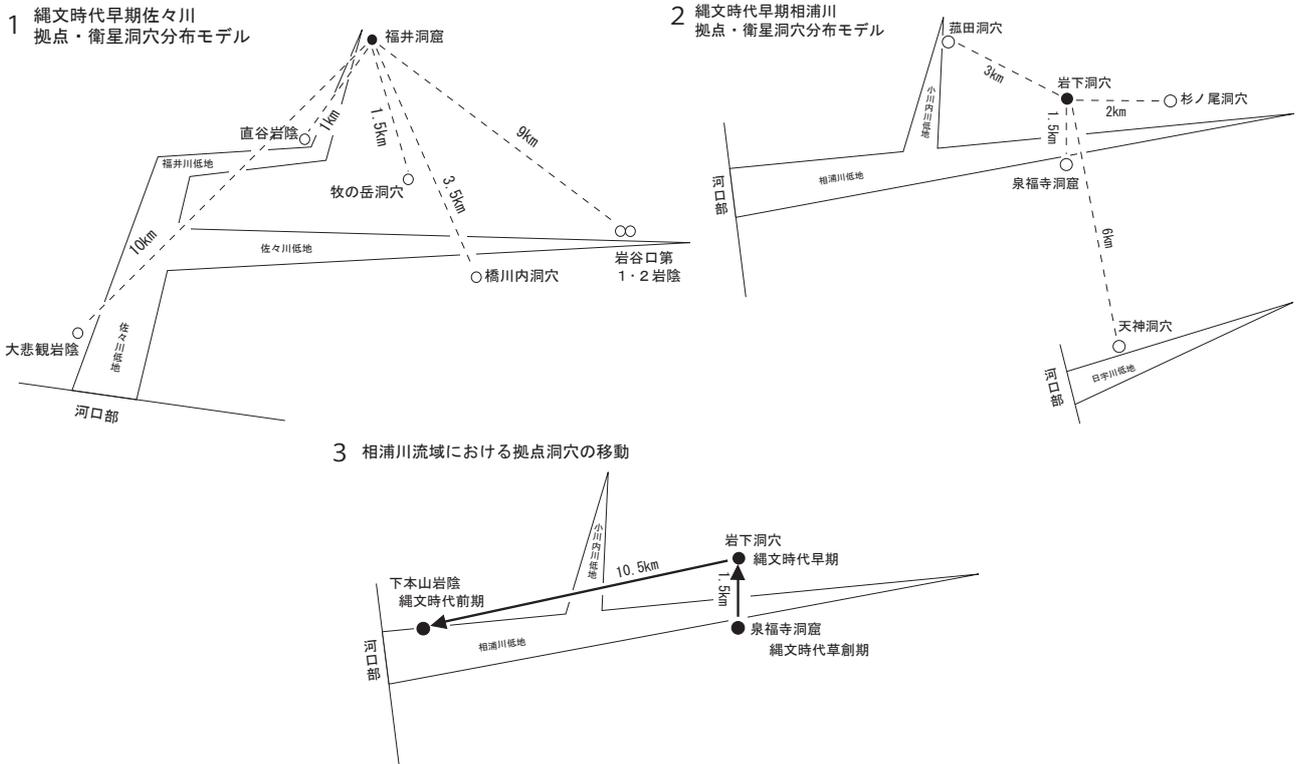


図15 流域における洞窟遺跡の変遷と分布モデル

## 第4節 洞窟遺跡群の保護の現状

本地域は、洞窟遺跡を基軸として歴史の変遷をみることが出来る類まれな地域です。また、洞窟遺跡は単体で存在したものではなく、二つの河川を中心として、各遺跡間の対応関係の中で形成された遺跡群であることが分かります。

### (1) 保存

現在、佐世保市内には36か所の洞窟遺跡があります。これらの遺跡は、河川の流域に沿って分布し、それぞれが時期ごとに関係性をもっています。そのうち、遺跡が集中する地域や重要遺跡から発掘調査が行われることで、人びとの生活の痕跡が明らかになってきた遺跡から順次指定が行われてきました。中には江戸時代の名勝地「平戸八景」内に遺跡が存在することで名勝として保存されている遺跡もあります。

現在、国指定の史跡2件、名勝4件、県指定史跡2件、市指定史跡2件あり、それ以外は周知の埋蔵文化財包蔵地となっています。指定されたものは基本的に各地域を母体とした市民による保存会があり、清掃活動などの管理を行っています。

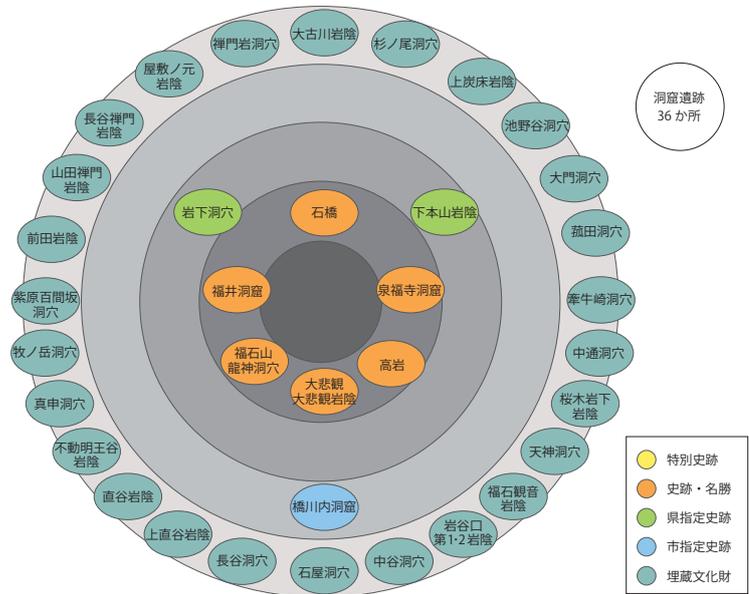


図16 佐世保市の洞窟遺跡群の指定状況

### (2) 活用

市内の洞窟遺跡の成因は様々で、形態も岩陰地形や洞穴地形など多様化しており、来訪者には多様な印象を持たれています。来訪者が流域別に見学できる2つの見学ブロック（佐々川流域・相浦川流域）を作っています（図17）。これら洞窟遺跡の出土資料は福井洞窟ミュージアムと佐世保市博物館島瀬美術センターで保管・展示を行っています。



図17 佐世保市内の洞窟遺跡群の活用ルート

# 第3章 史跡の概要

## 第1節 史跡福井洞窟の概要

### (1) 福井洞窟の学史的経緯

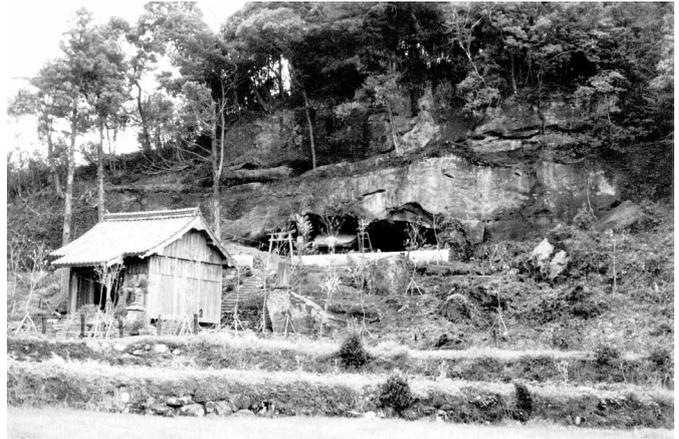
福井洞窟は、日本列島西端部の長崎県佐世保市吉井町福井に所在しています。県北部の国見山系の山地から南西に流れる福井川の侵食により、標高110mに形成された第三紀堆積岩の砂岩洞窟です。洞窟の規模は、間口16.4m、庇高4.7m、奥行5.5mあり、西北九州においては、泉福寺洞窟（佐世保市瀬戸越1丁目）と並ぶ規模を誇る大きな洞窟遺跡です。ここでは福井洞窟の発見から発掘史について整理します。

#### 福井洞窟の発見

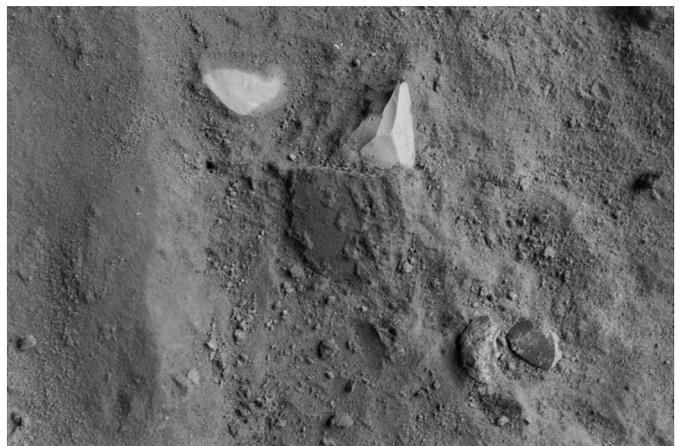
「福井洞穴」は昭和53年（1978）に史跡として国の指定を受け「福井洞窟」という名称になります。ただし、発見当初は福井洞穴、福井岩陰などと称されていました。福井洞穴が遺跡として発見されたのは、昭和10年（1935）、福井稲荷神社本殿の改築の際でした。掘削された土砂の中から土器や石器を郷土史家松瀬順一氏が発見したことで知られるようになります。一方、当時の日本考古学界では日本文化や日本人の起源を求めて各地で発掘調査を行っていました。その流れは、昭和24年（1949）の岩宿遺跡の発見により、旧石器文化の探求が加速します。洞穴遺跡の調査は、それまでの日本人の起源論と共に、古人骨や土器起源の問題も目的の一つとして追究されていました。

昭和34年（1959）に九州一円で遺跡探訪を行っていた鎌木義昌氏と芹沢長介氏は佐世保市産業文化館（後の佐世保市文化科学館、現島瀬美術センター）で開催されていた「古代文化展」において福井洞窟の情報を得て、松瀬氏と共に現地を訪れます。地表面に土器や石鏃を採集し「さらに下層には旧石器時代まで遡る公算が強い」と確信します。

こうして西北九州総合調査特別委員会（後に、洞穴遺跡調査特別委員会）による調査の一環として、昭和35年（1960）には鎌木氏と芹沢氏を中心に多くの研究者が参加して福井洞窟の3次にわたる発掘調査が行われました。



昭和35年（1960）福井洞窟発掘調査の頃



隆起線文土器と細石刃石器群の出土



最下層（15層）旧石器（両面加工石器）の出土 3次調査

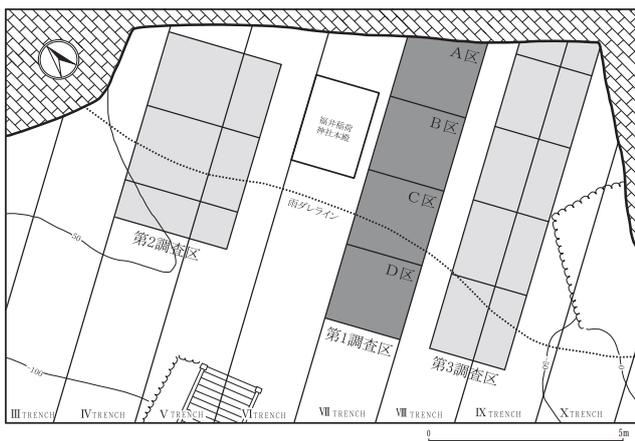


図18 福井洞窟 洞窟内発掘調査箇所

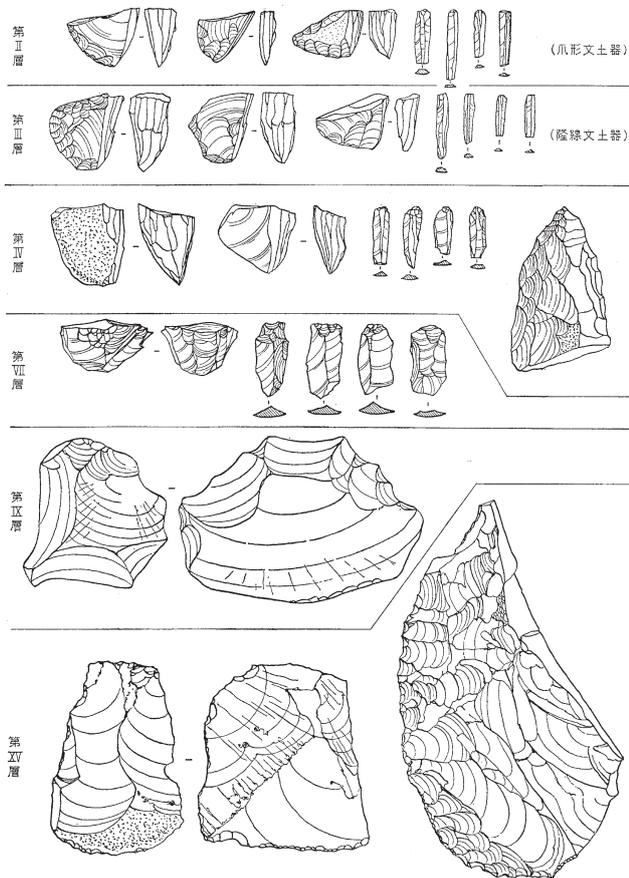


図19 1960年代の福井洞窟の各層の出土遺物  
(鎌木・芹沢 1967 より引用)

### 福井洞窟の発掘

発掘調査は3か所の調査区を設けて行われました。そのうち、第2調査区において、地表から一5.75 mの岩盤まで発掘調査が行われ、旧石器時代から縄文時代草創期までの遺物が層位的に確認されました。

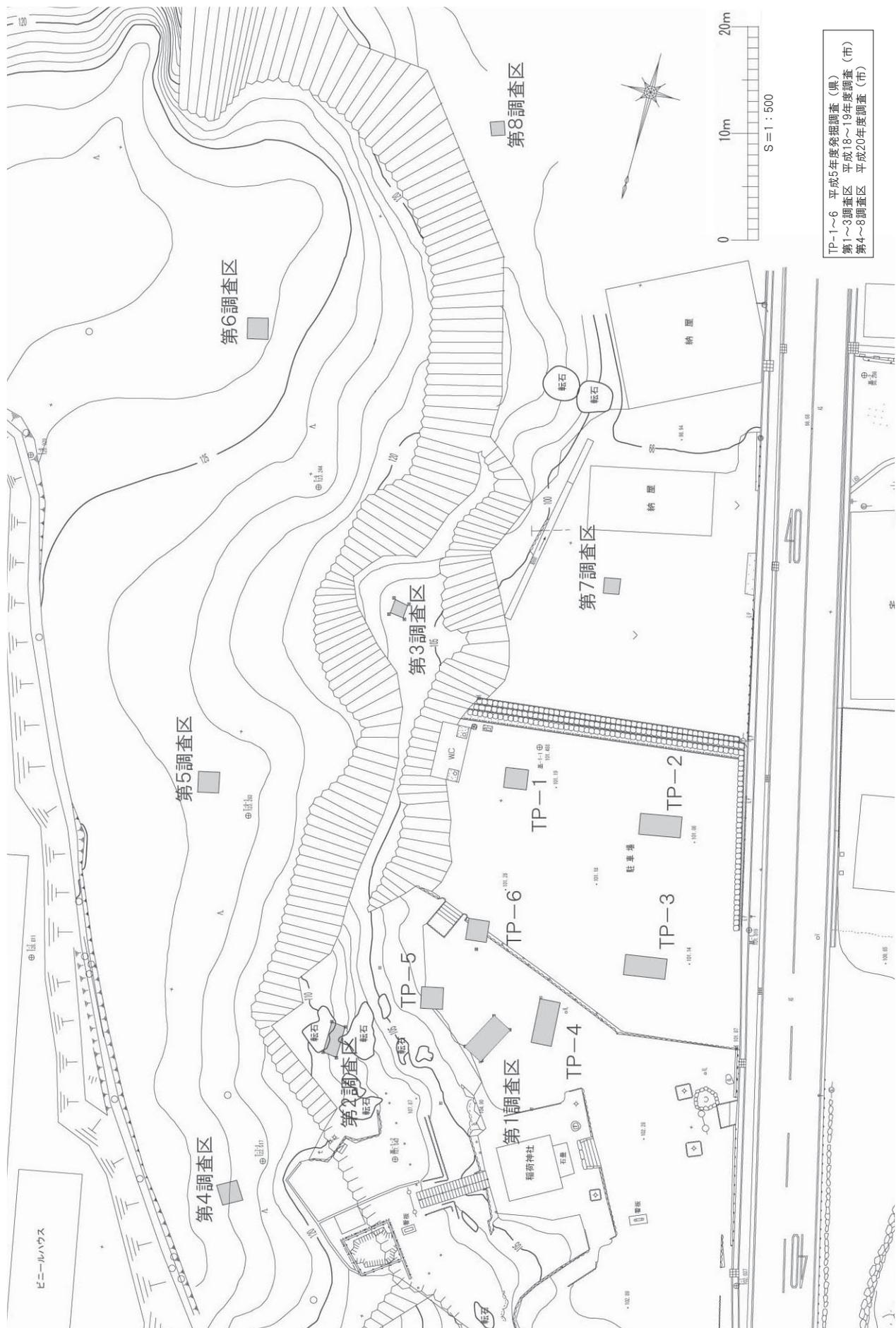
一次調査では土器と細石刃石器群の共伴について、調査隊の全員が納得していませんでしたが、調査隊も二次調査の出土状態により確信します。なお、一次調査では、表層に人骨が見つかり、井手寿謙氏が読経供養し壺に入れて保管した記録があります。さらに、近藤二郎氏に人骨を貸出したという文書が佐世保市に残っており、その経緯が芹沢氏の『日本旧石器時代』にも記されています。

その下層で細石刃石器群の単純層が、さらに下層で安山岩製石器（瀬戸内技法の影響を受けたナイフ形石器文化期に相当）が確認されました。

最下層となる15層からは、安山岩製の両面加工石器などが出土し、同層の放射性炭素年代（ $^{14}\text{C}$ 年代）は、31900年以前とされ、当時の測定技術の限界を超えた古い時期と考えられました。（発掘調査の後、ウィスコンシン大学や学習院大学木越研究室において、当時最新の科学技術であった放射性炭素年代測定が行われたのです）。

土器の出現について、それまでよりも古い時期に爪形文土器や隆起線文土器が存在すると確認しました。加えて、年代測定が $12700 \pm 500$  (BP) という世界最古級の年代値を得たことで縄文時代開始期の研究にも進展をもたらします。

このように発掘調査によって、旧石器文化から縄文文化への発展過程が層位的に確認されるという画期的な成果を上げることとなり、次第にその成果が学会でも共有されることとなります。こうした発掘調査の成果により、昭和53年(1978)に、国の史跡に指定されることとなりました。



TP-1~6 平成5年度発掘調査(県)  
 第1~3調査区 平成18~19年度調査(市)  
 第4~8調査区 平成20年度調査(市)

図20 これまでの発掘調査地点・トレンチ

## (2) 近年の調査成果と遺構・遺物

### 発掘調査報告書等の刊行

東北大学では平成 27 年（2015）3 月に 9 万点近い膨大な資料を数年にわたる再整理作業によって報告書を刊行しています。これにより学術論文で掲載され学史的に重要な資料がまとめられました。そして、トレンチ内の遺物組成だけでなく、土器資料が具体的に類型化され、年代が整理されており、石器については使用痕や運搬などの変化の過程を研究するという新たな方向性も示されています。また、岡山理科大学や倉敷考古館の所蔵資料も令和 4 年（2022）に『福井洞窟資料図譜』として公開され、当時の研究内容が明らかとなっています。

### 再発掘調査の経緯と概要

佐世保市は、平成 17 年（2005）の旧吉井町と佐世保市との合併に伴い、「新市まちづくり計画」を策定し、福井洞窟の整備事業を立ち上げました。その史跡整備事業の一環として、平成 24 年（2012）2 月～平成 25 年（2013）3 月の期間で発掘調査を実施しています。発掘調査は、史跡への影響を抑え、安全性を確保する観点から昭和 35 年（1960）の第 1 調査区（2 m×8 m）を掘り継ぐ形で行いました。この再調査の結果、地面から深さ 5.5 m にわたる地層の中で、少なくとも時期区分上 8 時期にわたる（約 10,200～19,000 年前）の文化層を確認することができました（P.31 写真）。再調査では、洞窟の形成過程と共に当該期の洞窟利用のあり方についても推察することができました。細石刃石器群の初源から終末に至る細石刃剥離の技術的変遷（位牌塔（野岳型）—小石刃—船野型—福井型）を層位的に確認し高精度の自然科学分析（<sup>14</sup>C 年代測定法）により、各文化層の理化学的年代を特定したことも特筆すべき点です。

### 再発掘調査の層位的成果

上層の 2～3 層（約 14200～16000 年前）では、爪形文土器・隆起線文土器と福井型細石刃核の共伴の確認、4 層（約 16200 年前）では船野型細石刃石器群を検出し、昭和 35 年（1960）の調査成果（鎌木・芹沢 1965）を追認することができました。3c 層・4 層では定形化した片面加工の安山岩製搔器が共伴して出土し、道具の組成についてもわかってきました。7～9 層（約 17000～17300 年前）では小石刃石器群、その 2 m 下の 12 層（約 17700 年前）において、炉と 2 個体の位牌塔型細石刃核の石器製作趾、13 層（約 18700 年前）でも炉や石敷と共に野岳型（位牌塔型）細石刃核を検出しました。最も下の文化層である 15 層では年代は未確定でしたが、河川の影響を受けた堆積物であり、安山岩以外にも黒曜石石材の利用を確認することができました。

表 6 福井稲荷神社沿革

年	項目
14～15 世紀頃	福井稲荷神社創建 志佐氏の直谷城築城に際し鬼門封じのために創建された可能性あり
昭和 10 年（1935）	福井稲荷神社本殿の建設に際し、地表より約 -90cm を削平する

表 7 発掘調査一覧（1960-2013）

年度	項目
昭和 35 年（1960）	日本考古学協会西北九州総合調査特別委員会 第 1 次調査
昭和 38 年（1963）	日本考古学協会洞穴遺跡調査特別委員会 第 2 次調査
昭和 38 年（1963）～ 昭和 39 年（1964）	日本考古学協会洞穴遺跡調査特別委員会 長崎県教委、吉井町教委 第 3 次調査
昭和 53 年（1978）	史跡指定
平成 4 年（1992）	吉井町教育委員会 駐車場整備に伴う確認調査
平成 18 年（2006）	佐世保市教育委員会 範囲確認調査
平成 19 年（2007）	佐世保市教育委員会 範囲確認調査
平成 20 年（2008）	佐世保市教育委員会 範囲確認調査
平成 23 年（2011）・ 平成 24 年（2012）	佐世保市教育委員会 第 1 トレンチ再発掘調査
平成 28 年（2016）	佐世保市教育委員会 休憩所兼野外トイレ浄化槽設置に伴う駐車場範囲確認調査



再発掘調査の状況（平成24年（2012））



旧石器時代（約18000年前）の炉跡



旧石器時代（約19000年前）の石敷



福井洞窟の出土品  
旧石器時代から縄文時代草創期の遺物

### 再発掘調査の成果と展望

特筆すべきは、それまで細石刃文化の出現期やナイフ形石器文化の所産と捉えられていた7～9層の石器について、細石刃文化期にあたるということが明らかとなったことや、12層における旧石器時代の約17,700年前の炉を中心とした洞窟利用の実態が明らかになったことです。また、河川が岩体を削ることで形成される洞窟地形、地滑りや大型落石などの自然災害による地形の変遷過程とともに、細石刃石器群の初源期から終末期にいたる文化的変遷過程を明らかにすることができました。これらは、旧石器時代細石刃文化期の炉4基が重層的に検出されたことで、文化層序に逆転のない石器群の層位的変遷が裏付けられました。これらの成果は、周辺の泉福寺洞窟や岩下洞穴と重ねることで、重厚な移行期の様相を示すことが可能となります。この変遷過程は高精度の年代測定法により、広域的な比較研究をもたらすことができます。西北九州における移行期の特徴として、土器出現期においても細石刃石器群が継続的に利用される特異な様相を示しています。その一方で、福井洞窟では回帰的な遊動生活から定住化へと進む変遷過程が、炉や石敷といった遺構の変遷や遺物量の増加した累重する文化層序によって確認できました。

福井洞窟のように約19000年前から10000年前の長きにわたり6m近い堆積の中に、旧石器時代から縄文時代までの過程をより鮮明に確認できる遺跡は、世界的に見ても非常に希少な事例と言えます。この文化的変遷は、漸移的な文化的変遷と見ることができます。当時の環境変化にも適応し、洞窟という特異な地形を巧みに利用する人々の姿が見えてくるようです。こうした成果により、福井洞窟の新たな位置づけができ、再調査の意義がここにあったといえます。

また、今回の再発掘調査の背景には、半世紀前に福井洞窟に着眼された諸研究者の先見性とその努力、歩み続けた学術研究と文化財保護の積み重ねといった、学史的背景も忘れてはなりません。

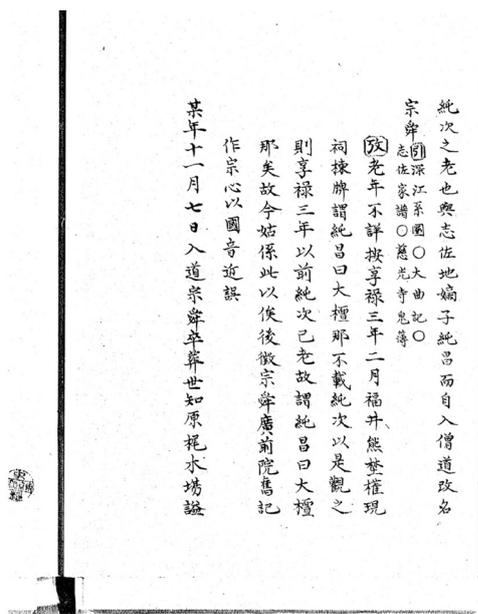


図 21 福井洞窟の概要と年表

### 福井洞窟稲荷神社安置の経緯

福井洞窟には、遺跡発見以前から福井稲荷神社本殿が祀られています。この稲荷神社創建の経緯は、近隣にある県指定史跡直谷城跡との関係が考えられています。

直谷城は、宗家松浦氏の三代清の次男貞が13世紀の中頃、この地域の領主として志佐氏を名乗り、城主として山城を築いたことが始まりとされています。この直谷城跡のN-20°Eの北東の方角（鬼門）に位置する福井洞窟の稲荷神社は、この頃に鬼門封じのために建立された神社と推察されます。これは、中世の播鉢などが出土することからも整合性がとれています。また近年の古文書調査で享禄3年（1530）に福井熊笹権現を祀った記録が新たに見つかっています。このほか、福井稲荷神社本殿下の石階段には明和5年（1768）の標柱が、また神社本殿の棟札には、天保13年（1842）まで遡る改築との記載があります。さらに、明治、大正期の肥前系鳥居や階段の設置時の石塔がみられ、地域の氏子によって守られてきた経緯がよく分かります。その後、昭和10年（1935）に本殿の改築が行われ、大きな本殿に入れ替える際、洞窟内を削平したため岩庇までの高さが3m程度と現在の規模と同じようになっていますが、それが遺跡発見のきっかけとなりました。現在秋のおくんちには、平戸神楽の奉納が続けられています。



Permalink <https://cloiimg.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/image/ldata/200/2075/1144/14/0281.tif>  
Copyright © 1997 - Historiographical Institute The University of Tokyo © 東京大学

享禄3年（1530）志佐純昌が僧に改名した際に福井熊笹権現で祝詞を上げており、建立の記録がある。



明和5年（1768）の石階段標柱



昭和10年（1935）の改築の記録が残る記念碑



天保13年（1842）、明治6年（1873）、大正3年（1914）の棟札

### (3) 福井洞窟に関する研究

福井洞窟に関する研究は、その調査成果が旧石器時代や縄文時代研究の根幹とも関わる部分が多くあります。そのため、膨大な文献資料を全て記載するのではなく、福井洞窟の今日的な位置づけとなった福井洞窟の遺跡そのものをまとめた文献や関連報告について、ここでは時系列ごとに記載しています。

#### <関係文献>

- 鎌木義昌・芹沢長介 1960 「長崎県福井岩陰遺跡」『日本考古学協会第26回総会 研究発表要旨』  
鎌木義昌 1962 「長崎県福井遺跡調査の問題点」『日本考古学協会第28回総会 研究発表要旨』  
鎌木義昌・芹沢長介 1963 「長崎県福井洞穴の第2次調査略報」『洞穴遺跡調査会会報』6  
チェスター・チャード 1963 「上黒岩岩陰・福井洞穴のC14年代測定結果」『洞穴遺跡調査会会報』8  
鎌木義昌・芹沢長介 1964 「長崎県福井洞穴第3次調査について」『洞穴遺跡調査会会報』12  
鎌木義昌・芹沢長介 1965 「長崎県福井洞穴」『考古学集刊』3-1 東京考古学会  
鎌木義昌・芹沢長介 1967 「長崎県福井洞穴」『日本の洞穴遺跡』平凡社  
芹沢長介 1967 「洞穴遺跡と日本の旧石器」『日本の洞穴遺跡』平凡社  
Kensaku Hayashi 1968 THE FUKUI MICROBLADE TECHNOLOGY AND ITS RELATIONSHIPS IN NORTHEAST ASIA AND NORTH AMERICA Offset from ARCTIC ANTHROPOLOGY, vol.V, No.1, pp.128-190, The Regents of The University of Wisconsin  
鎌木義昌 1969 「縄文式土器、縄文文化の起源について」『岡山理科大学紀要』第2集  
小林達雄 1970 「日本列島における細石刃インダストリー」『物質文化』16 物質文化研究会  
林謙作 1970ab 「福井洞穴における細石刃技術とその東北アジア・北アメリカにおける位置づけ(上)(下)」『考古学研究』16-4、17-2 37-60頁、37-64頁 考古学研究会  
小林達雄 1974 「縄文土器の起源」『月刊考古学ジャーナル』No.100 ニューサイエンス社  
林謙作 1974 「東北アジアの細石刃技術—福井洞穴の細石核製作工程と比較を中心として—」『日本考古学・古代史論集』吉川弘文館  
芹沢長介 1974 「旧石器時代 学史展望」『月刊考古学ジャーナル』No.100 ニューサイエンス社  
芹沢長介 1982 『日本旧石器時代』岩波新書  
橋本勝雄 1983 「長崎県福井洞穴における細石刃生産技術」『考古学論叢Ⅰ』寧楽社  
麻生優 1985 「4細石器文化」『日本の考古学 先土器時代』河出書房  
芹沢長介 1999 「前期旧石器研究の進展」『岩宿時代を遡る』笠懸野岩宿文化資料館  
川道寛 2004 「福井洞穴駐車場部分の新資料」『平戸市史研究』第9号平戸市史編さん委員会  
下川達彌 2004 「九州旧石器研究の黎明期—西北九州を中心に—」『九州旧石器』第8号  
萩原博文 2004 「日本列島最古の石器文化」『平戸市史研究』第9号平戸市史編さん委員会  
村田弘之 2010 「九州島の細石刃文化研究における方法論上の問題—特に編年と型式の関係を巡って—」『歴史』114  
村田弘之 2010 「長崎県福井洞穴出土細石刃の機能研究」『文化』第74巻1.2号  
柳田裕三 2013 「史跡福井洞窟発掘調査速報」『韓国新石器学会・九州縄文研究会 共同学術大会』、日韓新石器研究会  
柳田裕三 2013 「長崎県福井洞窟における細石刃石器群の層位的検出」『シンポジウム日本列島における細石刃石器群の起源』、八ヶ岳旧石器研究グループ  
綿貫俊一 2016b 「福井洞穴遺跡第1トレンチ第4層出土の細石刃文化資料」『倉敷考古館研究集報』第22号、倉敷考古館  
岡本東三 2016 「福井洞穴の現代的意義—日本石器時代史における位置づけ—」『九州旧石器』第20号、九州旧石器文化研究会  
鹿又喜隆 2016 「福井洞穴の研究における課題と指針—土器と石器における新たな視座から—」『九州旧石器』第20号、九州旧石器文化研究会  
杉原敏之 2016 「福井洞穴の学史的課題」『九州旧石器』第20号、九州旧石器文化研究会  
柳田裕三 2016 「福井洞窟の再調査から見えるもの」『九州旧石器』第20号、九州旧石器文化研究会  
柳田裕三 2017 「史跡福井洞窟の再発掘調査とその意義」『月刊文化財』646号、文化庁文化財部監修、第一法規  
佐世保市教育委員会編 2022 『旧石器から縄文のかけ橋！福井洞窟 洞窟を利用し続けた大昔の人々』雄山閣

#### <報告書>

- 京都大学学術調査団 1951 『平戸学術調査報告』  
日本考古学協会洞穴遺跡委員会 1967 『日本の洞穴遺跡』  
長崎県教育委員会 1967 「福井洞穴調査報告」(図版編)長崎県文化財調査報告書第4集  
吉井町教育委員会 1993 「福井洞窟—駐車場建設工事に伴う範囲確認調査報告書—」長崎県吉井町教育委員会  
佐世保市教育委員会 2006 『佐世保の洞穴遺跡—洞穴遺跡総合調査報告書—』平成17年度佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書  
佐世保市教育委員会 2007 『福井洞窟範囲確認調査報告書』平成18年度佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書  
佐世保市教育委員会 2008 『市内遺跡発掘調査報告書・福井洞窟・直谷稲荷神社岩陰・福井窯跡』平成19年度佐世保市埋蔵文化財発掘調査報告書  
佐世保市教育委員会 2009 『福井洞窟範囲確認調査報告書(2)』佐世保市教育委員会文化財調査報告書第1集  
佐世保市教育委員会 2010 『佐世保の洞窟遺跡Ⅱ』佐世保市文化財調査報告書第4集  
佐世保市教育委員会 2013 『史跡福井洞窟発掘調査速報』佐世保市教育委員会文化財調査報告書第10集  
鹿又喜隆・村田弘之・梅川隆寛・洪恵媛・柳田俊雄・阿子島香・鈴木三男・井上巖・早瀬亮介・小原圭一 2015 「九州地方における洞穴遺跡の研究—長崎県福井洞穴第3次調査報告書—」東北大学総合博物館研究紀要No.14  
佐世保市教育委員会 2016 『史跡福井洞窟発掘調査報告書』佐世保市教育委員会文化財調査報告書第14集  
佐世保市教育委員会 2021 『史跡福井洞窟整備報告書』佐世保市教育委員会文化財調査報告書第19集  
岡山理科大学博物館学芸員課程・長崎県佐世保市教育委員会 2021.2023 『福井洞窟資料図譜—岡山理科大学博物館学芸員課程所蔵コレクション—』

## 第2節 福井洞窟周辺の地質的環境

### (1) 福井洞窟周辺の地形形成環境

福井洞窟周辺には、数段の段丘地形ならびに地すべり地形が断片的ながら分布しています。段丘地形の分布は断片的ですが、地すべり地形の数は非常に多く、いわゆる「北松型地すべり」が多数分布しています（例えば、町田ほか2001、日本地すべり学会編2004）。地形図および空中写真判読結果に基づき、福井川沿いの段丘を4段（高位、中位、低位、最低位）に区分するとともに、地すべり地形は、滑落崖と移動体とに区分して表記しました。その判読結果を図22に示します。

福井川からの比高が最も高い高位段丘（比高20m）は、福井洞窟背後の平坦面に該当します。段丘面の北東方では、高法知岳（412m）の南西斜面を滑落崖とする大規模な地すべり地形が認められ、滑落崖直下には飯良久保池が形成されています。この地すべり移動体は、福井洞窟近傍まで達しており、福井洞窟北東の段丘面を地すべり移動体が被覆するように判読できます。このため、段丘面の分布は狭いものとなっています。この段丘面で掘削されたトレンチ（3箇所）では、赤褐色を呈する礫混じりローム層

の下位から、玄武岩から安山岩の垂角礫が確認されており、福井層からなる砂岩岩盤の上位を覆っています（佐世保市教育委員会2009）。この角礫層は、かつての福井川の河成礫層（＝段丘堆積物）と考えられます。

比高15m程度の中位段丘は、直谷岩陰遺跡背後の平坦面を構成しており、内裏～上直谷にかけて断続的に分布しています。現地調査の結果、直谷岩陰近傍の祥雲寺では、段丘面直下において、新第三系福井層を覆って、厚さ1m程度の礫層（径数cm～数10cmの垂角礫から垂円礫主体で礫支持型）からなる段丘堆積物が確認されました。また、江迎川源流域にあたる潜竜団地付近にも、段丘地形がまとまって分布しています。このことから、この中位段丘は、福井川の流下方向が現在と異なり、江迎川に向かって流下していた当時の河床が段丘化したものであり、河川争奪による急速な下刻に伴う段丘と考えられます。河川争奪後の福井川は、潜竜団地東方から田ノ元～西立石にかけての狭窄部を流れ、佐々川に合流しています。

低位段丘は、現在の福井川に沿って断片的に分布し、比高は5m未満です。また、佐々川沿いには、数段の段丘地形が発達しており、現河床は、多数のポットホールが開口した岩盤河床となっています。

江迎川と佐々川の河川争奪の成因として、古くには、河川争奪の肘に当たる潜竜団地付近を通過する佐々川断層による断層変位説が考えられていました（沢田1956、吉富1972）。佐々川断層は、福井川流域に分布する新第三系堆積岩類およびそれを覆う松浦玄武岩類（後期中新世）に断層変位を及ぼしていますが、詳細な活断層地形判読に基づけば、第四紀後期の活動を示す断層変位地形（段丘面のずれなど）は認められず、断層変位による河川争奪は否定されています（九州活構造研究会1989、松井ほか1989、活断層研究会編1991）。

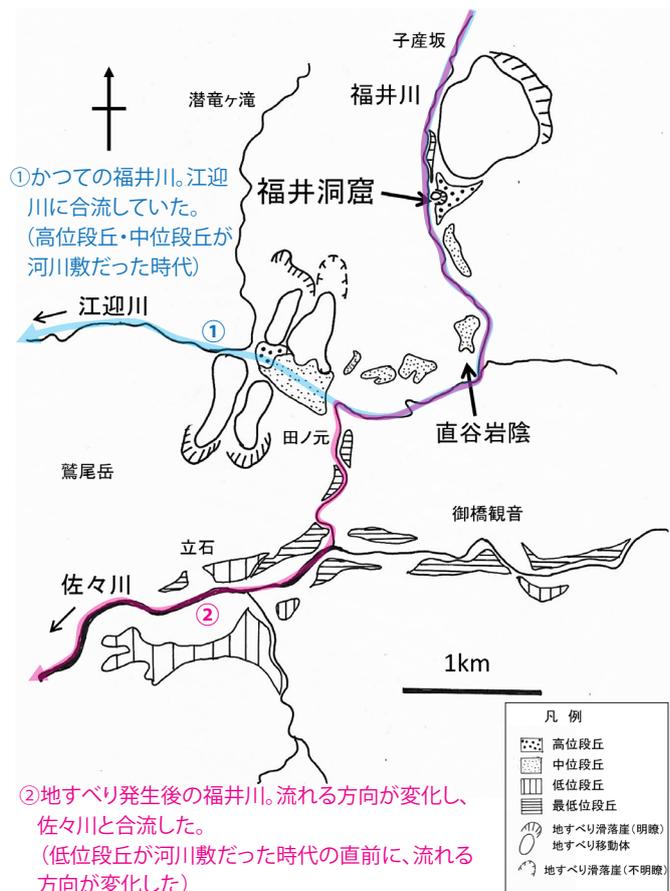


図22 福井洞窟周辺の段丘面・地すべり地形分布図

河川争奪の風隙にあたる潜竜団地付近には、大規模な地すべり地形が複数認められます。このうち、団地南方の鷲尾岳地すべりは、鷲尾岳（350m）の北東斜面が江迎川の河谷に向かって滑落したもので、1950年代に顕著な地すべり変動を起こしており、当時の線路を埋没させる被害を生じています（大八木 2007）。この規模の地すべりの移動が生じると、河道閉塞を容易に引き起こすと想定されます。江迎川と福井川に見られる上記の河川争奪には、この種の地すべりによる河道閉塞が影響した可能性が考えられます。

以上のことから、福井洞窟の成因には、江迎川と福井川の河川争奪に伴う河道変化と、それによる急激な下刻による段丘化＝急崖の形成が関与していると推定されます。洞窟の原型となる福井川の側刻が生じた時期は、上記の急崖形成時～その直後と推定されます。なお、福井洞窟の北隣には、上述の高位段丘面を變形（沈下）させる小規模な地すべり地形が認められます。この小地すべりは、高位段丘面の形成後、福井川が下刻する過程で発生したと考えられます。

## （2）洞窟の地形・地質調査結果

福井洞窟が開口する急崖は、佐世保市北部を流れる福井川沿いにあり、河床からの比高が10m未満です。福井川に沿った北北西－南南東に延びるこの崖地形は、基本的には福井川の下刻によるものと解されます。洞窟の下面は、トレンチ掘削後の埋め戻し土等からなるため平坦です。洞窟の奥の壁はほぼ鉛直であり、岩盤内部へ連続する節理面です。洞窟は比較的直線的な箱形を呈するとともに、全体として水平に伸びた凹部を形成しており、ノッチ状を呈します（図 23）。天井部の形状は砂岩の層理面に近いことから、箱形を呈する洞窟の外形は、基本的には砂岩の層理面と節理面に規制されていると考えられます。このことは、泉福寺洞穴の形状に関する中村・石井（1980）の指摘と同様の結果です。

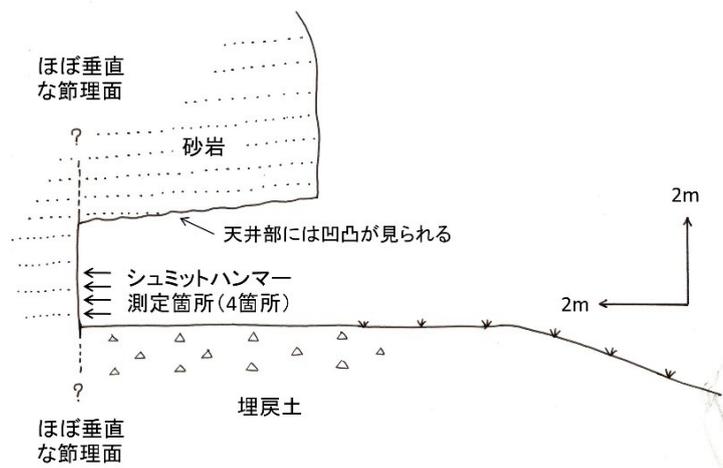


図 23 福井洞窟の地形形状と岩盤強度測定箇所

福井洞窟が開口する急崖に露出する岩石は、明灰色を呈する中粒～細粒砂岩であり、風化部では褐色化しています。この砂岩は佐世保層群福井層（新第三系中新統）に属します（松井ほか、1989）。砂岩の層理面は、洞窟開口部に対して緩い受け盤構造をなしています。洞窟開口部分には葉理が発達した砂岩が分布し、洞窟より上方のオーバーハング部分には塊状砂岩が分布します。砂岩には、層理面と斜交する高角の節理面が見いだされます。洞窟奥の直立した壁を含むこれらの節理面の方向は、大局的には福井洞窟付近の急崖が連続する方向に近く、急崖形成に節理面の姿勢が関与することを示しています。

福井洞窟南側には、洞窟上方のオーバーハングした突出部の側面に、最大で開口幅 40cm の亀裂が生じています。この亀裂は、ノッチ状をなす開口部の拡大に伴い、突出岩塊に転倒モーメントが作用し、岩塊の背面に引張応力によって新たに生じた開口亀裂と思われる。この種の突出岩塊は、長期的に見ると、引張亀裂の伸長によって落石ないし岩盤崩壊を起こしうるものです。実際に、福井洞窟周辺の緩斜面には、急崖から落下した岩塊（径数 10cm～1 m 程度）が点在しているため、しばしば落石が発生していると推定されます。

## 第3節 福井洞窟及びその周辺の植物相と植生

### (1) 植物相

#### A 洞窟の特徴的な植物

洞窟の周囲は通常半日陰から日陰で、湿度がある程度保たれており、また壁面は種子が付きにくいいため、樹木や草本が発芽し、定着することが難しく、胞子で繁殖するシダ植物が生育しやすくなっています。ハワイでは「シダの洞窟」として名所にもなっている観光地がありますが、同じような景観は琉球列島の鍾乳洞などでも見られます。佐世保市の洞窟は砂岩できており、水分を保持することができるため、シダ植物が多く、県内ではまれなリュウキュウイタチシダやスジヒトツバなどが特徴的に出現しています。

#### B 福井洞窟の希少植物

- ・リュウキュウイタチシダ *Dryopteris sparsa* (Buch.-Ham. Ex D. Don) Kuntze var. *ryukyu-ensis* Seriz. (オシダ科)

やや湿った崖地に生育する中型の常緑シダ。日本と台湾に知られ、日本では八丈島、中国地方西部、四国西部、九州、琉球列島に分布します。ナガバノイタチシダの変種で、県内ではこれまでナガバノイタチシダと混同されてきました。佐世保市の崖地には比較的多く見られますが、その他の地域では稀です。葉身は卵状広披針形で、長さ15～30cmとなっています。



リュウキュウイタチシダ

- ・スジヒトツバ *Cheiropleuria integrifolia* (D.C.Eaton ex Hook.) M. Kato, Y. Yatabe, Sahashi et N. Murak. (ヤブレガサウラボシ科)

やや乾いた崖地に生育する中型の常緑シダ。東南アジアから中国南部、琉球列島から日本中南部に分布します。九州では鹿児島県、宮崎県、熊本県、佐賀県、長崎県に分布します。県内では佐世保市、西海市、長崎市に見られ、佐世保市では世知原町、江迎町、吉井町など生育地は県内で一番多く、北限自生地です。



スジヒトツバ

- ・ノコギリヘラシダ *Deparia × tomitaroana* (Masamune) R. Sano (イワデンダ科)

崖地の下部や溝などに生育する中型の常緑シダ。かつては独立種と考えられていましたが、今はヘラシダとナチシケシダの雑種とされています。台湾、中国、九州、四国、本州西南部に分布し、県内では佐世保市、西海市、長崎市で稀に見られます。

- ・ミヤジマシダ *Cyrtomium balansae* (H. Christ) C. Chr. (オシダ科)

湿った谷の崖地に生育するやや大型の常緑シダ。長さ60～100cmになり、葉身は広披針形で、先端は尖っています。羽片は10～20対、短い柄があります。四国南部と九州に分布します。九州では大分県を除く、各



ノコギリヘラシダ

県に知られていますが、南部から西部に多く、九州西廻り分布を示します。県内では佐世保市、西海市、長崎市に見られます。和名は広島県宮島に因みますが、宮島には産しません。

- ・エダウチホングウシダ *Lindsaea chienii* Ching (ホングウシダ科)

傾斜地や崖地に生育するやや小型の常緑シダ。長さ10～30cm、葉身は長楕円形から三角状。葉身の下部は2、3対の羽片が発達します。タイ、ベトナム、中国、台湾から日本に分布し、日本では伊豆半島、東海地方、紀伊半島、山陽地方、四国、九州、琉球列島に見られます。長崎県では長崎市、西海市、諫早市、大村市などに稀に見られ、佐世保市が北限です。

- ・イワタバコ *Conandron ramondioides* Siebold et Zucc. (イワタバコ科)

湿った岸壁に生育する小型の多年草。葉は根生し、長さ10～50cm、鮮緑色。夏に高さ10～20cmの花茎を伸ばし、径約1.5cmの薄紅色の花を咲かせます。本州、四国、九州、琉球から台湾まで分布します。長崎県では離島を除く、本土側の山地に広く分布しますがやや稀です。



ミヤジマシダ



エダウチホングウシダ

### C 確認された植物

- ・シダ植物：イシカグマ、イヌシダ、イノモトソウ、イワヒトデ、イワヒメワラビ、ウラジロ、エダウチホングウシダ、オオカグマ、オオカナワラビ、オオキジノオ、オニヤブソテツ、カニクサ、キジノオシダ、ゲジゲジシダ、コシダ、コバノイシカグマ、コバノカナワラビ、コモチシダ、スギナ、スジヒトツバ、ゼンマイ、タチシノブ、チャセンシダ、トラノオシダ、ナガバノイタチシダ、ナチシケシダ、ヌリトラノオ、ノコギリヘラシダ、ヒトツバ、ベニシダ、ヘラシダ、ホシダ、ホソバシケシダ、ホラシノブ、マメヅタ、ミズスギ、ミゾシダ、ミツデウラボシ、ミヤジマシダ、ヤマイタチシダ、リュウキュウイタチシダ、ワラビ
- ・草本（種子）植物：アオカモジグサ、アキメヒシバ、イヌクグ、イノコズチ、イワタバコ、ウマノミツバ、ウリクサ、エダウチチヂミザサ、エノキグサ、オオサンショウソウ、オニタビラコ、カキドオシ、カタバミ、カモジグサ、カラスノエンドウ、カラムシ、キクムグラ、ギシギシ、キチジョウソウ、キツネノマゴ、キュウリグサ、キランソウ、コゴメスゲ、コスミレ、コナスビ、コミカンソウ、ケチヂミザサ、シバ、ジャノヒゲ、シュンラン、スイバ、スズメノエンドウ、セントウソウ、チドメグサ、ツユクサ、ツワブキ、テンナンショウ、トウバナ、ドクダミ、ノアザミ、ノゲシ、ノチドメ、ハコベ、ハシカグサ、ハナイバナ、ハナミョウガ、ハマスゲ、ヘビイチゴ、ヤブジラミ、ミゾイチゴツナギ、ミミナグサ、ヤブラン、ヤワラスゲ、ヨメナ、ヨモギ



イワタバコ

- ・つる植物：アマチャヅル、イタビカズラ、カラスウリ、サルトリイバラ、スイカズラ、ツルコウゾ、テйкаカズラ、ノイバラ、ビナンカズラ、ヒメイタビ、フウトウカズラ、ヘクソカズラ、ムベ、ヤブガラシ
- ・木本植物：アオキ、アカメガシワ、アラカシ、イズセンリョウ、イヌビワ、イヌマキ、ウラジロガシ、オオバジュズネノキ、カクレミノ、クサイチゴ、クサギ、クチナシ、クロガネモチ、クロキ、コバンモチ、シリブカガシ、スダジイ、タイミンタチバナ、タブノキ、タラノキ、ツルコウジ、ネズミモチ、ハクサンボク、ヒサカキ、フユイチゴ、ミミズバイ、モチノキ、ヤブツバキ
- ・外来植物：アメリカイヌホオズキ、ウラジロチチコグサ、オオアレチノギク、オオイヌノフグリ、オニノゲシ、シロツメクサ、セイヨウタンポポ、シマスズメノヒエ、セイタカアワダチソウ、ダンドボロギク、ヒメジョオン、ムラサキカタバミ、ヤブチョロギ、ヨウシュヤマゴボウ、レンゲソウ

## (2) 植生

### A 植生調整法

植生調査にあたって、まず相観によってどのような群落があるのかを把握し、代表的な均一な相観をした群落を選び、その群落の種組成（群落の構成種）をほとんど含む面積のコドラート（方形区）を置き、Blaun-Blanquet（1964）による以下に示す総合優占度（被度）と群度を評価しました。得られた植生資料は群落ごとに表操作によってまとめました。

#### ・総合優占度（被度）

- 5：調査面積の75%以上を占める、個体数は任意
- 4：調査面積の50～75%を占める、個体数は任意
- 3：調査面積の25～50%を占める、個体数は任意
- 2：調査面積の10～25%を占める、個体数は任意
- 1：個体数は多いが、調査面積の5%以下である。
- ＋：被度がわずかで、個体数もわずかである

#### ・群度

- 5：カーペット状に一面に生育している
- 4：大きな斑点またはカーペットのあちこちに穴があいている状態
- 3：斑点状
- 2：小群状
- 1：単生

### B 史跡周辺の植生

洞窟周辺の植生は地形と相観から、岸壁・洞窟面の植生、傾斜地の草本植生、平坦地の芝地植生、および洞窟の背後にあるスダジイ二次林に分けられました。

#### a. 岸壁・洞窟面の植生

岸壁・洞窟の植生は相観（優占種）によって5つに区分されました。

##### ・リュウキュウイタチシダ群落（表8）

リュウキュウイタチシダが優占し、リュウキュウイタチシダとヘラシダが常在的に出現します。洞窟の入り口のオーバーハングした壁や垂直壁面に生育します。

##### ・スジヒトツバ群落（表9）

洞窟の入り口の崖の壁面下部に生育します。スジヒトツバの優占群落で、スジヒトツバとヘラシダが常在的に出現します。



リュウキュウイタチシダ群落



スジヒトツバ群落



フウトウカズラ群落



ヒメイタビ群落



コシダ群落



カラムシ群落



ノアザミ群落



シバーコメヒシバ群落

**・フウトウカズラ群落（表 10）**

崖地のやや湿った所に生育するフウトウカズラの優占群落です。フウトウカズラはつる性で多く分枝し、葉を密生させるため、他の群落に侵入し被ってしまいます。

**・ヒメイタビ群落（表 11）**

やや乾燥した崖地を被っているヒメイタビの優占群落で、ヒメイタビの茎が粗い網目のように壁面全体を被っています。ヒメイタビ以外の種の出現頻度や優占度は乏しくなっています。群落高は 10cm と低く植生率は 75～90%です。

**・コシダ群落（表 12）**

壁面の最も乾燥した日当たりの良い立地に群生するコシダの優占した群落で、コシダが密に被い、高さ 30～65cm で、植生率は 95～100%と高くなっています。コシダ以外に、ホラシノブ、オオカグマ、フユイチゴの出現頻度が高くなっています。

**b. 傾斜地の草本植生****・カラムシ群落（表 13）**

洞窟の前面の傾斜地、野積みの石垣に発達するカラムシの優占する群落で、土壌が発達した傾斜地ではカラムシの高さが 100cm 以上になります。植生率は 95～100%となり、出現種数も 10 種近くになります。カラムシ以外に、キツネノマゴ、ケチヂミザサ、ヨモギなどが常在的に出現しています。この群落は毎年刈り込みが行われ、維持されています。大雨による斜面崩壊を防ぎ、傾斜地を安定させているばかりでなく、傾斜地の景観を保つためにも重要な植生です。

**・ノアザミ群落（表 14）**

カラムシ群落と同じ洞窟前面の傾斜地に成立した群落で、春から初夏に見られるカラムシ群落の季節相です。カラムシ群落とはノアザミが優占することと、ミゾイチゴツナギ、スイバの常在的な出現によって識別されます。ヨモギ、カラムシ、ドクダミ、ケチヂミザサなどが高頻度に出現することは共通な特徴です。カラムシ群落と異なり、ノアザミの花が目立ち、景観的にも美しく見えます。

**c. 平坦地の芝地植生（シバーコメヒシバ群落）（表 15）**

植栽されたシバ地に成立した群落で、シバ以外にウリクサ、コメヒシバが常在的に出現しています。ダンドボロギク、ウラジロチチコグサ、セイヨウタンポポなどの外来種が侵入しています。1年に1回以上の芝刈りと草取りが群落の維持には必要となります。

**d. 洞窟背後の森林（スダジイ二次林）（表 16）**

高木層はスダジイが優占し、タブノキ、ウラジロガシ、クロガネモチ、アラカシなどからなります。高さ約 20m、スダジイの太いものは胸高直径 50～80cm のものがあり、30cm ぐらいのものが多くなっています。亜高木層はモチノキ、タイミンタチバナ、サザンカ、サカキ、モッコクなどが出現し、明確な優占種は見られません。低木層はタイミンタチバナが優占し、イヌマキ、シイモチ、ミミズバイ、ヤブツバキ、クチナシ、ハクサンボク、シロダモ、サザンカ、アオキなど多くの照葉樹種が茂っています。草本層はシュンラン、ハナミョウガ、オオカグマ、テイカカズラなどからなり、優占する種はありません。かつて人為の影響を受けてきたスダジイ二次林ではありますが、オオバジュズネノキ、ヤマヒハツ、シイモチなどの自然度の高い照葉樹林に生育している種も見られます。森林の構造や種組成から自然林に近い植生で、ミミズバイースダジイ群集 *Symploca glaucae-Castanopsisietum sieboldii* Miyawaki et al. 1971 と同定できます。スダジイは板根が発達しており、比較的土壌が浅くなっています。また幹はまっすぐに伸び、この地域が風の影響が小さいことを物語っています。景観的にも洞窟を保護するためにも残すべき森林です。

表8 リュウキュウイタチシダ群落

番号	1	2	3
方 位	S30W	S30W	S30W
傾 斜 (°)	>90	>90	>90
群落高 (c m)	25	25	25
植被率 (%)	98	98	98
調査面積 (㎡)	1	1	1
出現種数	3	3	3
識別種			
リュウキュウイタチシダ	5:5	5:5	4:4
上級単位標徴種			
ヘラシダ	1:2	2:2	1:2
随伴種			
ヒメイタビ	+	・	・
コシダ	・	+	・
フウトウカズラ	・	・	1:2

表9 スジヒトツバ群落

番号	1	2	3
方 位	S40W	S40W	S40W
傾 斜 (°)	90	90	90
群落高 (c m)	25	25	25
植被率 (%)	90	90	90
調査面積 (㎡)	1	1	1
出現種数	5	5	6
識別種			
スジヒトツバ	3:3		3:3
上級単位標徴種			
ヘラシダ	2:2	1:2	1:2
ホラシノブ	・	2:2	+
随伴種			
コシダ	+	1:2	2:2
イタビカズラ	・	1:2	1:2
フウトウカズラ	3:3	・	・
タイワンイタチシダ	+	・	・

表10 フウトウカズラ群落

番号	1	2	3	4	5
方 位	S45W	S60W	S70W	S20W	S40W
傾 斜 (°)	90	90	90	85	85
群落高 (c m)	20	20	20	20	20
植被率 (%)	98	100	100	100	100
調査面積 (㎡)	1	1	1	1	1
出現種数	2	2	1	2	1
識別種					
フウトウカズラ	5:5	5:5	5:5	5:5	5:5
随伴種					
ヒメイタビ	2:2	1:2	・	・	・
ホラシノブ	・	・	・	1:1	・

表11 ヒメイタビ群落

番号	1	2	3	4	5
方 位	S40W	S40W	S40W	S40W	S40W
傾 斜 (°)	90	90	90	90	90
群落高 (c m)	10	10	10	10	10
植被率 (%)	75	80	80	90	90
調査面積 (㎡)	1	1	1	1	1
出現種数	3	2	1	2	2
識別種					
ヒメイタビ	4:4	4:4	5:5	5:5	5:5
随伴種					
コシダ	2:2	1:2	・	・	・
ウラジロ	・	・	・	1:1	+
チャセンシダ	1:2	・	・	・	・

表12 コシダ群落

番号	1	2	3	4	5	6
方 位	w	w	w	w	S60W	S60W
傾 斜 (°)	90	90	90	90	90	90
群落高 (c m)	60	60	60	65	30	50
植被率 (%)	100	95	100	100	100	95
調査面積 (㎡)	1	2	3	4	5	6
出現種数	6	4	7	7	3	3
識別種						
コシダ	4:4	4:4	5:5	5:5	4:4	5:5
上級単位標徴種						
ホラシノブ	3:3	1:2	+	1:2	・	+
随伴種						
オオカグマ	+	・	1:1	+	・	・
フユイチゴ	+	・	+	+2	・	・
イヌビワ	1:2	・	1:2	・	・	・
ツルコウジ	・	・	+	1:2	・	・
イズセンリョウ	+	・	・	・	・	・
ヒサカキ	・	+	・	・	・	・
ゼンマイ	・	+	・	・	・	・
イワヒメワラビ	・	・	+	・	・	・
ヘクソカズラ	・	・	・	+	・	・
イシカグマ	・	・	・	+	・	・
ウラジロ	・	・	・	・	1:2	・
コモチシダ	・	・	・	・	+	・
ヒメイタビ	・	・	・	・	・	+

表 13 カラムシ群落

番号	1	2	3	4	5	6	7	8
方 位	S60W	S60W	S30W	S50W	S50W	S50W	S40W	S40W
傾 斜 (°)	20	25	25	5	5	5	5	5
群落高 (cm)	110	110	110	70	70	70	50	40
植被率 (%)	95	95	95	100	100	100	100	100
調査面積 (㎡)	2	2	3	3	4	4	5	5
出現種数	15	11	8	6	8	5	12	7
識別種								
カラムシ	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
上級単位標徴種								
キツネノマゴ	1.2	+2	1.2	・	+2	+2	+2	1.2
ヨモギ	+	+2	・	+	+	+	+	1.2
ケチヂミザサ	+	・	・	1.2	+	・	+2	2.2
ドクダミ	1.2	1.2	+	・	・	・	・	・
ヤブガラシ	+	+	+	・	・	・	・	・
スイバ	・	1.2	+	・	+	・	・	・
エノキグサ	+	+	・	・	・	・	・	・
カキドオシ	・	・	・	+2	+2	・	・	・
イノコブチ	・	・	・	・	・	・	+	+
ヨメナ	・	+	・	・	・	・	・	・
ウマノミツバ	・	・	・	・	・	・	+	・
随伴種								
ノアザミ	+	・	・	・	+	+	+	+
ツユクサ	+	+2	+	・	・	・	+	・
コミカンソウ	+	+	+	・	・	・	・	・
ジャノヒゲ	+	+	・	・	・	・	・	・
カタバミ	+	・	・	・	・	+	・	・
カラスウリ	+	・	+	・	・	・	・	・
オニタビラコ	+	・	・	・	・	・	・	・
ヒメジョオン	+	・	・	・	・	・	・	・
フウトウカズラ	・	・	・	2.2	・	・	・	・
セントウソウ	・	・	・	+2	・	・	・	・
チドメグサ	・	・	・	・	+	・	・	・
キランソウ	・	・	・	・	・	・	+2	・
ヘビイチゴ	・	・	・	・	・	・	+	・
コナスビ	・	・	・	・	・	・	+	・
ヘクソカズラ	・	・	・	・	・	・	+	・
ノイバラ	・	・	・	・	・	・	・	+

表 14 ノアザミ群落

番号	1	2	3	4	5	6
方 位	S60W	E	E	S60W	S20W	S40W
傾 斜 (°)	25	20	25	5	10	10
群落高 (cm)	70	70	70	70	65	75
植被率 (%)	95	95	90	98	98	95
調査面積 (㎡)	6	6	6	6	4	4
出現種数	15	14	13	17	16	13
識別種						
ノアザミ	3.3	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2
ミヅイチゴツナギ	+	+	1.2	+2	1.2	+
スイバ	1.2	3.3	・	2.2	2.2	3.3
上級単位標徴種						
ヨモギ	3.3	2.2	3.3	1.2	1.2	2.2
カラムシ	1.2	1.2	1.2	3.3	2.2	2.2
ドクダミ	1.2	1.2	1.2	・	・	・
ケチヂミザサ	・	・	+	・	・	・
カキドオシ	・	・	・	・	・	1.2
随伴種						
トウバナ	+	+	+	・	・	・
ヤブチョロギ	2.2	3.3	・	・	・	2.2
セイタカアワダチソウ	・	+	+	・	・	1.2
ハコベ	・	・	・	+	+2	+
オオイヌノフグリ	・	・	・	+2	+	+
カラスノエンドウ	・	・	・	+	1.2	1.2
カタバミ	1.2	1.2	・	・	・	・
ノチドメ	+2	・	+2	・	・	・
スイカズラ	+	+	・	・	・	・
スズメノエンドウ	・	+	+	・	・	・
ハナイバナ	・	+2	・	+	・	・
オニタビラコ	・	・	・	1.2	+2	・
ヒメジョオン	・	・	・	+	・	+
キュウリグサ	・	・	・	+2	1.2	・
アオカモジグサ	・	・	・	1.2	+2	・
ヤブジラミ	・	・	・	+2	1.2	・
ムラサキカタバミ	+2	・	・	・	・	・
カモジグサ	+	・	・	・	・	・
オオアレチノギク	+	・	・	・	・	・
ホラシノブ	+	・	・	・	・	・
アマチャヅル	・	+	・	・	・	・
ツボクサ	・	+	・	・	・	・
ノゲシ	・	・	+	・	・	・
ギンギシ	・	・	・	1.2	・	・
キクムグラ	・	・	・	+2	・	・
シロツメクサ	・	・	・	+	・	・
レンゲソウ	・	・	・	・	+2	・
ミミナグサ	・	・	・	・	+2	・
コナスビ	・	・	・	・	+	・
ヤワラスゲ	・	・	・	・	+	・
オニノゲシ	・	・	・	・	・	+2
クサイチゴ	・	・	・	・	・	+

表 15 シバーコメヒシバ群落

番号	1	2	3	4	5	6
方 位	-	-	-	-	-	-
傾 斜 (°)	0	0	0	0	0	0
群落高 (cm)	10	10	15	10	10	15
植被率 (%)	98	98	100	100	100	100
調査面積 (㎡)	1	1	1	1	1	1
出現種数	8	8	7	6	4	5
識別種						
シバ	4-4	4-4	4-4	5-5	5-5	4-4
コメヒシバ	+2	1-2	2-2	1-2	1-2	33
随伴種						
ウリクサ	2-2	2-2	+2	2-2	2-2	1-2
オニタビラコ	+	+	+	・	・	+
コミカンソウ	+	+2	+2	・	・	・
カタバミ	・	+	+	・	・	+
ハマスゲ	1-2	2-2	・	・	・	・
コスミレ	+	・	・	・	+	・
ウラジロチチコグサ	・	+	・	+	・	・
ダンドボロギク	+	・	・	・	・	・
セイヨウタンポポ	・	・	+	・	・	・
イヌクグ	・	・	・	+	・	・
アケメヒシバ	・	・	・	+	・	・

表 16 スダジイ二次林

番号	1	2	3	4
海 抜 (m)	128	129	127	127
方 位	N45W	N80E	S45W	S45W
傾 斜 (°)	5	2	2	2
高木層高さ (m)	18	20	20	20
高木層植被率 (%)	90	85	85	98
亜高木層高さ (m)	8	7	7	8
亜高木層植被率 (%)	40	30	30	30
低木層高さ (m)	3	3	3	3
低木層植被率 (%)	20	20	20	10
草本層高さ (m)	0.7	0.7	0.7	0.7
草本層植被率 (%)	7	5	5	5
調査面積 (㎡)	400	400	300	400
出現種数	17	24	27	25
群集標徴種				
ミミズバイ	1-2	+	+	1-2
コバンモチ	1-2	+	+	・
シイモチ	・	・	・	+
オオバジュズネノキ	・	・	・	+
上級単位標徴種				
スダジイ	5-5	5-5	5-5	5-5
タイミンタチバナ	3-3	2-2	3-3	1-2
モチノキ	1-1	2-2	1-2	+
オオカグマ	+	1-2	1-2	+
タブノキ	1-2	+	+	+
イヌマキ	+	+		+2
ヒサカキ	1-2	1-1	1-2	・
ネズミモチ	+	+	・	+
クロキ	1-1	・	1-1	+
ヤブツバキ	・	1-2	2-2	+
ウラジロガシ	・	1-1	+	1-1
ハナミョウガ	・	+	+2	+2
アオキ	・	+	+	+
リンボク	+	1-1	・	・
ヤブニッケイ	・	+	+	・
モッコク	・	+	・	1-2
シロダモ	・	+	・	+
クチナシ	・	+	・	+
テイカカズラ	・	・	+2	+2
サザンカ	・	・	+	1-2
ハクサンボック	・	・	+	+
マテバシイ	+	・	・	・
シリブカガシ	・	+	・	・
ムベ	・	+	・	・
カクレミノ	・	+	・	・
イヌビワ	・	・	+	・
ヒメユズリハ	・	・	+	・
フウトウカズラ	・	・	+	・
フユイチゴ	・	・	+	・
ヤブラン	・	・	+	・
アラカシ	・	・	・	1-2
クロガネモチ	・	・	・	1-1
サカキ	・	・	・	1-1
随伴種				
サルトリイバラ	+	・	+	・
イタビカズラ	・	+	+	・
シュンラン	・	・	+	+
ウラジロ	1-2	・	・	・
ネジキ	1-1	・	・	・
コシダ	+	・	・	・
テンナンショウ	・	+	・	・
ハゼノキ	・	・	+	・

## 第4節 史跡指定に至る経緯

### (1) 史跡指定に至る経緯

福井洞窟の文化財保護の取組みは、昭和35年(1960)の発掘調査直後から行われています。昭和36年(1961)に長崎県指定史跡となり、その後、昭和38・39年度(1963・1964)に第二次・第三次発掘調査が日本考古学協会を主体として行われました。旧石器時代から縄文時代にかけての層位的成果が洞穴遺跡調査会報などで学会報告され、学会に周知されることとなります。その後、昭和53年(1978)に国指定の史跡となっています。史跡範囲は1,143.66㎡でした。

### (2) 追加指定に至る経緯

佐世保市は吉井町との合併後、平成20年度(2008)に「福井洞窟整備基本構想・基本計画」を策定します。その構想において指定地周辺の追加指定が大きな柱の一つとなりました。そこで、平成18～20年度(2006～2008)にかけて範囲確認調査を行った結果、昭和53年(1978)に指定された1,143.66㎡に加え、洞窟背後の丘陵部や洞窟右前庭や東岩陰などの周辺の3,405.12㎡が平成22年(2010)に追加指定されました。その結果、史跡範囲は現在の4,548.78㎡となりました。

この調査により洞窟内で消失していた縄文時代早期の包含層が残存することを明らかにしました。そもそも、福井洞窟の発見は昭和10年(1935)に遡りますが、洞窟内の神社本殿を改築し、それ以前よりも大きな社を安置しようと堆積層を掘削した土中から鏃や土器が発見されたのが遺跡発見の経緯です。

つまり、洞窟内部には既に縄文時代早期の包含層が消失している状態だったのですが、それを補完するように洞窟周辺に当該期の包含層が残存していることが分かり、また岩体を保存する観点からも洞窟上部を含め広範囲に史跡を追加指定することとなりました。その範囲は図24のとおりです。これらは玄武岩溶岩台地における安山岩原産地の様相を示し、特に前庭部周辺は尖頭器等を製作していたものと考えられています。



図24 史跡福井洞窟の追加指定範囲

## 第5節 史跡指定の状況

### (1) 史跡指定の内容

#### 史跡指定

【官報告示】昭和53年8月2日 文部省告示第152号

【指定理由】本洞窟は、縄文文化の成立及び発展過程、あるいは縄文文化の成立に関する諸問題を解明する上で極めて重要なものであり、かつ、草創期における土器の変遷を層位的に示すこと及び九州地方最古の石器群を包含するなど<sup>注1)</sup>の諸点において、極めて注目すべきものである。

【説明】北松浦半島のほぼ中央部に所在する洞窟遺跡である。国見山系に源を発する佐々川の小支谷、福井川溪谷の左岸に開口し、間口16m奥行6mを測る。

昭和35・38・39年の発掘調査により、縄文時代初頭に至る文化層が発見された。表土から最下底の岩盤まで約5.5mを測るが表土層(0層)から15層の層序のうち、0層から第3層は縄文時代早期及び草創期の遺物を含み、第4層、第7層、第9層、第15層は縄文文化以前に属するものである。

表土層(0層)には、縄文時代早期の押型文土器及び石器類が出土し、第2、3層には草創期の爪形文土器、隆線文土器及び細石刃が出土している。とくに第2層の爪形文土器と第3層の隆線文土器との層序関係によって、草創期の土器群が隆線文土器から爪形文土器へと続くことが明らかにされた点は重要である。また、これら両土器群に伴出する石器群は下層の第4層で、土器を伴わない細石刃を含む石器群と殆ど同じ様相を示すものであり、細石刃を製作・使用していた旧石器文化の荷担者が土器製作を開始した事情をよく物語っている。さらに第7層には第4層以上の細石刃より一回り大きな小形石刃ともいべき石器群があり、細石刃出現の前段階の様相として注目される。この第7層を境にして上位の文化層においては主要な石器の材料は黒曜石でサヌカイト製(安山岩製)を含むが、下位の第9層及び第15層においては黒曜石は全く用いられず、サヌカイト製のみとなる。第9層の石器については発見数が少ないため内容・性格の詳細は明らかでないが、いわゆる瀬戸内技法による横剥ぎの剥片の存在が特徴とされる。最下層の第15層は現在九州で知られている石器群のうち最古に属するものとも考えられ<sup>注1)</sup>、両面加工の大形の石器を特徴的に含むものである。

以上、本洞窟は縄文文化の成立及び発展過程、あるいは縄文文化の成立に関する諸問題を解明する上で極めて重要なものであり、かつ、草創期における土器の変遷を層位的に示すこと及び九州地方最古の石器群を包含するなどの諸点において、極めて注目すべきものである。

#### 追加指定

【官報告示】平成22年2月22日 文部科学省告示第18号

【追加指定理由】

福井洞窟は、長崎県北部の国見山系の山地から西流する福井川の浸食により形成された砂岩洞窟で、その規模は間口約15m、奥行約8mである。昭和35年から39年にかけて日本考古学協会による発掘調査が行われ、洞窟内の堆積土は15層からなることが確認された。第1層は、昭和初期の神社建設に伴い多くが削平されていたが、縄文時代早期の押型文土器・無文土器などが出土している。第2・3層からはそれぞれ縄文時代草創期の爪形文土器、隆起線文土器が出土し、それに細石刃が共伴している。以下の層では土器は伴わず、第4層は細石刃、細石刃核、第7層は石刃、第9層は剥片、第15層は両面加工石器が出土し、それぞれ旧石器時代の所産と考えられる。本洞窟は、旧石器時代から縄文時代への変遷過程、あるいは縄文文化の成立を考える上で貴重であることから、昭和53年に史跡に指定された。



## (2) 遺構・遺物の状況

- ①遺構 再発掘調査で確認した炉や石敷は現地保存され、そのレプリカは福井洞窟ミュージアムで展示・公開しています。
- ②遺物 1960年代の出土品は各担当者が所属していた関係機関（岡山理科大学、倉敷考古館、東北大学）で所蔵されています。また、佐世保市の再発掘調査等での出土品は福井洞窟ミュージアムで収蔵されています。いずれの出土品も一部を福井洞窟ミュージアムで展示・公開しています。なお、再発掘調査の出土品は重要文化財指定を受けています。

### 重要文化財指定

【官報告示】令和2年9月30日 文部科学省告示第118号

【指定区分】重要文化財 考古資料の部

【指定内容】長崎県福井洞窟出土品 一、土器片18点 一、石器269点  
附 剥片・削片・碎片343点

【指定基準】

一 土器、石器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的評価が特に高いもの

【説明】本件は、長崎県福井洞窟から出土した旧石器時代～縄文時代草創期の出土品一括である。

遺跡は、佐世保市北部、国見山系から西流する福井川の侵食で形成された砂岩洞窟に所在する。昭和35・38・39年に日本考古学協会の芹沢長介・鎌木義昌らによる学術調査が行われ、旧石器時代から縄文時代への移行期の資料が層位的に出土し、わが国縄文文化の始原期研究の基本資料とされている。これら調査時の資料は、東北大学（故芹沢長介保管資料）、岡山理科大学・倉敷考古館（故鎌木義昌保管資料）と、3箇所に分有され、遺跡は史跡に指定されている。

本件はその後、平成23、24年度に佐世保市教育委員会が実施した史跡整備を目的とする調査の出土品一括である。この度、佐世保市によって発掘調査報告書が刊行され、層位的に遺物が出土し、その組成の変遷が明らかにされた。

調査の結果、旧石器時代から縄文時代草創期の包含層が層位的（第2層～第15層）に確認された。特に炉跡4基（第7～9層2基、第12層1基、第13層1基）が重層的に検出されたことで、層位の逆転のない文化層を複数確認し、各層から土器や石器が数多く出土した。本件は、これら出土遺物のうち、縄文文化始原期の土器片18点、旧石器時代から縄文時代の石器269点に、附として剥片・削片・碎片343点を加えた一括である。

本件を特徴づけるのは、旧石器時代終末期から縄文時代草創期にかけての細石刃石器群の変遷と、これに伴う石器や土器である。これらは当地域の該期の様子を良好に示す資料である。特に12層から出土した細石刃及び細石刃核の接合資料は、きわめて遺存状態が良い。打面調整から側辺調整を行い、細石刃を剥離する技術工程も明確に確認できる。加えて、この包含層からは、搔器、石錐、彫器、礫器、台石も出土している。また、12層の炉跡周辺では、細石刃核と共に細石刃や剥片・碎片が集中的に出土したことから、石器製作から石器の使用、廃棄に至るまでの当時の人々の行動を読み取ることができる。なお、各層の形成年代は放射性炭素年代法により測定がされており（第2層 Cal.BP 約14700年、第15層 Cal.BP 約18700年以前）、細石刃石器群の始まりから終焉までその変遷をたどることができる。

以上、本件は、わが国の旧石器時代から縄文時代の移行期の石器群の変遷を示し、また縄文土器の出現期の様相も知ることのできる資料として、その学術的価値は極めて高い。

### (3) 公有化の経過

史跡地内の公有化は昭和53年(1978)の史跡指定直後と佐世保市と旧吉井町合併後の範囲確認調査直後、追加指定後の大きく3回に分けて行われています。

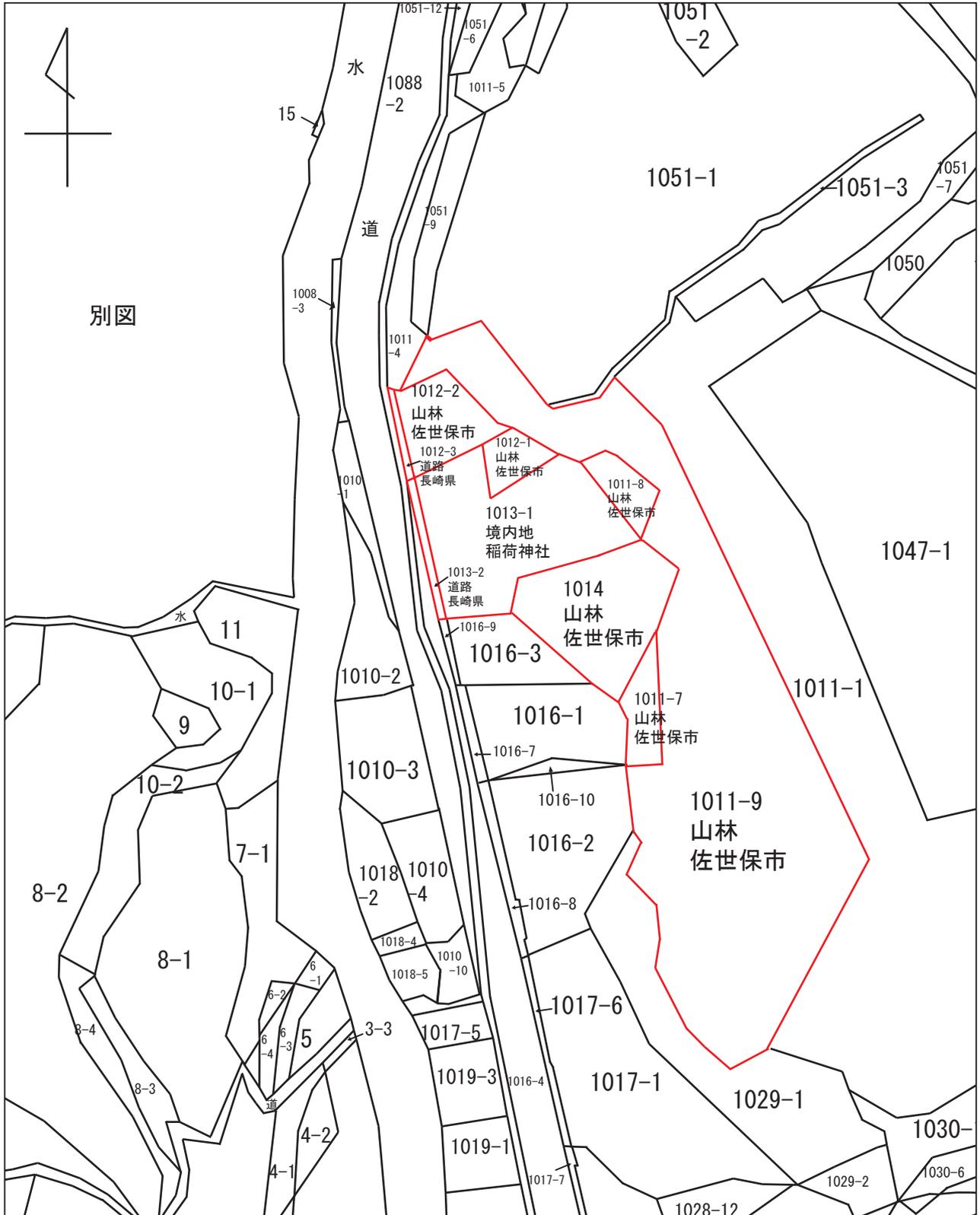


図 26 福井洞窟指定地及びその周辺の地籍図 (1)



図 27 福井洞窟指定地及びその周辺の地籍図（2）

表 17 福井洞窟の指定対象地域所有者等一覧

No.	地番	面積 (㎡)	地目	所有者等	指定	住所	公有化	備考
1	長崎県佐世保市吉井町福井 1011 番地 7	114.05	山林	佐世保市	平成 22 年度	長崎県佐世保市八幡町 1-10	平成 8 年度	
2	長崎県佐世保市吉井町福井 1011 番地 8	99.66	山林	佐世保市	昭和 53 年度	長崎県佐世保市八幡町 1-10	平成 19 年度	
3	長崎県佐世保市吉井町福井 1011 番地 9	2835.07	山林	佐世保市	平成 22 年度	長崎県佐世保市八幡町 1-10	平成 22 年度	
4	長崎県佐世保市吉井町福井 1012 番地 1	87.00	山林	佐世保市	昭和 53 年度	長崎県佐世保市八幡町 1-10	平成 19 年度	
5	長崎県佐世保市吉井町福井 1012 番地 2	211.04	山林	佐世保市	昭和 53 年度	長崎県佐世保市八幡町 1-10	平成 19 年度	
6	長崎県佐世保市吉井町福井 1012 番地 3	22.96	公衆用 道路	長崎県	昭和 53 年度	長崎県長崎市尾上町 3-1		昭和 57 年分筆
7	長崎県佐世保市吉井町福井 1013 番地 1	686.77	境内地	稲荷神社	昭和 53 年度	長崎県佐世保市吉井町福井		
8	長崎県佐世保市吉井町福井 1013 番地 2	36.23	公衆用 道路	長崎県	昭和 53 年度	長崎県長崎市尾上町 3-1		昭和 57 年分筆
9	長崎県佐世保市吉井町福井 1014 番地	456.00	山林	佐世保市	平成 22 年度	長崎県佐世保市八幡町 1-10	平成 5 年度	
合計		4,548.78						

# 第4章 史跡の本質的価値

## 第1節 史跡の現代的意義と価値構成

史跡とは、我が国の歴史上または学術上の価値が高いと認められ、保護が必要なものについて国が指定するものです。史跡の持つ価値を正しく理解し、次世代へと確実に継承することは、今、史跡とともにある現在の私たちの一つの使命とも言えます。ここでは史跡福井洞窟の価値構成を示します（図28）。

史跡福井洞窟のもつ価値は、変わることのない事実や事象によって生じた「本質的価値」と、本史跡を取り巻く周辺環境から生じた「本質的価値に準ずる価値」、その後の調査研究や活用の進展によって新たに生じた「副次的価値」に整理できます。

本史跡を取り巻く周辺環境を一つの「まとまり」としてみたときに、生態系を包含する自然環境や地形がおりなす特徴的な景観がみられます。これら有機的に結びつく要素とともに、保存を支え続けてきた地域コミュニティの取組みといった多様な要素が、本質的価値に準ずる価値として積み重なっていることがわかります。

そして、こうした価値を明らかにしていく過程の中で、調査や研究において積み重ねられた知見や成果は、今後考古学の分野において、他の遺跡等でも共有していくことが望まれる副次的価値として位置付けることが可能であり、こうした多面的な価値により、本史跡の本質的価値をさらに高めていきます。

このように、本史跡を取り巻く価値を、複合的に捉えることで、本史跡及びその周辺環境を保存し活用していくもので、今後、価値を有する範囲の再検証についても視野に入れていきます。

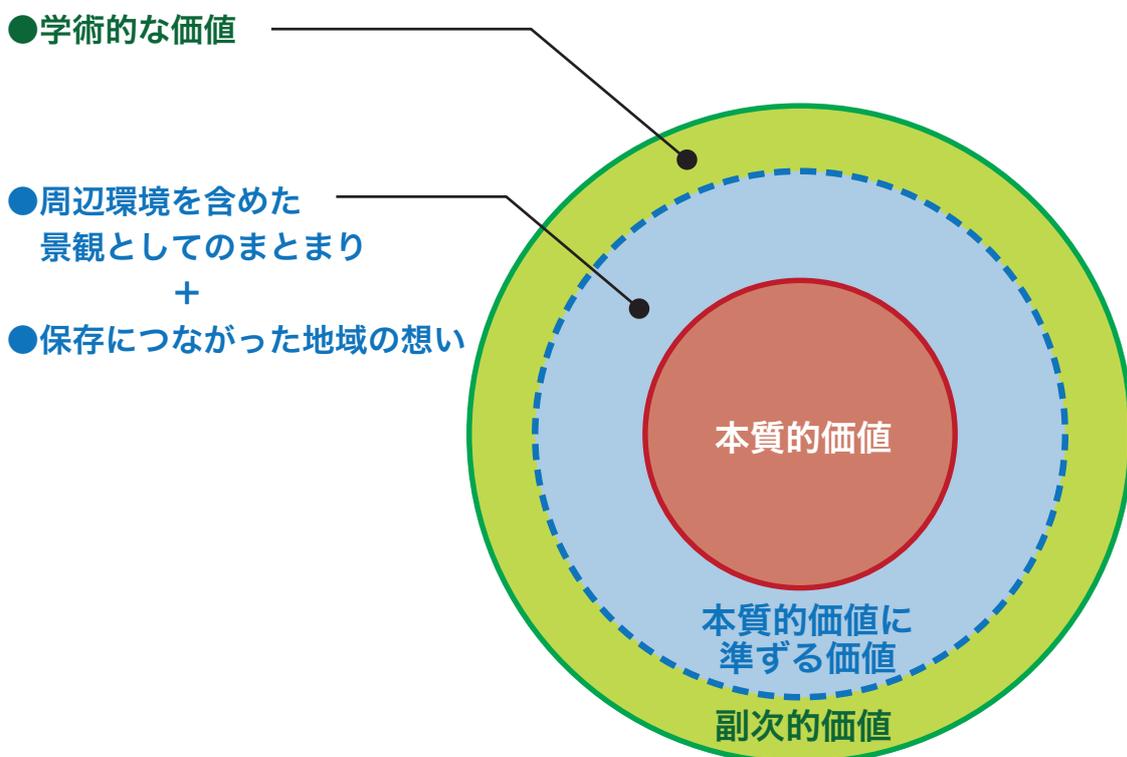


図28 福井洞窟の有する価値構成

## 第2節 史跡福井洞窟の本質的価値

史跡福井洞窟について、昭和53年(1978)8月2日の史跡指定説明文では「縄文文化の成立及び発展過程、あるいは縄文文化の成立に関する諸問題を解明する上で極めて重要なもの」「草創期における土器の変遷を層位的に示すこと」「九州地方最古の石器群を包含するなど<sup>注2)</sup>」の3点が明示されています。

この後、洞窟後背を含む周辺地が追加で史跡指定され、洞窟だけでなく、周辺での生活の場を含めた一帯が保存されました。さらに、平成23・24年度(2011・2012)に行った再発掘調査によって、その価値が現在もなお有効なものであることが実証されています。

### (1) 旧石器時代から縄文時代にかけての文化の移り変わりを示す類まれな遺跡

洞窟遺跡の特性は天然の屋根である岩庇によって雨風に晒されないことです。そのため、外部の影響が少なく岩の風化による細かな砂などの地層が堆積することで、当時の人々の生活痕跡が明確に残ることにあります。特に福井洞窟は16層もの堆積が約6mの中に包含され、各期に人々の営みとそれに伴う道具の変化を見ることができる類まれな遺跡です。

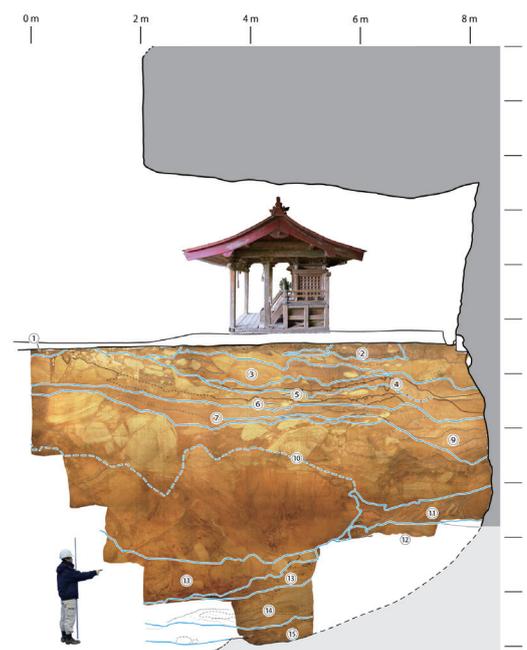
特に、旧石器時代から縄文時代への移り変わりが層位的に確認され、各層に理化学的年代が得られている点は重要です。旧石器時代の細石刃といった道具に加えて、縄文時代の土器が加わることで、遊動生活から定住生活へと移り変わる過程が分かる人類史上重要な遺跡であり、日本を含む東アジアの遺跡にとどまらず、世界史的に俯瞰してみても他に類のない稀少な遺跡です。

### (2) 更新世から完新世に至る環境変化と洞窟地形の変化を示す遺跡

一般的に旧石器時代から縄文時代初頭は、寒い氷河期から現在に近い温暖な環境へと変化する時期と言われています。史跡福井洞窟は、この中でも最終氷期から晩氷期を経て、温暖化する中での動植物相の変遷と落石や地すべりなどの自然環境の変化を細かな年代で捉えることができる遺跡です。これにより福井洞窟だけでなく、当時の気候、地形、植生や動物などの自然環境も復元することができます。



旧石器時代から縄文時代の層位的出土遺物



福井洞窟の地層

### (3) 旧石器時代終末や縄文時代初頭の洞窟利用のあり方を示す遺跡

洞窟遺跡は岩体により限られた空間の中にあるため、遺構や遺物の出土地点の原位置をとらえることで、当時の生活の様子を再現することができると考えられ、継続的な調査研究が行われてきました。史跡福井洞窟では、旧石器時代終末期の炉や石敷などと共に細石刃などの道具製作や食に伴う痕跡が、上層の堆積物によって保存され残っています。

縄文時代草創期になると、他の遺跡では100点にも満たない数の細石刃が数万点発見されるなど、製作遺跡としての拠点的な洞窟利用の様子が明らかとなっています。

さらに時代が進むと、縄文時代早期には洞窟だけでなく洞窟の前や洞窟上の台地を利用し、生活空間を広げていくこともわかっています。

### (4) 先史洞窟の持つ風土・景観を残す遺跡

福井洞窟は、高法知岳から伸びる台地が福井川の浸食により作られた洞窟遺跡です。福井川流域では、直谷の地名が示す通り、崖地形や岩陰地形を川沿いに見ることができます。

洞窟遺跡には開地の遺跡と異なり、岩体や岩庇によって当時の生活を想像しやすい環境が残っています。特に、福井洞窟は福井川を上流に向かって臨むときにメルクマールとなる岩体がそびえ立ち、独自の景観を実感できます。福井洞窟に立つと体感できる雨や風除け、水や滝の音、河川に転がる安山岩原石など、往時の暮らしぶりを想起させる貴重な景観が残っています。



日本の旧石器洞窟で初めて発見した約18,000年前の炉跡。中央に幅5cmのサブトレンチを入れている



福井洞窟周辺の景観



福井川流域の岩体

注2) 再発掘調査では、最下層で検出した炭は亜炭であり、年代を特定することができていない。また、石器の型式学的な見解は様々あり、明確な時期比定が難しい状況にあるため、最古の旧石器との表現については現在では学術的研究課題を有している。

### 第3節 史跡福井洞窟の本質的価値に準ずる価値

本質的価値に準ずる価値は、本史跡を取り巻く周辺環境そのものです。そして、この周辺環境のこれからの在り様には、本質的価値を後世に継承し、その価値を多くの人々に伝えていくうえでの重要な役割があります。

佐世保市域における36か所の洞窟遺跡が、市域を西流する佐々川と相浦川の2つの河川流域に分布していることは第2章で述べた通りです。これらの河川による地形形成は、当該エリアの特徴的な景観基盤となっていることはいうまでもありません。旧石器時代から縄文時代にかけて、生活の拠点として機能していたこれらの洞窟群は、やがてその拠点を河岸段丘の平坦地へと移行していくことで、徐々に生活の場から離れていきます。しかし、この地において、人々の暮らしは、現在に至るまで断続的に営まれており、いわば周辺環境を含めたエリア全体における、続いてきた定住という行為の表れであるといえます。

また、生態系を育みつづける自然環境は、長い年月の中で変容を余儀なくされてきましたが、岩肌に残存し自生するシダ植物群落は、当時の風景を想起させるうえで、非常に貴重な役割を担っています。当時と異なる気候条件や社会状況ではありますが、景観としてのまとまりだけではなく、貴重な生態系の保全は、本史跡の本質的価値を支えていくうえでも重要な取り組みです。

そして、本史跡が現代に至るまで良好な状態で保存され続けてきた要因として、洞窟を神聖な場所として継承してきたことが考えられます。遺跡として発見された契機は、昭和10年(1935)の福井稲荷神社本殿の改築ですが、この場所に神社が建立された経緯には、平安時代末期から460余年存在し続けた直谷城が関わっています。いわば先史時代の洞窟利用に歴史時代の祭祀的洞窟利用という積み重ねられた歴史重層性が重要な役割を果たしたといえます。

さらに、本史跡の発掘をはじめとした調査研究についても、松瀬順一氏をはじめとした、市井の人々の継続的な取り組みがその出発点となっています。人口の減少が進む吉井地区において、先人の想いを受け継ぎ、次の世代へと本史跡の価値を継承していく人材を育てていくことは、この地におけるコミュニティの発展とも密接に関わっており、いわばまちづくりという広義の視点で本史跡を捉えていくことも重要です。



福井稲荷神社での春祭り 平戸神楽



松瀬順一氏 史跡大野台支石墓にて

## 第4節 史跡福井洞窟の副次的価値

本質的価値は、時間の経過とともに調査研究の進展等によって価値が深まることがあります。そのため、付加的な事象を捉えると同時に価値を再評価する視点が重要です。今回、初めの発掘調査から半世紀後に資料の再報告や再発掘調査を実施したことで、今日的視点で史跡福井洞窟を再評価すると、以下のとおりいくつかの副次的価値を加えることができます。

### (1) 旧石器時代の発掘調査研究への寄与～層位的発掘調査～

日本の旧石器研究は、昭和21年(1946)に相沢忠洋氏の岩宿遺跡の発見によって、縄文時代以前の遺跡の存在が認識されます。そして、旧石器研究の先駆者である杉原荘介氏や芹沢長介氏らが牽引役となり、全国各地で発掘を行い、旧石器時代の存在が確立されるようになりました。さらに、日本の旧石器文化がナイフ形石器、尖頭器、細石刃により構成されることが分かり、体系化されます。その後、日本考古学協会による西北九州での発掘調査が企画され、九州における旧石器時代の本格的な発掘調査が福井洞窟をはじめ、平沢良遺跡、三年山遺跡で初めて行われます。特に、福井洞窟では6m近い堆積層に旧石器時代から縄文時代の文化層が各期に存在することが分かり、細石刃と土器が同一包含層で出土したことで、その移行期の様子が明らかとなりました。この層位的発掘調査が、その後の旧石器時代研究の基層となります。

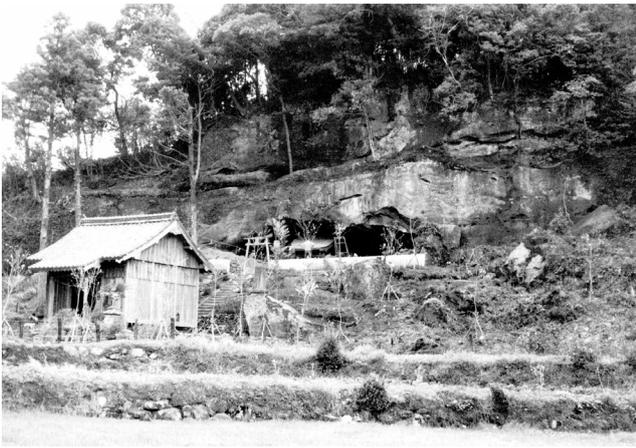
### (2) 始原土器と石器群研究への寄与～旧石器時代から縄文時代の標式遺跡～

昭和30年代当時、福井洞窟の発掘調査では、最先端の研究であった放射性炭素年代測定法が各層で用いられます。これにより、縄文時代の始まりについても約12,000年前という年代観を作るきっかけとなりました。当時、縄文時代の年代観について、縄文研究の第一人者であった山内清男氏と芹沢氏との間で論争が繰り広げられていましたが、福井洞窟の層位的発掘調査により縄文文化の成立に関する諸問題を解決する契機となりました。また、世界最古級の土器が日本に存在することを印象付けることになりました。さらに、この層位と考古資料のまとまりを捉えた文化層序の層位的研究が基礎となり、その後の縄文時代草創期の編年研究や細石刃石器群の研究につながりました。特に、細石刃石器群では「西海技法」による細石刃の石器製作の技術形態について泉福寺洞窟とならび標式遺跡として「福井型」の名称が用いられています。このほか、「隆起線文→爪形文」への土器の編年や「野岳型(位碑塔型)→船野型→福井型」といった細石刃石器群編年の標式遺跡として不動のものとなっています。

### (3) 史跡保存と発掘調査の在り方への寄与

遺跡の発掘は破壊を伴うため史跡地内の発掘調査は安易に行うべきものではありません。しかしながら、史跡福井洞窟の再発掘調査では半世紀経過した後に再発掘調査を実施したことにより、その間に進展した研究のおかげで細かな年代観や動植物相のほか、洞窟遺跡の形態変化、当時の古環境や考古資料の変化について、さらに研究を深めることができます。また、現在の労働安全衛生法に基づき、安全に配慮することで約6m直掘りのトレンチ調査を行う発掘調査技術の実施を可能にしましたと言えます。

このことは、史跡として保護されている遺跡であっても、学術研究の進展に伴ってその内容をより詳しく正確に理解することで史跡の本質的価値の向上が見込まれる場合には、発掘調査をすることの意義や重要性を示すものです。そのためには、必要最小限度の調査方法で史跡を保存する観点を持ちつつ、再調査をする明確な目的と入念な計画や体制が必要であることも確かです。福井洞窟の再発掘調査は、その必要性和意義をはじめ、史跡の保存・活用といった文化財保護行政の在り方にも新たな方向性を見出しています。



発見当初の福井洞窟 昭和 35 年 (1960) ©



福井洞窟最下層掘削状況 昭和 39 年 (1964) ©



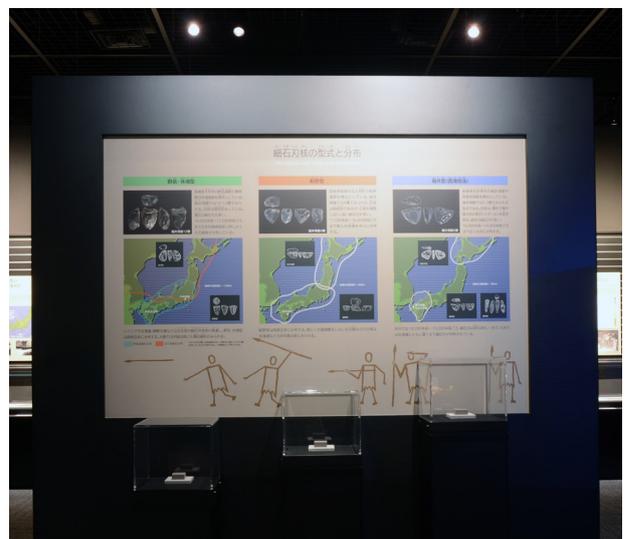
発掘調査の様子 平成 24 年 (2012)



トレンチ調査の様子 平成 24 年 (2012)



始原土器の変遷展示



細石刃石器群の変遷展示

## 第5節 史跡福井洞窟の価値を構成する要素

本史跡に係る価値を構成する要素は、まず空間区分に準じて「指定地内を構成する要素」と「史跡の周辺環境を構成する要素」に分類することができます。さらに、これらの要素は、前節までに整理した「本質的価値を構成する要素」、「本質的価値に準ずる価値を構成する要素」、「副次的価値を構成する要素」に分類されます。また、それ以外の価値構成にない要素を「その他の要素」とします。「その他の要素」の中には、保存もしくは活用することで好循環をもたらすものと、史跡の価値に直接は関係せず、改善や除外等、調整すべきものがあります。

また、周辺環境を構成する諸要素の中には、時間の経過によって新たな価値評価がなされ、本質的価値へと昇華される構成要素が存在することも想定されます。そのため、価値評価についても定期的な見直しを行い、現在の指定地外であっても本質的価値を構成する諸要素と同様に定期的な検討、見直しを行っていきます。

一方で、前述の空間区分に含まれない無形の要素として、「保存を支え続けてきた地域の取組みを示す要素」や「発掘調査に伴い確立された技術や得られた知見」等が挙げられます。これらの要素についても、後世への継承という観点からの保存が必要であることから、それぞれの構成要素について、準ずる価値を構成する要素、また本史跡の副次的価値を構成する要素として位置付けます。

表 18 史跡の価値を構成する要素区分表

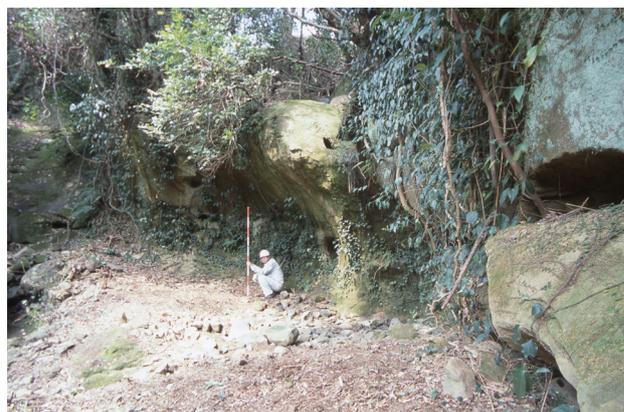
区域	価値構成区分	構成要素
指定地内	「本質的価値」を構成する要素 ・ 史跡の本質的価値を裏付けるものであり、時代を越えて保護・継承すべき普遍的価値を示す要素	◇ 史跡地内の遺構・遺物・包含層
		◇ 洞窟地形と落石や地すべりを示す自然地形
		◇ 福井洞窟発見前の状態に近づけた自然景観
		◇ 発掘した出土品
史跡の周辺環境	「本質的価値に準ずる価値」を構成する要素 「本質的価値」に関する要素 ・ 本質的価値に直接は関係しないが、史跡の価値を説明するうえで補完的役割をもつ要素	○ 縄文時代以降の出土遺物
		○ 中世から現代をつなぐ福井稻荷神社及び境内地の遺構
		○ 台地から史跡に流れこむ滝
	指定地外において史跡と一体的に環境を構成する要素 ・ 指定地の外にあるが、史跡と一体となって環境を構成する要素	○ 周辺の福井川流域沿いに点在する遺跡や文化財
		○ 福井川と周辺に点在する安山岩原石などの自然地形
無形の要素	保存を支え続けてきた地域の取組みを示す要素 ・ 近現代における本史跡の保存継承の礎となった地域住民の暮らしとその取組みを示す要素	○ 福井稻荷神社における信仰
		○ 保存につながった地域住民の想い
	「副次的価値」を構成する要素 ・ 時代の経過や新たな価値評価の視点により、調査技術や考古学的知見に影響を与えた要素	▲ 層位的発掘調査の方法
		▲ 学史的研究の蓄積とその研究資料
		▲ 発掘調査や史跡整備の記録

表 19 その他の要素区分表

区域	価値構成区分	構成要素
指定地内	保存活用に資する要素 ・ 保存や活用において特定の役割を發揮し、特に価値の理解を支援する要素	● 史跡の見学や維持管理に必要な園路及び付帯施設
	調整が必要な要素 ・ 本質的価値に負の影響を与えており、将来的に改良、移設、除去等の措置を必要とする要素	● 史跡の保護や情報発信に必要な説明板、案内板、標柱
史跡の周辺環境	保存活用に資する要素 ・ 公開活用に際して、史跡の価値を理解するために必要となる要素	■ 史跡に影響を与える樹木等
	調整が必要な要素 ・ 景観的なまとまりをき損する要因となる、もしくは公開活用に際してその行動を阻害する要素	● 駐車場及び休憩所兼野外便所
		● 福井洞窟ミュージアム
		■ 県道40号吉井松浦線及び歩道
		■ 道路沿線にある現代的な工作物（電柱等）



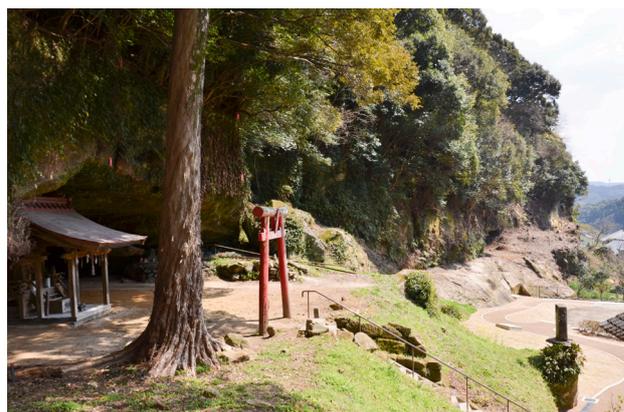
◇本質的価値 要素 福井洞窟



◇本質的価値 要素 指定地内 西岩陰



◇本質的価値 要素 自然地形



◇本質的価値 要素 自然地形



◇本質的価値 要素 第1調査区出土遺物



○準ずる価値 要素 縄文時代以降の出土遺物

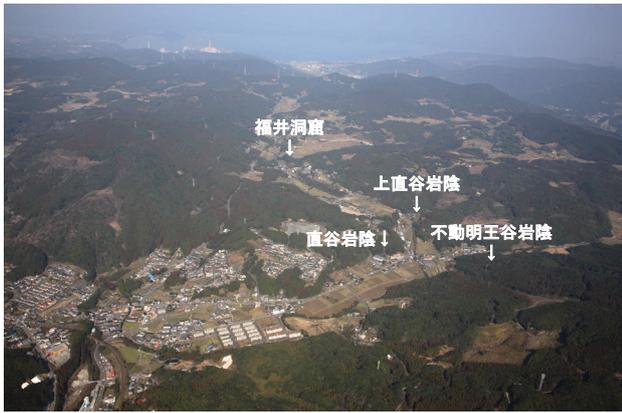


○準ずる価値 要素 福井稲荷神社の石階段



○準ずる価値 要素 西岩陰に流れる滝

史跡福井洞窟の「価値を構成する要素」



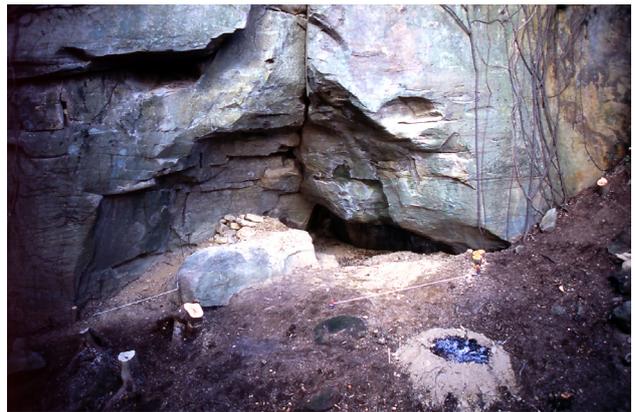
○準ずる価値 要素 空から見た福井川流域



○準ずる価値 要素 福井川流域の安山岩



○準ずる価値 要素 洞窟に繁殖するシダ植物



○準ずる価値 要素 佐世保の洞窟遺跡（菟田洞穴）



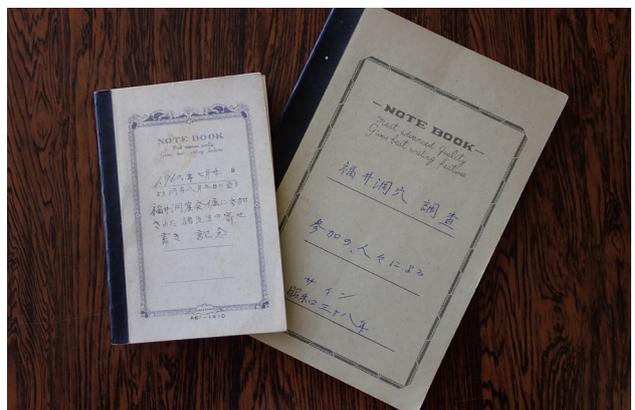
○準ずる価値 要素 洞窟周辺の集落



○準ずる価値 要素 神社で奉納される平戸神楽  
(国重要無形民俗文化財)



▲副次的価値 要素 層位的発掘調査（地層堆積）◎



▲副次的価値 要素 昭和30年代の調査関連資料

史跡福井洞窟の「価値を構成する要素」



●その他 要素 史跡福井洞窟の園路



●その他 要素 案内板や説明板の現状



■その他 要素 洞窟前庭境内地の樹木



●その他 要素 福井洞窟野外休憩所兼トイレ



●その他 要素 福井洞窟ミュージアム



●その他 要素 福井洞窟ミュージアムでの活動



■その他 要素 県道40号線と歩道



■その他 要素 道路沿いにある道路標識

史跡福井洞窟の「価値を構成する要素」

# 第5章 史跡の現状と課題

## 第1節 概要

本章では、第4章第5節の史跡の構成要素を踏まえて、史跡が抱える課題を抽出し、以下の4項目に整理します。これにより、次章の史跡の目指すべき「基本理念」の実現に努めます。

## 第2節 保存管理の現状と課題

### (1) 現状

史跡福井洞窟の指定面積は4,548.78㎡であり、市有地と寺社有地、長崎県有地となっています。市有地には洞窟本体や岩体が該当し、寺社有地には洞窟前庭の神社拝殿があります。これらの史跡地内の遺構・遺物・包含層に加え、洞窟地形や地すべりなどを示す自然地形と、そこに生育するシダ植物に代表される固有の動植物などを含めた環境を、未来へ守り伝えていく重要な要素が残されています。

また県有地は、昭和57年(1982)に歩道確保のために寺社有地から分筆されたものです。指定地に隣接して駐車場や休憩所兼野外トイレが併設されています。なお、これまでの発掘調査面積は史跡指定地のうち約10%に満たない範囲です。

出土品は平成の再発掘調査資料が重要文化財に指定されています。一方、第1次～第3次の昭和30年代の出土品は各調査機関に保管されており、分散している状態です。

現状において、緊急的に対応を図るべき史跡本体のき損等は見られませんが、今後の経年劣化による岩体部の崩落や、福井稲荷神社の御神木をはじめとした高木については、近年の集中豪雨や台風により倒木の可能性が高まるといった懸念もあります。

土地利用からみた場合、最も大きな要素は、史跡地内に建立された福井稲荷神社の社殿です。本史跡が見られるきっかけとなったのも、社殿建て替えに係る工事と記録されており、今後も軽微な修理を含めて、定期的な建築工事が想定されます。また、史跡地と福井川の間には県道佐世保吉井松浦線が通っており佐世保市街地と松浦方面を結ぶ幹線道路として、一定の交通量がみられます。一方で、東側の高台は広く農地が広がり、現在も農業が営まれています。

史跡地周辺の大半は崖地形となっており、今後、崩落防止のための対策工事等が実施されることが想定されます。

### (2) 課題

#### 1) 日常的な維持管理

- 史跡地内の樹木については、遺構保存の観点に加え、来訪者の安全確保のために、支障木等の適切な除去等を行う必要がある。
- 整備済みエリアにおける芝地の草刈りや階段及び付帯施設、トイレ、あずまや等の清掃については、見学環境としての質を保持するための管理基準を設け、定期的の実施する必要がある。
- 岩体部の崩落を予兆させるような変位を定点観測し、継続的なデータの蓄積を行う必要がある。

#### 2) 遺構・遺物の恒常的な保存

- 近年の大雨や大型台風による倒木で遺構・遺物への悪影響が懸念されることから、恒常的に樹木の剪定や伐採を含めた管理を行う必要がある。

- 前述のモニタリングにより、崩落への対応が必要と判断された場合には、対策工事等の実施により、未然にき損を防ぐ手立てを講じる必要がある。
- 出土遺物や人骨、記録図面、写真については、今後の調査により新たに発見される遺物を含めて、確実な保存を行うために、福井洞窟ミュージアムにおいて適切に保存管理を行う必要がある。

### 3) 災害発生時の対応と予防措置

- 地震や豪雨、台風等の災害に対する防災対策と、被災した場合の具体的な対応策を準備しておく必要がある。

### 4) 現状変更に関する取り扱い方針及び取り扱い基準

- 福井稲荷神社に係る現状変更行為については、管理者との協議に基づき、取り扱い基準を定める必要がある。
- 史跡地に隣接する県道の付帯工事や、農地における営農行為については、史跡指定地外ではあるものの、本史跡の歴史的風致の観点から、管理者及び所有者との調整に基づく対応を図っていくことが望まれる。

### 5) 調査研究

- 史跡：福井洞窟の岩体や包含層保護に必要なモニタリング調査が必要である。
- 体制：福井洞窟に関する全ての資料整理と分散管理された現状に対して、保存に必要な統一的な取り扱い、体系的な調査研究計画とそれを遂行するための継続的な人材の確保が必要である。
- 出土品：出土遺物の再整理やデータベース化等を通じて、一元化された情報管理とその汎用性の向上を図る必要がある。加えて、新たな知見に基づき、出土品の価値を探求すると共に重要文化財の指定などに継続的に取り組んでいく必要がある。
- 洞窟遺跡群：伏流水を含む水系調査や、関連洞窟群の継続的調査により、史跡環境の保全や通史的な研究へとつなげていく必要がある。

### 6) 史跡の保護について

- 今後の調査研究の進展や、周辺環境における土地利用の変化といった状況を勘案し、必要が生じた場合には史跡地の追加指定や新たな整備を適宜検討していく必要がある。

### 7) 景観形成

- 史跡地内からの景観について、道路標識や電柱などの工作物に対しての調整が必要である。
- 史跡地を含む周辺エリアにおいて、福井洞窟の歴史的風致を保全していくために、現況の景観計画からさらにきめ細やかな誘導を図っていく必要がある。
- 景観を新たに創出していくという視点で、土地所有者を始めとした地元住民の理解は必要不可欠であり、地域との協働による景観まちづくりの取組みが求められる。

## 第3節 活用に関する現状と課題

### (1) 現状

これまで発掘調査前から福井洞窟ミュージアム開館に至るまでの期間において、研究会や講演会・シンポジウムや展示会、研究会などを開催し、市内外へと本史跡の情報を発信する仕組みをつくっています。これらの開催にあたっては、対象を研究者や一般向けに分けて行うなど明確にして開催したほか、地元小中学校やNPO団体と連携し、地域に根差した啓発活動を続けています。

一方で、現地案内は、外部団体や小学校からの依頼に対しては佐世保市や吉井エコツーリズムの会が行い、中学校に対しては佐世保史談会が担っています。吉井エコツーリズムの会では、福井洞窟ミュージアムから福井洞窟までのエリアを対象として、周辺の文化財を巡る体験ツアーを実施しています。

教育現場においては、総合学習の時間を活用し、地元の小学生に福井洞窟や吉井地区の文化財を学ぶ地域学習の時間を提供し、佐世保市内全域では、中学1年生の「ふるさと歴史発見事業」として、市内一円の文化財にふれるプログラムの中の1コースに組み込むなど、教育現場との連携も行っています。直近の令和3年度(2021)では、高校、大学にその対象範囲を広げ、体験や学習の場を提供する等、幅広い世代に向けた教育素材としての活用を展開しつつあります。

情報発信の分野においては、一般書籍の刊行やパンフレットの作成を行っています。ここでも、地元小中学校と連携し、SNSを使った映像配信、またQRコードによる多言語対応がすでに行われています。

その他、史跡への理解を深めるためのガイダンス施設として、「福井洞窟ミュージアム」が福井洞窟から約4km離れた場所にあります。この場所は佐々川と福井川との合流地点にあり、この河川との関わりの中で、福井川には多数の洞窟地形がつくられています。そのため福井洞窟ミュージアムを出発して福井洞窟まで河川に沿って散策することで、さらに福井洞窟への理解が得られるフィールドミュージアムの基盤があります。

福井洞窟ミュージアムの活用としては、他施設や他市町村との連携企画展示会等による複合的な情報発信を定期的に行っています。さらに、現地には史跡の理解に必要な説明板を設置するとともに、ガイドに必要なミュージアムサポーターを育成し、福井洞窟ミュージアムを発信拠点とすることで、史跡と一体的な活用を模索しながら取り組んでいます。

また、ミュージアムに併設された吉井地区コミュニティセンターは、まちづくりの分野において歴史資源を活用した取組みを推進しており、自治協議会と連携しながら、地区内に架橋された石橋などの歴史や農産品といった吉井地区の特性や課題について学ぶ活動を行っています。

### (2) 課題

#### 1) 史跡地へのアクセス

- アクセスルートにおける歩道や信号機整備といった安全の確保、日常的に近隣の児童が学習できる学校区を越えた児童の移動方法等、安全・安心な見学ルートを確保する必要がある。

#### 2) 情報発信

- 史跡の知名度や学術的価値の理解度が決して高いとは言えず、一般に浸透しにくい部分があるため、情報の受け手側のターゲット設定に基づく戦略的な広報を実施していく必要がある。

#### 3) 史跡の見学・解説

- 地下の視認できない部分を補完するために、ミュージアムの映像コンテンツ等と連携した一体的な解説を行うためのシステム構築が必要である。
- 史跡地周辺の自然環境や往時の生活などの幅広い情報を体感することのできる解説が必要である。

#### 4) 福井洞窟ミュージアムの機能拡充

- 計画的で長期的な企画展示や発掘調査研究を積み重ねるため、また情報発信に伴う来館者の増加に対する利便性を向上させるため、ミュージアムの組織体制の強化や恒常的な展示改善等による施設のさらなる充実を図っていく必要がある。

#### 5) 広域活用

- 佐世保市：市内の洞窟群を包括した関連文化財群のまとまりをストーリー化し、一体的に歴史を学ぶことのできる仕組みを構築する必要がある。
- 長崎県北域：史跡地周辺に所在する他の遺跡や、市内の洞窟群を含めた広域都市圏を意識した回遊を促進するための情報提供が必要である。
- 国内外：同時代関連遺跡を有する自治体との情報交換や企画展の共催等を促進し、研究・活用におけるネットワークのさらなる強化を図っていく必要がある。

#### 6) 活用プログラムの開発

- 観光商品としてのツアーやプログラムの開発が必要である。
- 市内の他の観光資源との連携を図ることで、効果的な誘客につなげていく取組みが必要である。
- コミュニティセンター等が支援する既存の地域イベント等と連携し、福井洞窟をはじめとした文化財や歴史に触れる機会を創出していく必要がある。

#### 7) 学校教育・社会教育

- 学校教育の中で、福井洞窟や吉井地区の歴史を学ぶ機会を、さらに拡充していく必要がある。
- 史跡の保存活用の担い手である地域住民が身近に感じる活用テーマを掲げ、福井洞窟をきっかけとして連携を構築するための学びの機会を提供していくことが必要である。

## 第4節 整備に関する現状と課題

### (1) 現状

平成20年度(2008)に策定した「福井洞窟整備基本構想・基本計画」に基づき、現地において園路や説明板、野外トイレ等を整備しています。また、福井洞窟ミュージアムが令和3年(2021)4月28日に開館しており、現時点で第1期整備が概ね完了しています。現地においては、整備に伴う段階的な樹木の伐採により、岩体があらわになり、扇状に広がった岩体を体感することができます。また、整備により新たに発見された岩陰地形や滝のように流れ込む水を史跡の整備に取り込んでいます。

一方で、台風による倒木や小規模な落石、雨水による土砂流出等、史跡に影響を与えうる状況は断続的に生じており、確実な保存に向けた対策を行わなければなりません。

また、史跡地の周辺環境を一体的に保存していくという視点に立った場合には、景観整備に手を入れていく必要があります。県道の付帯施設をはじめとした工作物の修景・除去や、植生基盤の再生といったアプローチについて、事業を主管する関係部局との調整を継続的に行っていく必要があります。

さらに、来訪者が安全に史跡地を訪れて見学するための環境については、県道佐世保吉井松浦線の付け替えを視野に入れた歩行環境の確保が求められますが、大規模な工事となることから、長期的な視点で道路管理者との協議を行わなければなりません。

活用のための整備としては、第1期整備の中で概ね完了しているものの、活用における課題で提示したように、今後の広域連携や多面的なプログラムへの展開を視野に入れた場合には、対応を図るべき整備は残されています。

## (2) 課題

### 1) 保存のための整備

- 史跡の価値を損なう恐れのある岩体の崩落や倒木については、未然に防ぐための対応を講じる必要がある。
- 近年の集中豪雨や大型台風など、これまでにないような気象条件に対しても、史跡の保護と見学者の安全が確保できる強靱な史跡とするための第2期整備を将来的には実施する必要がある。
- 史跡地及び周辺環境を含めた歴史的風致を継承し発展させるために、景観計画の改定を含めた適切な景観誘導策を講じ、併せて段階的な景観整備を行う必要がある。
- 第1期整備において施工した芝地等による簡素化された風景を改善し、季節感、歴史観の漂う花や木々などの植栽や生態系等の復元に向け、段丘地形全体でのアプローチが必要である。

### 2) 活用のための整備

- 福井洞窟ミュージアムから史跡地までを適切に誘導するためのサイン整備や、マップ等を充実させる必要がある。
- 現在運用しているレンタサイクルをはじめ、ガイド付きバス等、史跡地までのアクセシビリティの多様化を図る必要がある。
- 広域回遊を促進するためのルート及び誘導サインの整備が必要である。
- デジタルデバイス等の導入を実施する場合は、ハード機器やコンテンツ等の整備が必要である。

## 第5節 運営・体制に関する現状と課題

### (1) 現状

福井洞窟の直接的な整備と管理は、佐世保市が直営で行っています。その中で、日常的な管理は地区自治会を母体とする福井洞窟保存会に委託しており、年4回の芝刈りや除草作業のほか、日常のトイレ清掃・管理を行っています。

また、吉井地区には吉井地区文化財保存連絡会が設立され、民俗や史跡など吉井町の各地区にある文化財保存団体の連絡会として、総会などにより横の連携を深めています。

地域におけるまちづくり全般を担うコミュニティセンターでは、自治協議会と連携して、地域の文化祭や各種講座、吉井地区に所在する石橋の架橋100周年記念事業の協力など、シビックプライドの醸成に寄与する取り組みを実践しています。

こうした地域に根差した活動は、福井洞窟ミュージアムにおいて、自治協議会や吉井エコツーリズムの会などの団体との連携により、各種のイベントや講座等の開催につながっています。

一方で、地域外との連携で重要なつながりは、研究分野における大学や研究機関との関係です。東北大学、岡山理科大学、倉敷考古館は第一次～三次調査の発掘調査機関であり、出土資料の一体的な取り扱い、資料借用、企画展示会の連携を行っています。

長崎国際大学とは、学芸員課程の実習を福井洞窟ミュージアムでの受け入れや、大学生による周辺地域資料館の収蔵整理支援、地域団体が主催するイベントへの参画という形での協力を受けています。また、長崎国際大学に加え、長崎県立大学とも佐世保市が包括連携協定を結んでおり、今後の保存活用の取り組みの中で、新たな連携を描いていくことも期待されます。

各種事業を推進していく庁内の連携については、現状で連携が図られているとは言い難い状況にあります。

今後、都市計画、観光、農政、地域コミュニティといった多岐にわたる課題への対応を図っていくうえでは、総合計画に位置付けられた地域づくりの方針に基づき、横断的な検討体制の構築が求められます。

## (2) 課題

### 1) 庁内体制

- 今後の保存活用をより効果的に推進していくために、庁内関係課によるワーキンググループの運営等、連携を強化していく必要がある。
- 活用における多面的な展開を見据え、事業全体をディレクション、マネジメントする専門性を有する人材の確保が必要である。

### 2) 調査研究体制

- 継続した調査研究のために、有識者や大学、研究機関との連携を継続し、考古学、歴史学等の観点から調査研究を進めていく専門性を備えた体制づくりが求められる。
- 文化財課での調査研究体制を強化し、専門職員の育成を体系化して継続的に行っていく必要がある。

### 3) 地域や市民との連携

- 地域の高齢化や人口減少に伴う保存会等既存組織・団体の継続に向けた人材育成を図る必要がある。
- 地元小中学校における郷土学習を継続することで、次世代に対しての啓発と家庭における世代間連携を促進していく必要がある。
- 福井洞窟ミュージアムにおけるコミュニティ機能を強化し、多様性のある地域コミュニティ育成のためのプログラムの拡充や、情報発信の拠点機能を付加していく必要がある。
- 市民に対しての認知度を向上させるための広報戦略を立案し、様々な取組みに参画する機会を創出していく必要がある。

### 4) 保存活用事業の運営体制

- 将来的には、保存活用事業全体を統括する協議会方式の運営組織を立ち上げるなど、事業全体のディレクション及びマネジメントを担う体制の構築を検討する必要がある。
- 史跡単体としての保存活用から、吉井地区のまちづくりへと展開する将来像を描き、関係者がビジョンとして共有していくプロセスが必要である。
- 公的資金による保存活用に依存せず、事業を効果的に推進していくための民間資金を調達していくための事業スキームを描き、制度設計に取り組んでいく必要がある。

## 第6章 基本理念と基本方針

### 第1節 史跡福井洞窟保存活用計画の基本理念

#### 「四次元空間デザインプロジェクト」

福井洞窟は、旧石器時代から縄文時代の文化の移り変わりを示す我が国で唯一無二の洞窟遺跡です。福井洞窟には6mに及ぶ他に類を見ない累重する包含層のほか、洞窟遺跡の特性である岩廂などにより先史時代の洞窟が持つ風土や景観が保たれているなど、往時の様子を立体的（三次元）に捉えることができます。

さらに旧石器時代から縄文時代にかけて、遊動生活から定住生活へと変化する過程や、洞窟本体だけでなく当時の気候、地質や動植物相などの環境の変化を知ることができます。この価値ある史跡福井洞窟と現在に生きる私たちがどのように史跡と関わるかによって、現代社会における活きた史跡福井洞窟となります。その意味において、史跡は今を生きています。つまり、過去・現在・未来の「四次元空間」で捉えることが出来るのです。

こうした史跡の本質的価値と関連しつつ、現在・未来の社会においても根源的且つ恒常的な財産として未来に守り伝えていくためには、伝えることはもとより、地域住民及び国民が、史跡に親しみ、当時の人々の暮らしぶりを感じることで、その価値の深さを知ってもらうような保存と活用の取組みが必要です。

そこで、福井洞窟の本質的価値を表す「三次元」の空間だけでなく、時間を加えた四次元空間として将来の姿を描き、長期的に取り組むための基本理念を「四次元空間デザインプロジェクト」と定めます。

福井洞窟には当時生育していた植物や花に共生する昆虫がいます。その昆虫を食べる野鳥がいて、巣を作る宿り木があります。宿り木には木の実がなり、私たちもその恩恵を受けます。枯れ葉からなる腐葉土はその後、植物を育てていきます。そうした「自然と共生」する往時の環境を一つのモデルとして捉え、私たちは自然との関わりによって環境を「創生」する、「人工環境」を目指します。それは環境にとどまらず、現代にいたるまで史跡を保存・継承してきた人と人のつながりである地域コミュニティとして捉えることも重要です。

さらに、この理念に基づき再生されていく環境を見て、知り、体感し、学ぶための仕組みを施策として構築していきます。具体的には、地域住民の日常的な利用から観光や環境学習、研究に至るまで「福井洞窟学」として様々な分野とニーズを横断的に活用するために、四次元空間デザインプロジェクトに取り組む範囲をフィールドミュージアムの核として位置づけ、回遊行動を通じた福井洞窟の認知度向上をはかりながら、将来への価値継承につなげていきます。

そして、この基本理念を基に数十年、数百年の長期的に目指すべき姿として、以下の4つの将来像を定め、未来にこの史跡を守り伝えることを目指します。

#### 「将来像」

- ①市民が文化財の持つ四次元空間としての価値に気づき、創生することで、次世代に伝える史跡
- ②先史時代の移り変わりや洞窟遺跡の特性を探求し、その研究を世界に発信する拠点
- ③研究成果に基づき、当時の人々の息吹とその暮らし、環境を体感できる史跡
- ④地域内外の日常的な憩いや様々な交流を創出する拠点

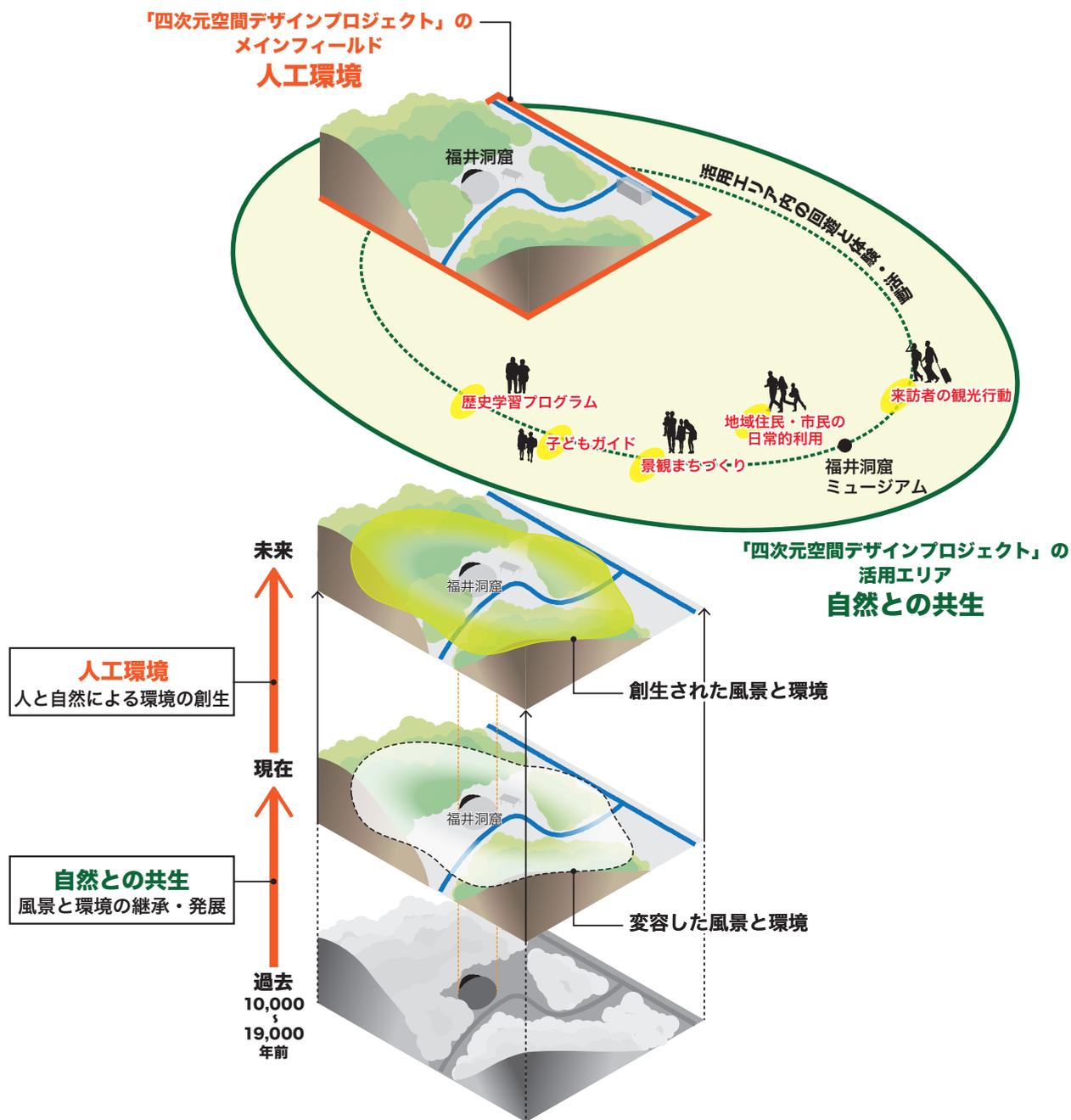


図 29 基本理念 「四次元空間デザインプロジェクト」概念図

## 第2節 史跡福井洞窟保存活用計画の基本方針

前節で提示した基本理念及び将来像を踏まえ、保存管理、活用、整備、運営・体制についての基本方針を以下のとおり定めます。

### (1) 保存管理

日本の先史時代の歴史的重要性を物語る本史跡を確実に保存するため、指定地にとどまらず、その周辺についても自然景観を含めた広域な保全を図ります。福井川流域や洞窟遺跡群の未調査箇所についても適切な保護の方法を検討するため、必要に応じて発掘調査を行います。また、これまでの調査成果をもとに環境復元や自然環境の循環を図れるようにし、最新の研究に基づく価値評価をその都度行っていくこととします。指定地前面には県道があり、周辺にも農地が広がることから、新たな開発や景観支障物については史跡の管理者である佐世保市と関係機関、土地所有者との調整を密にして保存を図ります。

### (2) 活用

活用においては、福井洞窟ミュージアムから史跡地までのアクセシビリティを高めるための施策展開を行うとともに、知らない人に伝える、訪れた人の理解を深める、といったターゲットごとの情報提供を講じていきます。

また、ミュージアムの機能拡充や他の遺跡との広域的な連携、研究・活用のネットワーク強化等を通して、新たなユーザー層の興味を喚起する活用プログラムの開発を推進します。

さらに、学校教育や社会教育、既存の地域イベント等に対して、福井洞窟をはじめとした歴史文化を学ぶ機会を付加させることで、福井洞窟に対する理解向上と愛着の醸成を図り、地域で守り続けてきた本史跡への関わりに対して、コミュニティ維持の観点から取り組んでいきます。

### (3) 整備

本史跡の有する本質的価値を将来に向けて確実に継承していくために現在整備している保存環境を維持していきます。また、活用に向けた整備については、史跡地の見学環境、解説、さらには福井洞窟ミュージアムとの連携等、今後も多岐にわたる対応事項が残されており、計画的に進めていくものとします。さらに、史跡地を取り巻く周辺環境や生態系、さらには地域に暮らす人々のコミュニティ等については、史跡の保存活用を基盤としたまちづくりの視点で取り組みながら、地域住民が主体となった環境整備を行っていきます。

### (4) 運営・体制

現在、維持管理する保存会はあるものの、地域の高齢化と人口減少が進んでいるため、市内外の新たな福井洞窟のファンを獲得していくことが、今後も史跡の保存活用を継続的に進めていくためには、必要不可欠です。

そのためにも、地域住民が「私たちの福井洞窟。私たちの宝物」と思うことができる主体的な運営・管理体制を整えます。また、庁内、大学・研究機関、他市町村、民間事業者等、様々な団体・個人と連携しながら、史跡マネジメントを実践する組織体制の構築に向けて取り組んでいきます。

# 第7章 史跡の保存管理

## 第1節 保存管理の地区区分

### (1) 地区区分設定の考え方

本史跡の保存管理にあたっては、史跡指定地が対象となり、遺構・遺物の適切な保存管理を行うための方策を定める必要があります。この地区を「史跡指定地」とします。

一方で、指定地周辺のエリアにおいては、本史跡を含めた歴史的風致の保全、さらには基本理念に掲げた「四次元空間デザインプロジェクト」の実現に向けたメインフィールドとしての景観コントロール等を視野に入れた、「史跡と一体となって景観的なまとまりを有する範囲」、さらには今後の活用における活動範囲を「四次元空間デザインプロジェクト」の活用エリア」と位置づけ、史跡と調和した良好な景観まちづくりの展開や環境復元を基盤とした多面的な保存活用を目指していきます。

### (2) 地区区分の概要

前項の考え方に基づき、保存管理の地区区分と方針を次のように設定します。

#### 1) 史跡指定地

この地区は、史跡福井洞窟において既に国の指定を受けた範囲であり、文化財保護法に則り、確実な保存を行います。

また、本史跡の基盤となる地形・地盤についても、崩落等による遺構のき損を未然に防ぐための措置を講じる等、各種法令や事業を関連付けながら保存していきます。

#### 2) 景観的なまとまりを有する範囲

史跡指定地を中心として、谷筋の地形を基準とした景観的なまとまりを有する範囲です。この範囲は、洞窟地形の形成基盤となる福井谷を中心としたものです。福井川の浸食により形成された洞窟前面はやがて狭い渓谷となり、その谷筋を行き交う人々が河床にある安山岩を採集し、石器をつくり狩りに出かけました。往時の暮らしを偲ばせるこの空間において、基本理念に示した人工環境による風景と環境の復元に取り組んでいくことを目的とし、四次元空間プロジェクトのメインフィールドとして、よりきめ細やかな景観コントロールを推進していきます。

また、近接する史跡地から概ね 100 m 程度の範囲（開発に際して調査協力をお願いする範囲）においては、開発行為における事前調査について、協力を依頼するという市の方針があります。調査において本史跡に関連する重要な遺構・遺物が検出された際には、その取扱いについて慎重に判断を行うものとします。

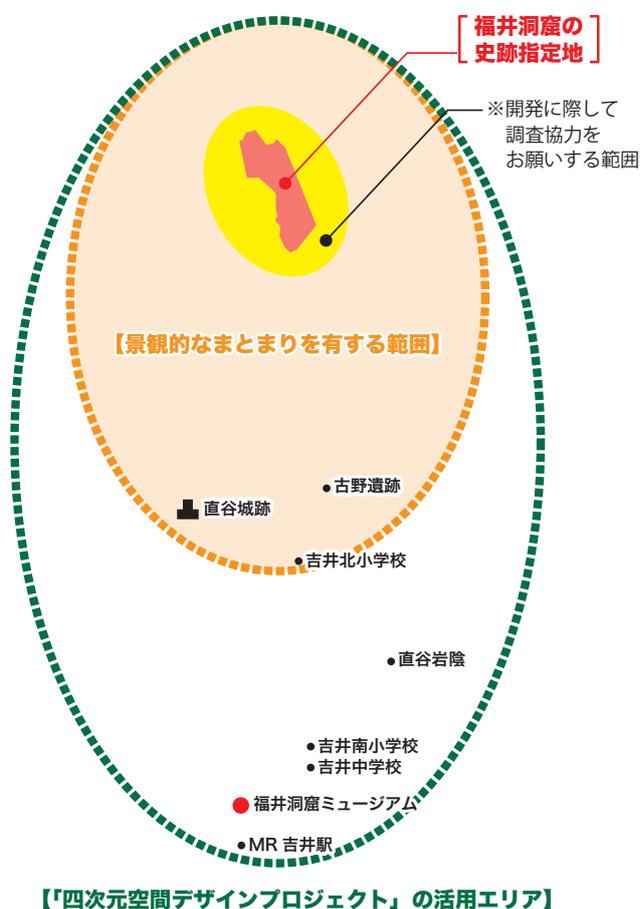


図 30 地区区分の概念



### 3) 「四次元空間デザインプロジェクト」の活用エリア

史跡指定地、景観的なまとまりを有する範囲という「四次元空間デザインプロジェクト」のメインフィールドに対して、その活用に向けた公的インフラや既存コミュニティを内包するエリアです。

保存管理については、景観形成が主体となりますが、現状の景観計画において、「山なみゾーン」に含まれており、今後必要に応じた景観形成基準の見直しを図っていきます。

また、景観まちづくりの文脈の中で、都市整備部との連携体制を図りながら積極的なまちづくり施策への展開を図っていきます。

さらに、市内に広がる洞窟遺跡群を基軸としたフィールドミュージアムとしての活用を視野に入れ、他の洞窟遺跡とのネットワーク化を推進するにあたってのコアエリアとしての整備活用を推進します。

## 第2節 具体的な保存の手法

### (1) 日常的な保存管理

佐世保市は、史跡の管理団体として、文化財保護法第113～118条に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置、届出等を行います。価値を構成する諸要素に関する保存管理は、特に落石などの危険個所の定点観測を実施し、その変異性を目視的に観察記録し、状況変化に応じた措置を講じることとします。

また、史跡の価値を構成する要素以外の諸要素についても、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃等の業務を適切に行っていきます。

さらに、出土遺物や発掘調査の記録図面、写真等については、今後の調査により新たな発見、価値評価がなされることを含め、福井洞窟ミュージアムを拠点として、良好な状態で確実な保存を図ります。

### (2) 緊急的な保存管理

史跡福井洞窟に予測される災害には、風水害、地震等の自然災害によるものと、火災、破壊行為等の人為的原因によるものが想定されます。

災害の発生を確認した場合、人身の安全を第一としつつも、史跡の保存のために、緊急的・応急的措置を講じることが必要です。そのため、被害の発生について、関係機関にすみやかに報告するとともに、緊急・応急の対応を行うこととします。その後、緊急的・応急的措置を行った部分については、随時観察を継続して安全等を確認しつつ、本格的な復旧について検討を進める必要があります。また、二次的災害の発生を防止するための策を講じるなど、重層的な対応を事前に検討しておきます。特に、台風等の襲来が予想される場合には、暴風・豪雨の予兆がみられる段階と、これらが収まってきた段階において、巡回・点検を行い、状況を確認する必要があります。

これらの発生に先立って、災害発生時の対応を円滑に実施できる十分な体制を整えておくため、第一次的には日常管理を行っている福井洞窟保存会や長崎県文化財保護指導員と佐世保市教育委員会との連携を密にします。また、庁内組織・関係機関との間の情報収集・伝達体制を確立し、防災・事故防止に対する意識啓発を行うほか、災害・事故等が発生した場合の対応及び史跡における復旧の考え方・方法等について意識を共有する体制を構築します。

緊急時の応急措置のために必要な土嚢・防水シート・木杭・立ち入り防止柵等の資材について、予備的に準備・確保しておくようにします。

### (3) 史跡指定地における現状変更に関する取扱基準

#### 1) 現状変更にあたる行為

現状変更に当たる行為は、工事等下記の事項が該当します（表 21）。

- ア. 造成（土地の掘削、盛土、切土）等の地形の改変
- イ. 道路の新設、改築及び修繕
- ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転または除去
- エ. 工作物の新設、増設、改修、移転または除去
- オ. 地下埋設物の新設、改修、修繕及び除去
- カ. 樹木の植栽、移植、伐採、伐根
- キ. 発掘調査及び保存のための整備、活用のための整備
- ク. その他史跡に影響を及ぼす行為

表 20 用語の整理

用語	内容
建築物	建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは堀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むもの（建築基準法〈昭和 25 年法律第 201 号〉第 2 条第 1 号）。
簡易な建築物、工作物	建築基準法施行例第 136 条の 9 で定められた建築物（布基礎を伴わない倉庫、物置、車庫等）のことをいう。具体的には、小規模な作業所、物置、門、生垣、堀、電柱、道路標識、信号機、ガードレール、小規模な各種の観測・測定機等である。
建築	建築とは、建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう（建築基準法第 2 条第 13 号）。
新築	新築とは、新たに建築物を建築するもので、増築、改築または移転に該当しないもの。
新設	新設とは、新たに工作物を設置するもので、増設、改修または移転に該当しないもの。
増築	増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。 ①既存の建築と同一敷地内であること ②既存の建築と用途が不可分であること
増設	増設とは、既存の工作物に新たな施設や設備を加えるものをいう。
改築	改築とは、建築物の全部または一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを作ることをいう。
改修	改修とは、工作物の全部または一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを作ることをいう。
移転	移転とは、同一敷地内で建築物や工作物を解体しないで別の場所に移すことをいう。
除去	除去とは、同一敷地内で建築物や工作物を取り除き去ることをいう。

## 2) 現状変更の制限

史跡指定地内で現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（「現状変更等」）については、文化財保護法第 125 条の規定に基づき文化庁長官の許可を得る必要があります。

史跡指定地で予想される現状変更等に対して、以下に基準を示します（表 21）。

表 21 現状変更の取り扱い基準

現状変更等	第 1 種地区	特記事項
ア. 造成(土地の掘削、盛土、切土)等の地形の改変	原則として認めない。	遺構復元や後世の地形改変の復旧といった史跡保護のための地形変更は認める。
イ. 道路の新設、改築及び修繕	原則として認めない。	隣接する県道 40 号吉井松浦線の拡幅等において史跡地内の改変は認めない。ただし、歩道の拡幅等が史跡に影響を及ぼさない範囲である確認がとれば、条件付きで認める。
ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転または除去	新築、増築、改築、移転は、原則として認めない*①。 建物の除去は認める*②。	*① 基礎工事を伴わないかつ、遺構に影響を及ぼさない範囲であれば、条件付きで認める。 *② 除去の際に遺構に影響を与えないように配慮すること。
エ. 工作物の新設、増設、改修、移転または除去	新設、増設、改修、移転は原則として認めない*①。 除去は認める*②。	*① 安全管理上必要な工作物や史跡の保存管理・活用に資する工作物については、史跡としての価値及び景観の保全に関する計画や方法等を十分に検討したうえで、遺構に影響のない範囲であれば、条件付きで認める。 *② 除去の際に遺構に影響を与えないように配慮すること。
オ. 地下埋設物の新設、改修、修繕及び除去	新設、改修、修繕は原則として認めない*①。 除去は認める*②。	*① 安全管理上必要な地下埋設物や史跡の保存管理に必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲であれば、条件付きで認める。 *② 除去の際に遺構に影響を与えないように配慮すること。
カ. 樹木の植栽、移植、伐採、伐根	原則として認めない。	史跡整備に伴い、史跡としての価値及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲で認めるものとし、根などが地下遺構に影響を与えないように配慮すること。
キ. 発掘調査及び保存のための整備、活用のための整備	保存のための整備及び活用のための整備は、学術的調査の成果に基づく範囲で認める。	史跡の保存活用を目的とした発掘調査及びその成果に基づく整備は認める。ただし、適切な範囲・方法を十分協議、検討して行う。
ク. その他史跡に影響を及ぼす行為	原則として認めない。	史跡管理・活用整備に資する場合、公益上必要でかつ遺構等に及ぼす影響がない場合のみ認める。

## 3) 許可申請を要しない現状変更

原則として、軽微な維持管理作業や災害等の応急措置を行う場合や、史跡の保存活用や調査研究に基づく行為以外は認められるものではありません。また、軽微な現状変更に関することは佐世保市教育委員会において権限が委譲されているため、本市教育委員会において審査を行うこととします。

この手続きについては、時間を要するため、事業者には計画立案の早い段階で連絡をいただき、余裕をもって事前協議を行う必要があります。

#### (4) 景観的なまとまりを有する範囲における景観保全の方針

景観的なまとまりを有する範囲については、「四次元空間デザインプロジェクト」におけるメインフィールドとして、景観保全と景観創出を並行しながら進めます。

景観保全については、景観計画における重点地区への移行も視野に入れ、よりきめ細やかなコントロールのために、市内の景観部局との調整を実施するとともに、洞窟地形固有の植物群については、市の天然記念物指定を視野に入れた保護措置を検討します。

また、景観創出については、公共空間の景観整備と併せて地域住民を含めた景観まちづくりを推進し、民間による修景事業等を市が積極的に支援しながら、エリア全体の景観の質の向上を目指します。

#### (5) 「四次元空間デザインプロジェクト」の活用エリアにおける景観保全の方針

「四次元空間デザインプロジェクト」における活用エリアとして、地域住民のプロジェクトへの参画や地域外からの来訪者の受け入れ等、様々な活用プログラムに取り組んでいきます。保存管理においては、景観的なまとまりを有する範囲と同様に景観保全が主となりますが、「四次元空間プロジェクト」の活用エリアについては、現行の景観条例の運用についての周知を徹底し、同じく景観まちづくりの取組みの中で、吉井地区のあるべき将来像を地区住民が共有する仕組みを充実させていくことが重要です。

また、地域コミュニティの活動と連携し、「させば美し化プロジェクト」等を活用した住民との協働の仕組みの強化、さらにはまちづくりへと展開していく活動を支援することで、エリア全体の活性化を目指していきます。

### 第3節 追加指定及び公有化

- 本史跡は範囲確認調査等により洞窟及びその周辺の追加指定を行っているため、当面の間は現状の範囲を維持していくことで十分です。今後、研究の進化が図られ新たな価値が見出された場合や岩体の保全などの必要性、さらに史跡地と保護する必要性が認められた場合には追加指定を行うこととします。
- 史跡地内には一部神社有地が含まれており、現状も信仰の地として氏子により管理されています。これまでも数百年遺跡が保存されてきたことをみても、神社有地として地域住民と一体的に保存することが重要であることから、その管理団体の継承のための支援に取り組んでいきます。

### 第4節 調査研究

- 史跡地内においては、岩体の保全の基準となる三次元測量データを基に、変異の過程を調査し、経過観察による記録を蓄積していきます。
- 滝のように流れる西岩陰の史跡環境の保全を目的とした、流水や浸透水の状況を研究します。具体的には、雨水排水計画のための調査研究や災害時の気象状況の記録などの経過観察を行います。
- 福井洞窟と関連する洞窟・岩陰遺跡、開地遺跡の継続的調査により、定住や回帰的行動のより具体的な人類の活動や当時の環境の解明を進めます。
- 旧石器時代から縄文時代だけでなく、その後の洞窟遺跡群の利用の実態解明のため、理化学的分析（黒曜石原産地や年代測定、樹種同定、植物珪酸体など）を通史的に調査研究していきます。さらに、それらの調査研究に基づいた保存、活用、整備の一体的な方策を策定します。
- 各年次の調査報告を刊行し、資料の基礎データを整理するほか、保存管理や運用に関するガイドラインを策定し、関係機関との緊密な連携に基づく保存管理を図っていきます。
- 広く国民に対して、既存資料及び調査研究成果等の積極的な公開を推進します。
- 過去の調査資料の適切な保存を図るため、不明となっている資料集等について追跡調査等の経緯書を整理します。

## 第5節 佐世保市洞窟遺跡群の保護

- 「洞窟遺跡日本一のまち佐世保」を市文化財保護行政の中核に定め事業推進します。
- 分布調査や発掘調査の洞窟遺跡総合調査を継続します。特に、佐々川・江迎川流域含めた総合調査を進めます。
- 史跡福井洞窟と福井洞窟ミュージアム（市文化財のサテライト施設）の継続的な保存と活用を図ると共に、市文化財のセンター機能（博物館または埋蔵文化財センター）の建設について検討を進めます。
- 史跡福井洞窟や泉福寺洞窟だけでなく、周辺の洞窟遺跡や開地遺跡等の史跡指定または群指定、さらに出土品等も追加指定を目指します。

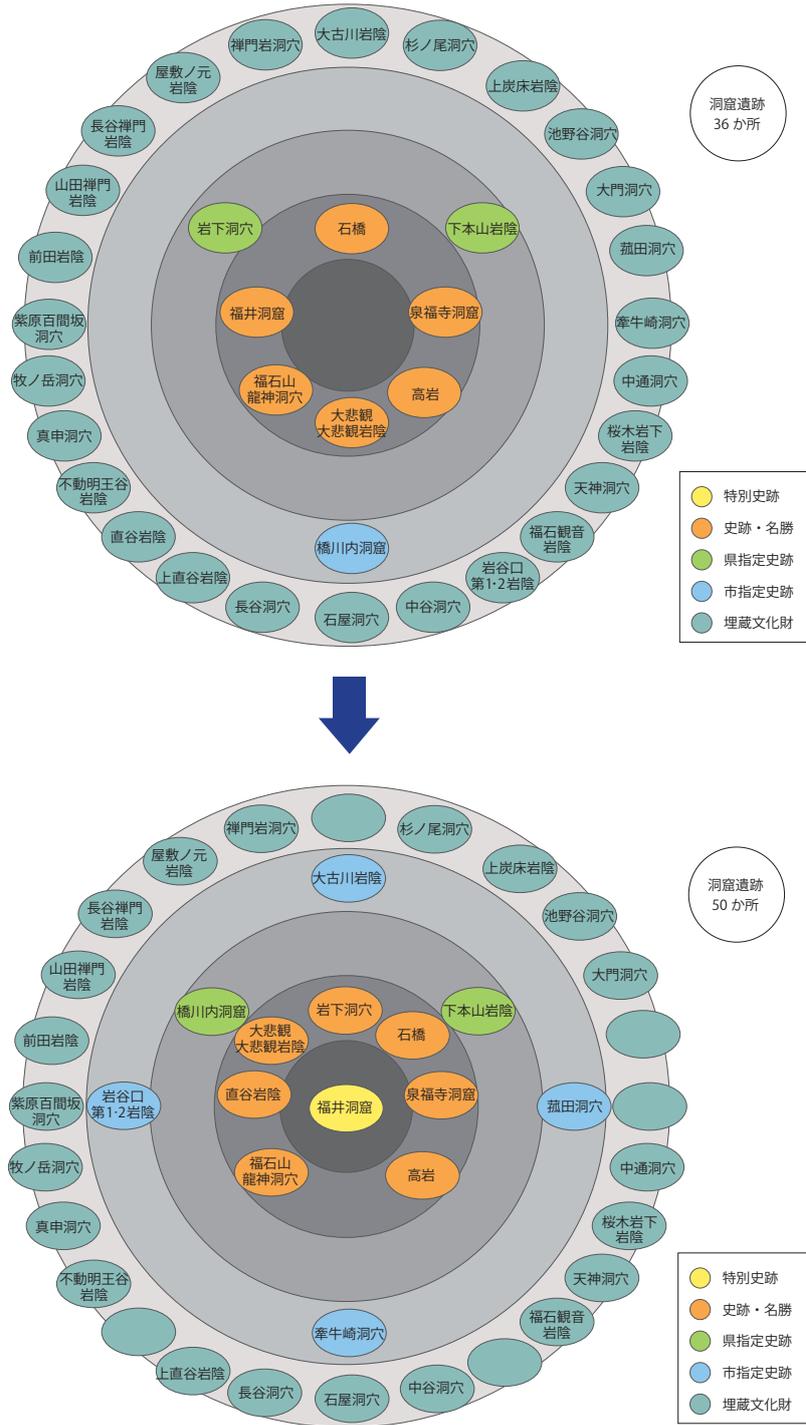


図 32 将来の佐世保市の洞窟遺跡群の保護イメージ

# 第8章 史跡の活用

## 第1節 「フィールドミュージアム」の推進

活用の方針として、史跡地だけでなく福井洞窟ミュージアムを結ぶ周辺地域を一体的に活用することが必要となります。そこで、史跡へと誘導する仕掛けとして、洞窟遺跡群をコアとした各遺跡のまとまりを有機的につなぐ周遊機能の強化とともに、観光やその他分野と連携した魅力の創出が必要です。福井洞窟では、福井川と佐々川の流域を巡ることによって、より一層理解を深めることができることから、福井洞窟や福井洞窟ミュージアムを核とした「フィールドミュージアム」を展開します。

そのほか、平戸八景や九十九島などの砂岩地形や平戸神楽など一体となった周遊プログラムの形成や、魅力的なストーリーの構築、イベントの実施や体験型プログラムの充実に向けて検討を進めていきます。

さらに、県外からの来訪者増加に向けて、認知度を高め、来訪機会を創出するために、市内交通結節点や観光拠点と連携したPRや、回遊を促すための福井洞窟までのアクセス性の向上やモビリティとの連携については、九十九島パールシーリゾートやハウステンボスなどの観光施設、佐世保旅館ホテル協同組合などにヒアリングを行いながら具体的な検討を進めていきます。

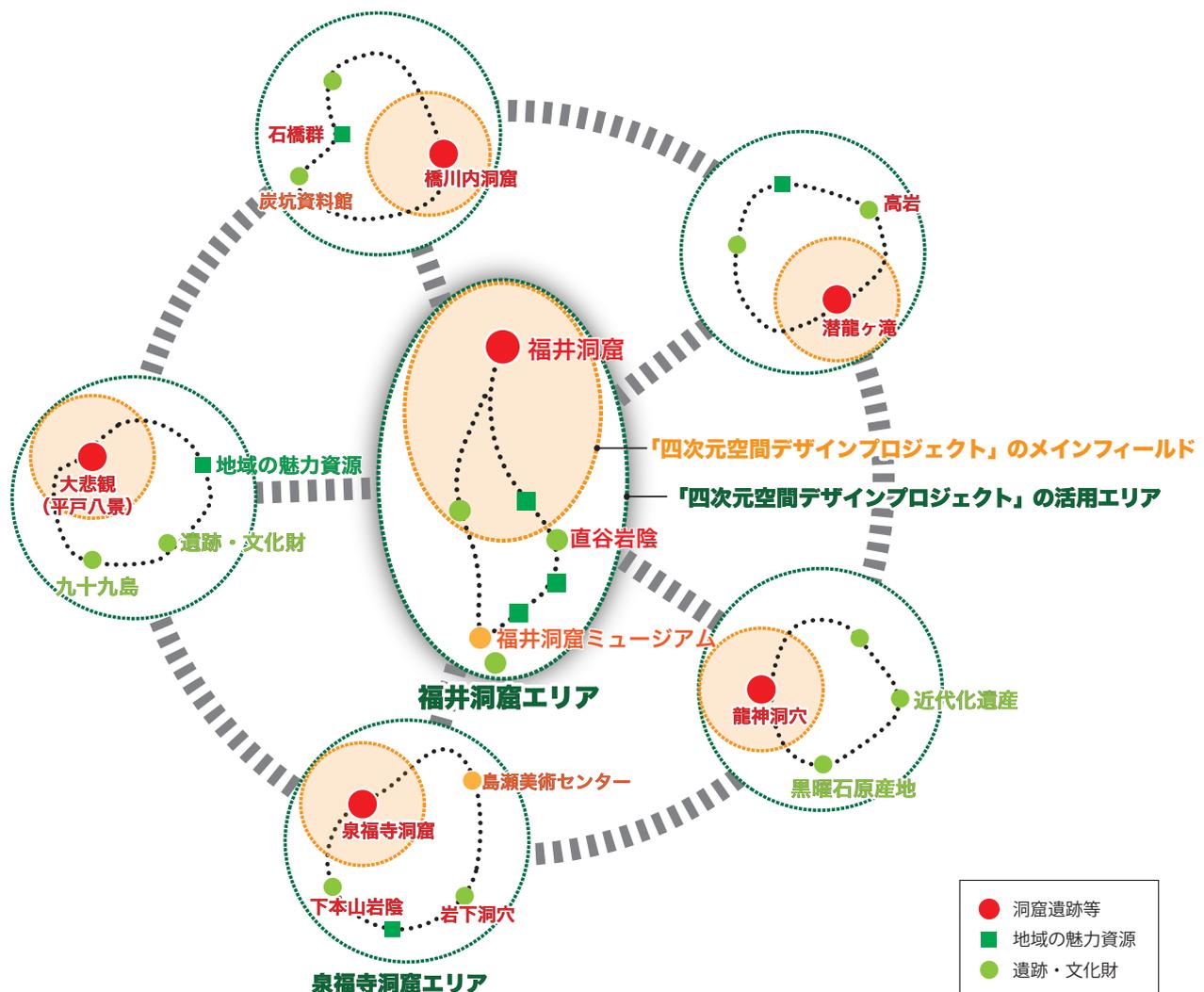


図33 フィールドミュージアムの概念

## 第2節 「福井洞窟学」の実践

福井洞窟及びその周辺地域についての理解を深める施策として、これまで調査研究・収蔵管理してきた情報、さらにはこれらの情報を体系立てて学ぶための「福井洞窟学」を実践します。

体系としては、既に開催実績のある歴史講座等を座学として提供し、ここに観光コンテンツへの展開を視野に入れた体験型のプログラムを組み合わせるなど、市民や来訪者のニーズに応じた学びの場を提供していくことを目指します。

また、歴史学や博物館学に限定せず「四次元空間デザインプロジェクト」で提唱した自然環境や地形地質さらには民俗学、地域コミュニティなど、様々な分野を通じて「福井洞窟や洞窟遺跡」さらには吉井町全体を広く知り学ぶ機会へとつなげていきます。

さらに、公募型の研究として佐世保市民に留まらず、外部から「福井洞窟学」に参画するよう様々な助成等について検討します。他自治体の先進事例として新潟県津南町の『津南学』や青森県の特別史跡三内丸山遺跡の『三内丸山遺跡特別研究』、佐世保市教育委員会が取り組んでいる図書館の郷土研究や少年科学館の児童を対象とした『下村脩ジュニア科学賞 SASEBO』を参考にしながら「福井洞窟学」の実践に向けて取り組みます。

## 第3節 さまざまな活用手法

### (1) 史跡に関する情報発信による活用

- 発掘や調査研究で得られた知見を、現地やオンライン等で幅広く公開します。調査研究に関わる研究者を講師とした解説の機会を設けるなど、市民にも理解しやすい情報提供を行います。
- 福井洞窟だけでなく、周辺の遺跡や文化財、市内に点在する洞窟遺跡などの関連する資源の中で福井洞窟の位置づけを明確にし、広域の来訪行動を想定した情報発信を行います。
- 現状で関心が薄い層に対しても、本史跡の魅力を広く周知していくために、県外からの来訪者の交通結節点となる佐世保駅（観光コンベンション協会）、市や福井洞窟ミュージアムのホームページ、SNS（市文化財課 Instagram）等を用いて効果的に発信していきます。
- 学史的調査の関係機関と連携した展示会を通じて関係人口を創出し、複合的な情報発信を行います。

### (2) デジタルコンテンツ等を用いた案内・解説

- 地下の視認できない部分を補完するとともに、自然環境や生活の移り変わりを見せるなど、当時の状況を体感し、現地での理解を一層深める工夫を行います。
- 三次元測量データを活用したVR体験やバーチャルミュージアムの展開、資料の保管・活用のデジタルミュージアムを既存HPを中心に研究していきます。
- 福井洞窟だけでなく、周辺の遺跡や文化財、市内に点在する洞窟遺跡についても、デジタル技術を活用した周遊マップやパンフレットの提供により、来訪者を誘導します。
- 福井洞窟ミュージアムの展示については、さらなる興味を喚起する企画展等を開催し、より多くの来訪者を呼び込むための取組みを推進します。

### (3) 新たな活用プログラムの開発

- 市内に訪れた観光客を呼び込むための魅力あるプログラムを、(財)佐世保観光コンベンション協会等と連携を図りながら開発に向けた取組みを推進します。
- 特に、歴史文化に興味を持った来訪者層に対しては、佐世保市における歴史重層性という切り口での広域回遊プログラムの検討を行います。

### (4) 学校教育における史跡と福井洞窟ミュージアムの活用

- 子どもたちが本史跡を知り、福井洞窟をはじめとする文化財を探求することで、福井洞窟を「ふるさとの宝」として継承していく意識を育みます。また、実現に向けて市内の教育機関と連携した学びの場を充実させます。
- 史跡や福井洞窟ミュージアムを活用した社会科見学、遠足、出前講義、子どもガイドの育成などの取組みを行います。
- 福井洞窟や郷土の文化財についての一貫した授業カリキュラムを提案し、進めていきます。

### (5) 社会教育や地域との連携

- 世代を超えてさまざまな立場の方が集い、生涯学習の場として史跡を活用することで、福井洞窟への関心、史跡の保存に係る参画意識の醸成や担い手の確保につなげていきます。
- 福井洞窟ミュージアムとコミュニティセンター、支所を併設する吉井地区複合施設を、社会教育や地域交流の拠点として地域団体と連携を図りながら活用します。また、その担い手となる人々の育成を図ります。
- 具体的には、福井洞窟に関する公開講座やシンポジウムの開催、旧石器時代や縄文時代、洞窟遺跡を有する他自治体や世界各都市にある博物館との交流事業により、より広い視点から市民が郷土への理解を深められるようにします。また、様々な人が交流できる拠点となるよう、地域の福祉施設や社会教育施設との連携を図ります。
- 地域住民を対象としたプログラムを充実させ、史跡マネジメントの担い手育成へとつなげます。

### (6) 観光資源としての洞窟遺跡群や周辺施設との一体的な活用

- 現状において、福井洞窟ミュージアムに呼び込み、史跡へと誘導する仕掛けとして、市役所の他部局や民間の観光やその他分野の方々と連携した魅力の創出が必要です。
- その魅力を伝えるためのガイド養成については、案内スキルの均質化に努めながら、地域や観光分野と連携を図りながら着手します。
- 福井洞窟は、福井川と佐々川の流域を巡ることによって、より一層理解を深めることができることから、福井洞窟や福井洞窟ミュージアムを核としたフィールドミュージアムを展開します。
- 市内の洞窟遺跡群や周辺施設と連携したサテライト機能を強化するとともに、平戸八景や九十九島などの砂岩地形や平戸神楽などと一体となった周遊プログラムの形成や、魅力的なストーリーの構築、イベントの実施や体験型プログラムの充実を旅行会社などの民間企業と連携して検討を進めていきます。
- 県外からの来訪者増加に向けて、認知度を高め来訪機会を創出するために、市内交通結節点や観光拠点と連携したPRや、回遊を促すための福井洞窟までのアクセス性の向上やモビリティとの連携については、九十九島パールシーリゾートやハウステンボスなどの観光施設、佐世保旅館ホテル協同組合などにヒアリングを行いながら具体的な検討を進めていきます。

表 22 福井洞窟を活用した学習プログラム（案）

分類	科目 課程	対 象					学習内容	詳細
		幼児	小学校	中学校	高校	大学		
情操教育 (総合)	地域・郷土	●	●	●			伝統・文化の尊重、郷土愛護	勾玉づくり、ワークショップ、現地・ミュージアム見学
	地域・郷土			●			旧石器時代・縄文時代の佐世保市の様子	市内一円の見学・ミュージアム見学
社会 人文科学	歴史学習		●	●			旧石器時代・縄文時代の暮らしと洞窟	火おこし、土器づくり、衣服体験など体験講座
	歴史学習		●	●	●	●	日本の中の福井洞窟の価値を学ぶ	大学教授など外部研究者による講座
	地理・地質			●	●	●	洞窟地形の成り立ち、黒曜石安山岩のでき方	現地見学、石器づくりなどの体験講座
理科 自然科学	動植物		●				佐々川、里山の見学、御橋観音植物群落などの見学	現地・ミュージアム見学、座学
	生態			●	●	●	現在と過去の動植物の違い、生態系と人の暮らし	現地・ミュージアム見学、座学
キャリア教育	職場体験			●			学ぶこと、働くことの意義の理解	事務補助
	インターンシップ				●	●	現実的探索による勤労観、職場観の体得	受付、講座、展示企画
	地域づくり、街づくり				●	●	地域賑わいの創出、情報発信の手法を実践	文化財を活用したSNSやイベントでの情報発信
資格養成	学芸員養成課程					●	博物館実習	受付、講座、展示企画
	考古学実習					●	史跡見学や発掘調査の実習	発掘・実測の実演、報告書作成
	教職課程					●	史跡を活用した授業プログラム作成	実習授業の実演
	社会教育主事課程					●	史跡を活用した社会教育プログラム作成	実習授業の実演

●：学習プログラムの対象年齢



ふるさと歴史発見授業



博物館実習

# 第9章 史跡の整備

## 第1節 整備の方法

### (1) 史跡を保存するための整備

- 崩落の危険性がある岩体については、現状の目視の定期的モニタリングでは緊急性はないものの、今後その兆候が見られた場合や予測される場合には、崩落防止のための補強工事を行います。なお、具体的な工法については、遺構への影響及び景観との調和等に配慮しながら、設計時に十分な検討を行うものとしします。
- 史跡及び縁辺部に自生する樹木については、包含層の滅失や岩体崩落を防ぐための定期的な伐採を行います。
- 近年の大型台風をはじめとした自然災害等により倒木の危険性や包含層の消失などの対応が必要な場合には、緊急的な調査や工事等を検討し、き損を未然に防ぐ措置を講じていきます。
- 保護盛土が、雨水などによって流出し包含層が消失しないように、継続的な観察と状況に応じた追加の保護盛土等を行います。
- 経年劣化による傷んだ園路や年次によって異なる舗装方法を一体化し、史跡地周辺を含めた景観保全などにより福井谷の河口付近からも史跡の歴史的息吹を感じる整備など第2期の整備についても、計画的・段階的に行います。
- 史跡地周辺を含めた景観形成を推進していくために、関係機関及び関係課との連携に基づく事業調整や、景観計画の見直しを契機とした景観まちづくりへの展開を図っていきます。

### (2) 史跡を活用するための整備

- 福井洞窟ミュージアムと史跡をつなぐ一体的な整備を行うため、安心・安全な見学ルートの確保に向けて、道路管理者との協議を行いながら景観的な配慮を含めた将来的な整備を目指します。
- 史跡地までのアクセシビリティを高めるための多様なモビリティ導入に向けた検討を行います。
- 市内洞窟遺跡群や周辺施設とつないでいく整備を行い、フィールドミュージアムの実現を図ります。初期段階においては、統一デザインによる誘導サインの整備を推進します。
- 植生保存と再生によって、有機的な関係性を形成したビオトープを福井洞窟周辺に拡大させ、当時の人々の息吹を体感できるような史跡を目指した整備を行います。そのために必要な、先史時代を想像させるような古来からある植物を計画的に植栽し、景観と環境を創出していきます。また、希少な動植物の指定や登録を行い、保護を図ります。
- 三次元測量で得られた点群データの有効活用を検討していくとともに、史跡地でのVR体験やバーチャルミュージアムを実現するにあたってのデバイスやコンテンツの整備を行います。



図 34 第1期整備の状況



図35 モニタリングや調査等による将来的な整備箇所



①落石モニタリング箇所



②落石モニタリング箇所



③落石モニタリング箇所



④落石モニタリング箇所



⑤洞窟内 雨だれライン



⑥岩体への流水や樹木

保存のための整備 (モニタリング箇所)



見学ルートの安全確保



今後計画する周辺洞窟説明板のデザインイメージ

活用のための整備イメージ

# 第10章 史跡の運営・体制

## 第1節 運営・体制の方法

### (1) 庁内体制の強化

- 保存活用事業の効率・効果的な実行に向けて、都市計画、観光、農政など関係各課による調整・協議の場を設けます。
- 特に、史跡地周辺の自然環境の保全や史跡地に隣接する県道のスピード抑制、広域でのフィールドミュージアムの展開、地域の意識啓発等が想定され、横断的な協議やワーキンググループの設置等、コミュニケーション・対話の機会を創出することで、積極的な事業の推進を実現していきます。
- 市職員が、通常業務の範疇を超えた事業のディレクション、マネジメントに従事することは難しいことが予見されることから、事業全般を推進する中心人材として、広く地域活性化の取組みに関する知見やノウハウを有する外部人材の配置といった人材登用方策についても、今後検討を行います。



図 36 庁内連携体制図

### (2) 保存管理や調査研究体制の整備

- 福井洞窟ミュージアムまでを含めた史跡の保護と整備については、学術的な知見からの裏付けを求めるために「福井洞窟整備検討委員会」による審議・指導を継続していきます。
- 国・県や大学等研究機関との連携を強化することで、史跡の保存や新たな調査研究に向けた体制を構築します。

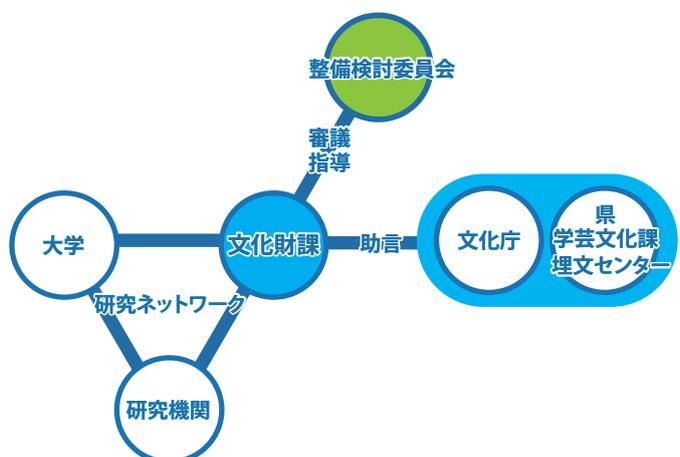


図 37 保存管理体制と研究ネットワーク体制図

- 保存管理において、災害など異常が発生した際に、速やかに文化庁、県に連絡するとともに、専門家からの助言に基づき、対応策を講じることが可能な体制を整備します。
- 文化財課専門職員の、資質向上に向けた国や国立文化財機構などの実施する研修等への積極的な参加を促していきます。また技術等を継承するため、年齢格差の生じない体制づくりと継続的な事業継承を行います。

### (3) 地域や市民、交流・関係人口の参画機会の創出

- 地域や市民、交流・関係人口の参画機会の創出にあたり、今まで文化財の存在に気を留めていなかった人たちが、その存在に気づき価値を認識することが「参加」の入り口にあたります。そのため、観光施設や地域拠点と連携した情報発信を展開し、福井洞窟や福井洞窟ミュージアムに足を運んでもらう人を増やしていきます。
- 佐世保市博物館島瀬美術センターなど、他の展示施設や交通拠点と連携したPRを行うとともに、福井洞窟ミュージアムと地域団体の連携強化による、多様な場面での活用プログラムの拡充、ガイドの育成に向けた講習会や交流の機会の拡充など、来訪者に対する受け皿の整備を進めていきます。
- 発掘当時に協力頂いた関係者や関係機関、長年地域の文化財を保存し活用している地域の各種団体等が継続的に活動を行えるよう、コミュニティ活動と連携した形での市民協働の場を提供します。

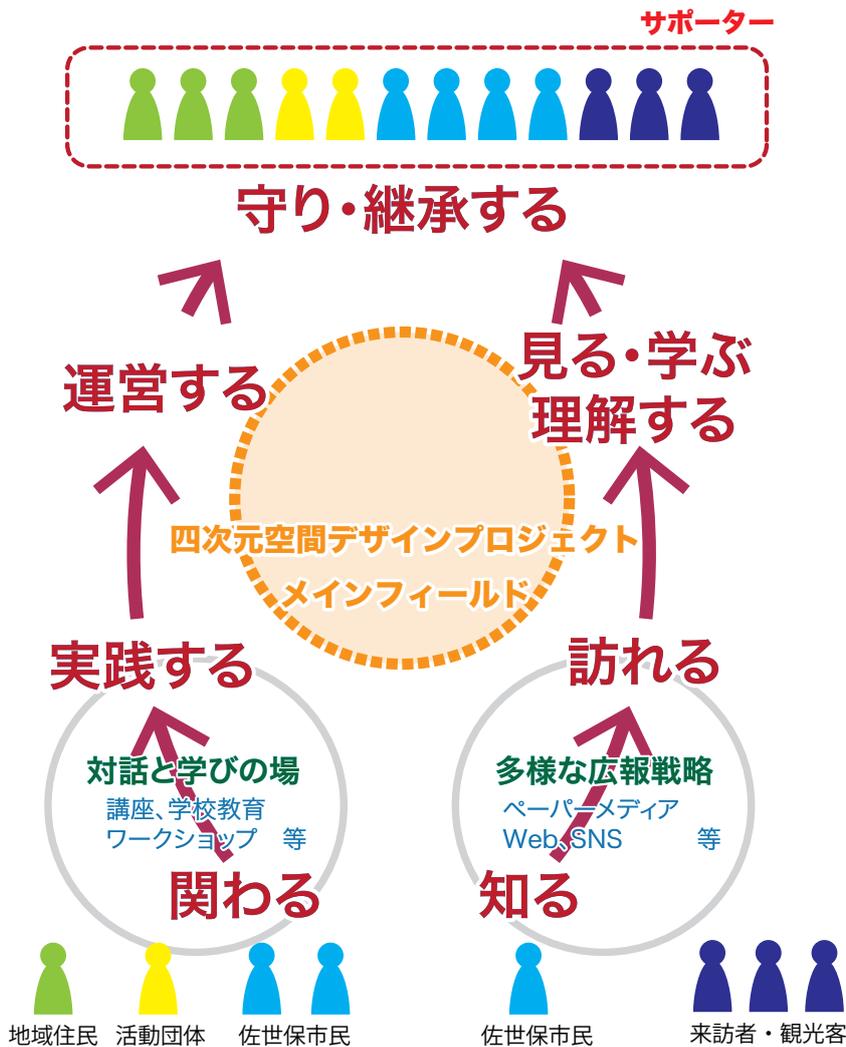


図 38 福井洞窟に関する関心度の違いと関係人口創出

## 第2節 史跡マネジメントに向けた運営体制の構築

- 本史跡においては、現在佐世保市が管理団体であり、史跡本体の保存管理については文化財課が、日常的な維持管理については地元保存会が、地域における学校教育、社会教育は文化財課や福井洞窟ミュージアムを中心に、吉井地区のコミュニティセンターが担っており、また各種団体がそれぞれイベント等を企画開催している状況にあります。
- 保存活用を確実に実施し、包括的なマネジメントに取り組むため、四次元空間デザインプロジェクトを推進するためのネットワークを構築し、福井洞窟ミュージアムを拠点として、地域、行政、団体等が協働でマネジメントを実施するものとします。
- 参画メンバーや組織・団体の声が、常に運営に反映される仕組みを構築することが重要であり、必要に応じた分科会や各種ワークショップ等を通じて、フレキシブルな組織運営を図っていきます。
- さらに、今後の活用整備に向けては、公的資金に限らず、民間からの資金調達や民間事業者のノウハウを導入していくことも検討します。

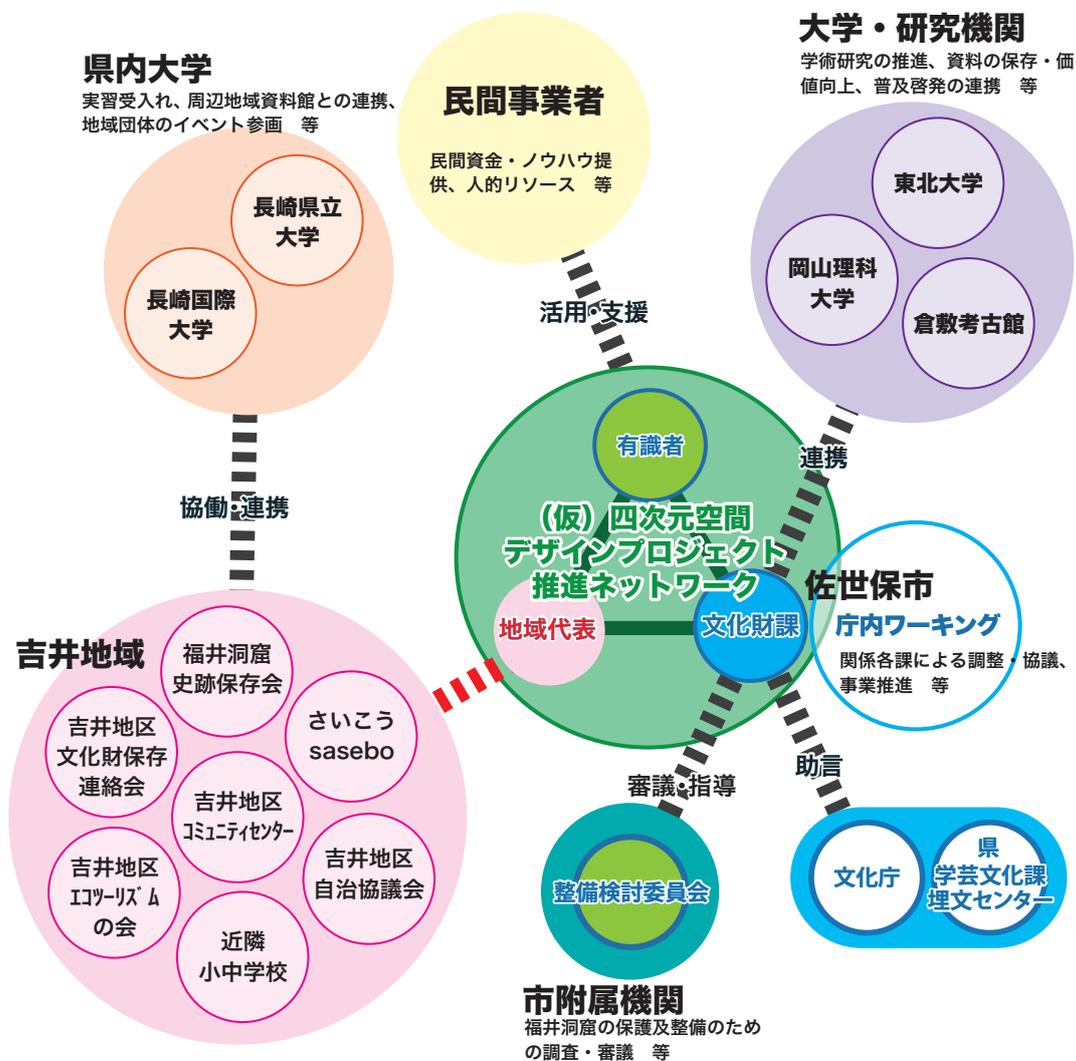


図 39 福井洞窟の運営体制イメージ

# 第11章 施策の実施計画と経過観察

## 第1節 実施計画

### (1) 実施項目

ここでは、第7章史跡の保存管理、第8章史跡の活用、第9章史跡の整備、第10章史跡の運営・体制で示した方向性、具体的な方法等に基づき、今後の事業展開を見据えた施策を表23にまとめます。

### (2) 実施期間・実施計画

本計画は令和6年(2024)4月1日より運用し、計画期間は令和16年(2034)3月31日までの10年間としています。この10年間で短期と中期に区分し、各年度における取組みの実施期間を示しています。また、11年目以降での実施が想定される取組みについては、長期に位置付けています。特に長期に位置付けた施策については、10年後に改訂を行う際に、具体的な年度ごとのスケジュールを含め、施策の実現に向けた検討を行うものとします。

### (3) 重点事項

#### 短期計画(令和6年度(2024)～令和10年度(2028))

- 指定地においてはシダ植物群落天然記念物の市指定、及び福井洞窟周辺の景観保全に向けた重点地区への移行に取り組みます。このことで洞窟だけでなく、周辺を含めて福井洞窟の保存・活用を図ります。
- 既存事業に加えフィールドミュージアムの実施計画を策定し、「福井洞窟学」といった研究募集や福井洞窟ミュージアムの充実を図り、中期的な活用実施へのステップとします。
- 指定地における落石や排水対策には緊急性を要するため、雨水・排水調査を行い、必要に応じた設計・施工を先行して行います。第8次総合計画の推進のタイミングで状況に応じた整備計画の見直しを行います。
- 「四次元空間デザインプロジェクト」のネットワークの設立を目指し、地域、団体、行政が一体となった史跡保護体制を整えます。

#### 中期計画(令和11年度(2029)～令和15年度(2033))

唯一無二の存在である福井洞窟にふさわしい景観を整え、史跡へのアクセシビリティ向上による史跡と福井洞窟ミュージアムの一体的な活用と地域全体の賑わいの創出を図ります。

#### 長期計画(令和16年度(2034)以降)

四次元空間デザインプロジェクトにふさわしい景観を復元し、自然との共生を図る循環的な社会を形成します。

表 23 実施計画表

	施 策	計画期間 (短期・中期)										長期		
		R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 以降		
	主な関連事項													
保存管理	史跡地における現状変更の確認・許可	—————												
	き損等に対する保存修理 (軽微なもの)	—————												
	福井洞窟周辺の景観計画の見直し	.....	—————											
	洞窟遺跡群の発掘調査計画の策定	—————												
	直谷岩陰ほか周辺洞窟遺跡群の調査	—————												
	周辺洞窟遺跡群の国県市の史跡指定						—————							
	シダ植物群落等天然記念物の市指定	—————												
	日常的な巡回や便益施設の維持管理、清掃、除草等	—————												
	植栽管理の計画 (植生調査、管理計画)		計画	実験										
	岩体保存のためのモニタリング調査	—————												
	岩体保存のためのデジタルモニタリング手法への移行							.....						
活用	フィールドミュージアムの実施計画	—————												
	上記計画の公開 (見学ルート、誘導サイン整備等)		—————											
	関係市町、海外都市との広域連携	—————												
	各種メディアによる情報発信	—————												
	シンポジウム等の開催	—————												
	学校教育・社会教育との連携	—————												
	福祉との連携		—————											
	ミュージアムでの出土遺物等の展示会の実施	—————												
	史跡に関するイベントの実施	—————												
	史跡をテーマにした多様な来訪コンテンツや商品開発	.....	—————											
	史跡地周辺で収穫される農産品・加工品の商品開発	.....	—————											
	研究募集の開発	—————												
	ミュージアムのデジタルコンテンツの充実	—————												
	整備	遺構保存のための浸透水・排水処理調査及び整備	調査	設計	施工									
		植栽管理の推進	—————											
整備基本計画の改定						.....								
往時の景観を創出するための福井川周辺を含めた植栽・管理		.....	—————											
案内板・サインの整備								—————						
便益施設の機能拡充		.....	—————											
管理施設の整備					—————									
史跡へのアクセシビリティ向上		.....	—————											
史跡見学ルートの安全確保		.....	—————											
運営・体制	「(仮) 四次元空間デザインプロジェクト推進ネットワーク」の設立・運営	準備	.....											
	地域住民等を対象としたワークショップの開催	.....	—————											
	連携体制の構築による庁内及び地域団体との体制強化	—————												
	多様な関係者、関係機関との連携	—————												
	民間活力の導入	.....	—————											

## 第2節 経過観察

### (1) 方向性

本計画では、史跡福井洞窟について、保存管理、活用、整備、運営・体制のそれぞれの観点から具体的な施策の実施について経過観察を行い、評価や改善検討、今後の計画の改善を図っていくものとします。

### (2) 方法

経過観察については、表 24 に示す経過観察の結果を踏まえ、必要に応じて改善や検討を実施します。

なお、管理団体である佐世保市が主体的に実施していき、(仮)四次元空間デザインプロジェクト推進ネットワークの設置後については、市が収集、分析したデータを(仮)四次元空間デザインプロジェクト推進ネットワークで共有し、諸課題に対して情報共有を図りながら、改善していきます。また、収集、分析したデータは計画の見直し時における基礎資料とします。

本計画は、10年を計画期間としており、第11章においても、10年の計画期間内に実施する施策を提示し、それ以降の長期に実施を想定する施策については、中長期事業として整理しています。一方で、長期事業に位置付けられた施策についても、実施に向けた準備、分析等に関連する施策については、経過観察の中において実施すべき項目があることから、表中において評価項目の設定を行っています。

表 24 経過観察表

	施策	評価項目	頻度
保存管理	史跡地における現状変更の確認・許可	届出数	年1回確認
	き損等に対する保存修理（軽微なもの）	実施件数	年1回確認【内容検証を含む】
	福井洞窟周辺の景観計画の見直し	進捗状況	年1回確認【令和11年度に改定実施完了確認】
	洞窟遺跡群の発掘調査計画の策定	策定実績	令和6年度に策定状況確認
	直谷岩陰ほか周辺洞窟遺跡群の調査	進捗状況	年1回確認
	周辺洞窟遺跡群の国県市の史跡指定	進捗状況	令和11年以降年1回確認
	シダ植物群落等天然記念物の市指定	指定実績	令和9年度に指定状況確認
	日常的な巡回や便益施設の維持管理、清掃、除草等	実施回数	6回/年間
	植栽管理の計画（植生調査、管理計画）	策定実績	令和8年度に策定状況確認
	岩体保存のためのモニタリング調査	実施回数	目視・記録12回/年間
	岩体保存のためのデジタルモニタリング手法への移行	進捗状況	令和9年度に進捗状況確認
活用	フィールドミュージアムの実施計画	策定実績	令和9年度に策定状況確認
	上記計画の公開（見学ルート、誘導サイン整備等）	整備実績	実施年度
	関係市町、海外都市との広域連携	協議回数	隔年1回の展示会開催
	各種メディアによる情報発信	広報回数	年12回確認
	シンポジウム等の開催	開催実績	開催ごとに実績報告及び次回計画
	学校教育・社会教育との連携	実施回数	年1回確認
	福祉との連携	実施回数	年1回確認
	ミュージアムでの出土遺物等の展示会の実施	実施回数	年1回確認
	史跡に関するイベントの実施	実施回数	年1回確認
	史跡をテーマにした多様な来訪コンテンツや商品開発	進捗状況	年1回確認
	史跡地周辺で収穫される農産品・加工品の商品開発	進捗状況	年1回確認
	研究募集の開発	進捗状況	年1回確認
	ミュージアムのデジタルコンテンツの充実	進捗状況	年1回確認
整備	遺構保存のための浸透水・排水処理調査及び整備	整備実績	実施年度に確認
	植栽管理の推進	整備実績	実施年度に確認
	整備基本計画の改定	策定実績	令和9年度に進捗状況確認
	往時の景観を創出するための福井川周辺を含めた植栽・管理	整備実績	実施年度に確認
	案内板・サインの整備	整備実績	実施年度に確認
	便益施設の機能拡充	協議回数	年1回確認
	管理施設の整備	整備実績	令和9年度に確認
	史跡へのアクセシビリティ向上	整備実績	令和14年度に確認
	史跡見学ルートの安全確保	協議回数	年1回確認
運営・体制	「（仮）四次元空間デザインプロジェクト推進ネットワーク」の設立・運営	進捗状況	年1回確認
	地域住民等を対象としたワークショップの開催	実施回数	年1回確認
	連携体制の構築による庁内及び地域団体との体制強化	進捗状況	年1回確認
	多様な関係者、関係機関との連携	進捗状況	年1回確認
	民間活力の導入	進捗状況	年1回確認

### 第3節 展望

福井洞窟の所在する本市は、洞窟遺跡の数や国や県、市の指定文化財の洞窟遺跡を有することからも「洞窟遺跡日本一のまち 佐世保」を掲げています。北松浦半島では、玄武岩の溶岩台地を流れる河川によって、岩肌がせり出し、洞窟や岩陰の地形を作り出しています。洞窟遺跡は、平地の遺跡よりも往時の景観を維持しています。先史時代の人々は、この格好の居住地を見逃さずに生活の場としたのでしょう。平地の少ない本地域においては、自然地形を巧みに利用した人々の足跡について、遺跡を通して理解することができます。

こうした先人の叡智が集約されている洞窟遺跡が、福井洞窟です。市民が自分の言葉で地域の誇りとして、“私たちの福井洞窟”が語られ、福井洞窟や洞窟遺跡をキーワードに地域の連携や連帯が生まれ、学校を卒業する児童が「私の出身は福井洞窟のあるまち」と、郷土に愛着をもつきっかけとなります。そうした、まちづくりが将来の展望となります。

一方で、福井洞窟の半世紀を越える学史的研究の軌跡が海外まで轟くほど著名な遺跡となっています。それは、旧石器時代から縄文時代の移り変わりを細かに示し、土器出現の研究として大きな役割を果たしたことに他なりません。今後も、こうした日本の洞窟遺跡研究を牽引し、旧石器時代から縄文時代移行期の研究を集積するためには、調査や研究を継続的に行う必要があります。将来的には、東アジアを代表する「洞窟遺跡」の拠点都市として、世界に発信することが望まれます。

そのための基本理念が「四次元空間デザインプロジェクト」です。当時の景観を空間として認識し、その中には、スマレ、ジュズダマ、ツユクサ、カタバミなどの自然環境を人工的に創生していきます。そのため、の仕組みが、景観計画や福井洞窟学であり、フィールドミュージアムの実践です。これには、様々な分野の力を借りて、官民一体となって、持続的に行う必要があります。こうした計画は、100年、200年先を見据えたものでもあります。

洞窟の前面を流れる福井川だけでなく、飛び地となった空間でも、適当な場所から、まだら状に福井洞窟を取り囲んでいくようにします。そうすることで、福井洞窟の周りには、ハラが生まれ、そのハラが段々と広がることで、ゆくゆくはビオトープをつくり、昆虫や植物が集まるという道筋が生み出されます。今は、問題が山積していますが、大胆な計画を定めることで将来展望は開けるものと考えています。地続きでないところまで視野に入れて、四次元空間デザインプロジェクトを実践し、人間だけでなく動物、昆虫、植物を含め生きる拠点を獲得できるようにしていきます。それが、他に類のない「洞窟遺跡日本一のまち 佐世保」の象徴的な空間デザインを作り上げることになるのです。

## 巻末資料

1. 史跡現況写真
2. 福井洞窟三次元測量データ
3. 福井洞窟の地質調査について
4. 福井洞窟の植生調査からみた維持・管理等について
5. 福井洞窟発掘調査基礎資料
6. 佐世保市域周辺の主要な洞窟遺跡
7. 計画策定までの説明会・ワークショップ
8. 関係法令

# 1. 史跡現況写真



図 40 福井洞窟現地測量平面図及び撮影箇所



福井洞窟上空からの写真



① 洞窟周辺



② 洞窟現況



③ 洞窟現況



④ 洞窟内



⑤ 洞窟岩体



⑥ 洞窟岩体



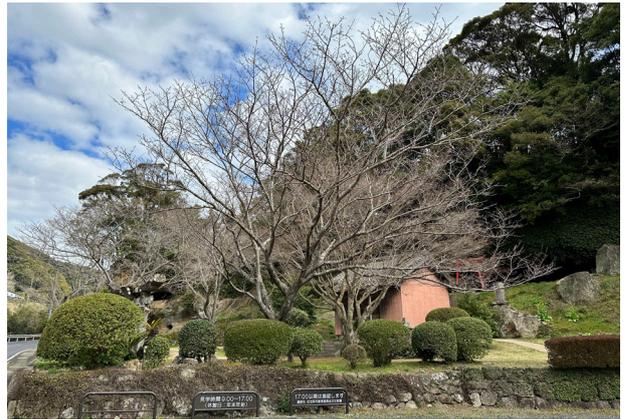
⑦ -1 東岩陰現況



⑦ -2 東岩陰岩体亀裂箇所



⑧ -1 洞窟前庭現況



⑧ -2 洞窟前庭境内地



⑨ 駐車場及休憩所現況



⑩ 標柱現況



⑪ -1 休憩所兼野外トイレ



⑪ -2 説明板



⑫ -1 駐車場利用状況



⑫ -2 駐車場出入口



⑬神社境内地（鳥居）



⑭-1 神社拝殿



⑭-2 神社拝殿北側



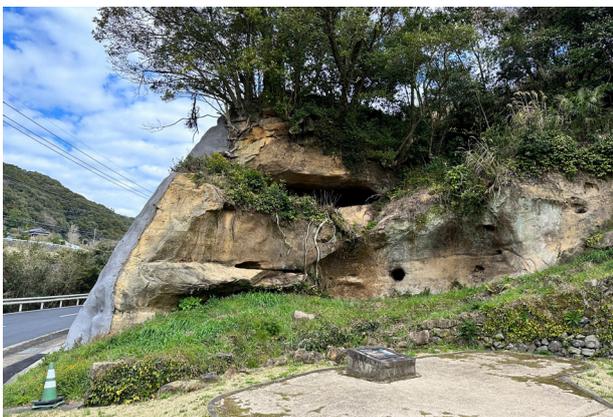
⑭-3 神社拝殿南側



⑭-4 神社拝殿での神事



⑭-5 神社拝殿での神事



⑮西岩陰



⑯西岩陰道路からの現況



⑰-1 西岩陰付近の崖面 (夏)



⑰-2 西岩陰付近の崖面



⑱ 洞窟上の二次林



⑲ 洞窟上の二次林



⑳-1 道路からみた史跡地



⑳-2 道路からみた駐車場



㉑ 洞窟前面の歩道



㉒ 県道沿いの歩道

## 2. 福井洞窟三次元測量データ



図 41 福井洞窟三次元測量写真及び平面図



図 42 三次元測量点群データ

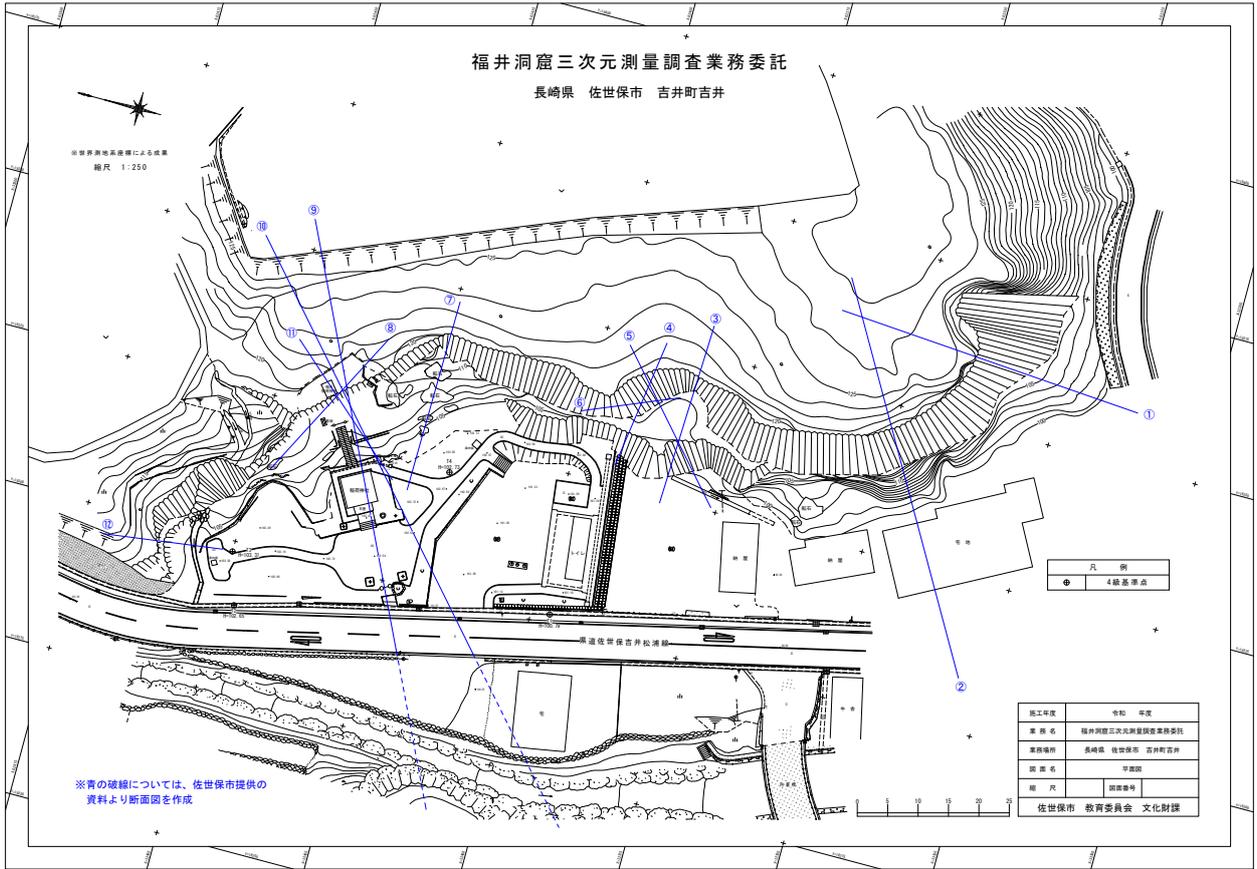


図 43 平面図及び断面ライン図

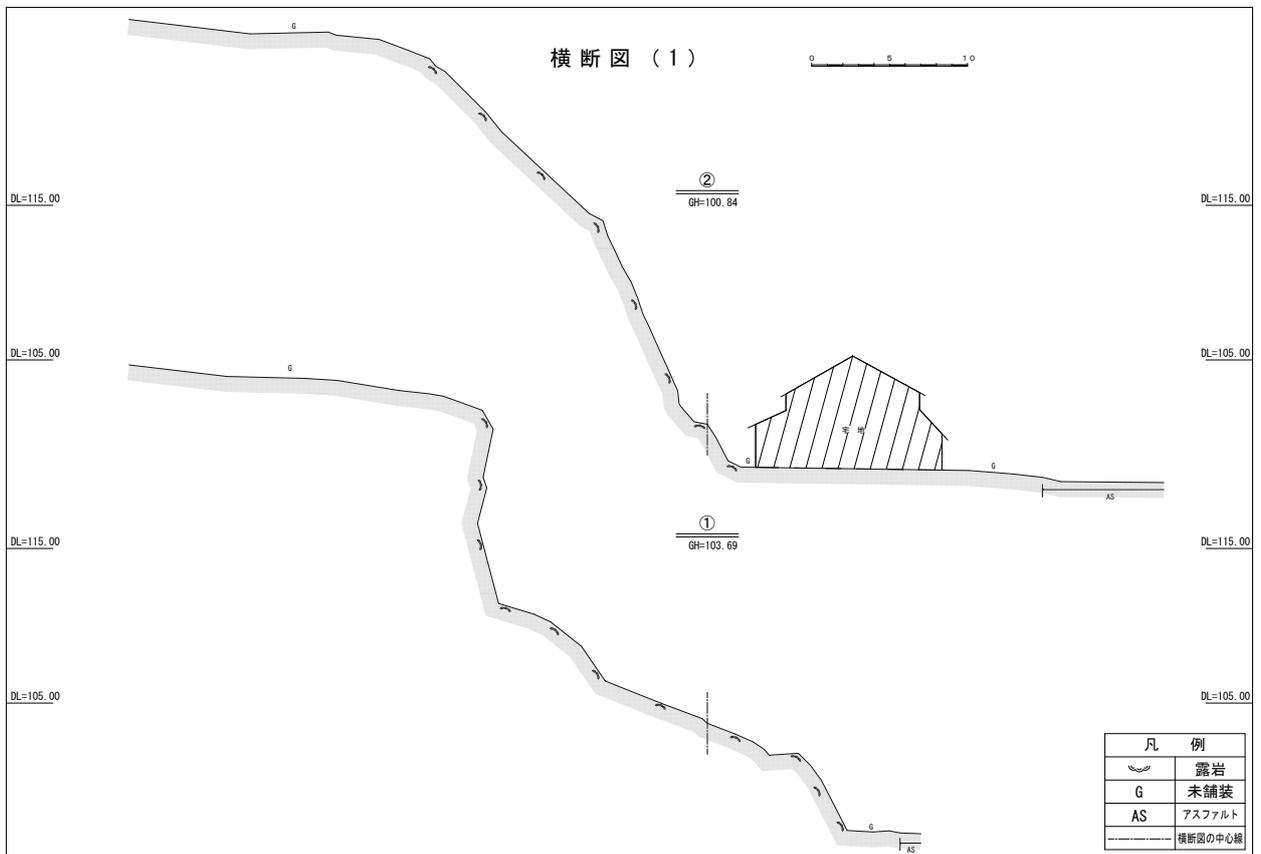


図 44 横断図 (1)

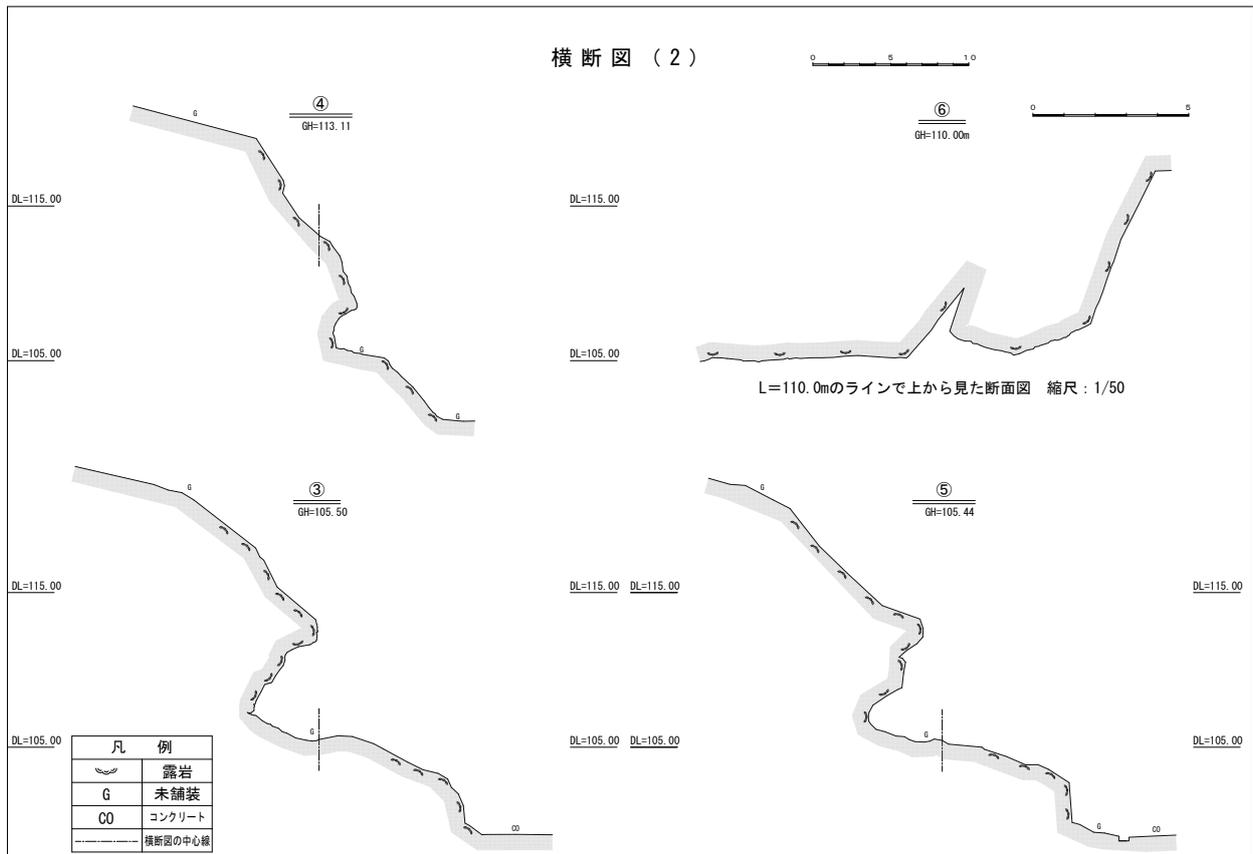


図 45 横断図 (2)

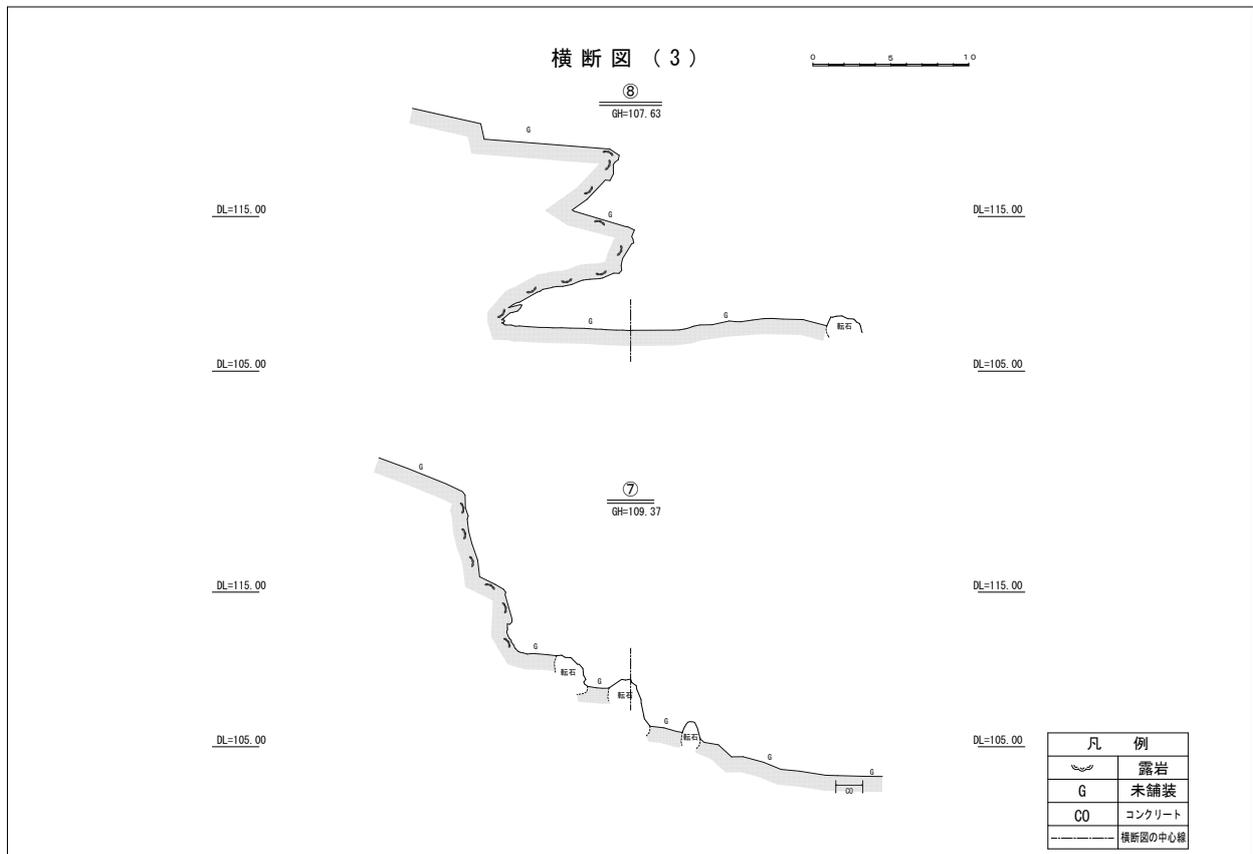


図 46 横断図 (3)

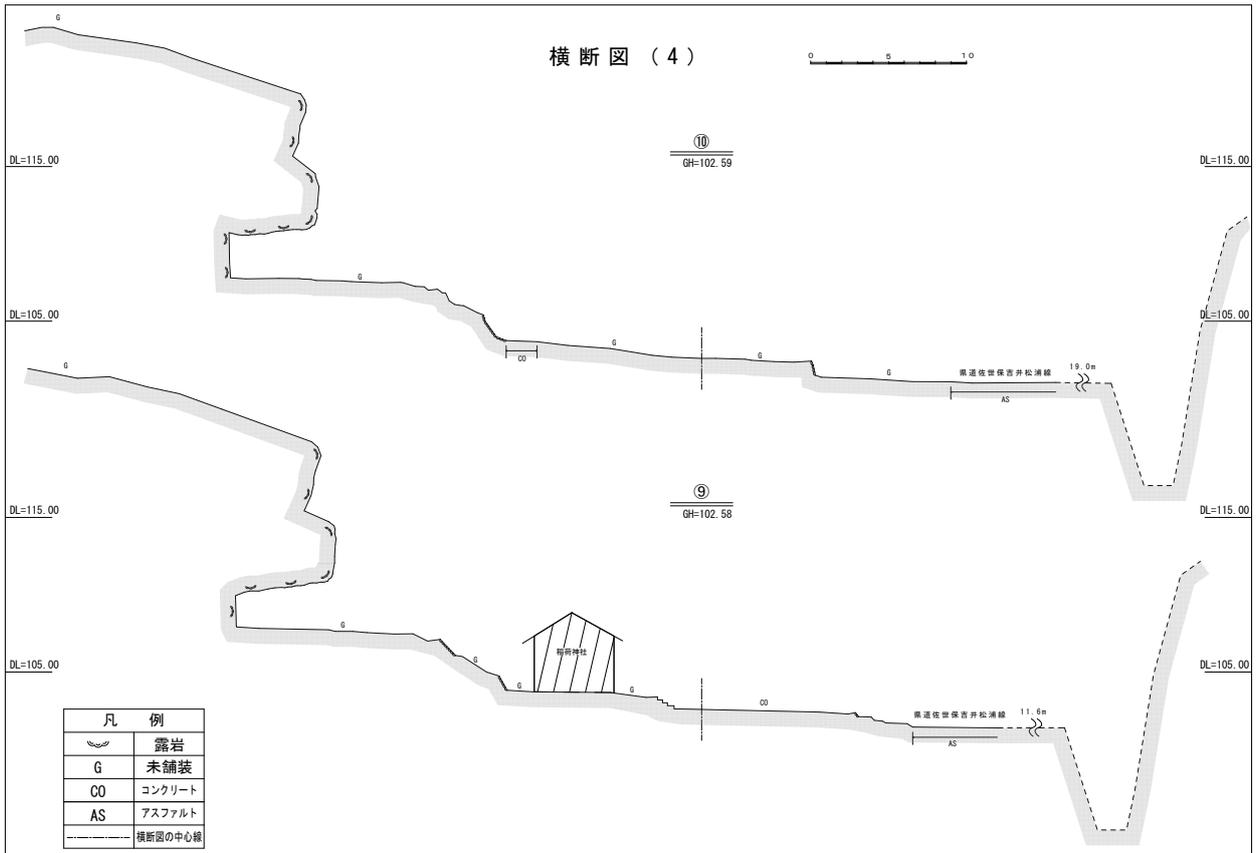


図 47 横断図 (4)

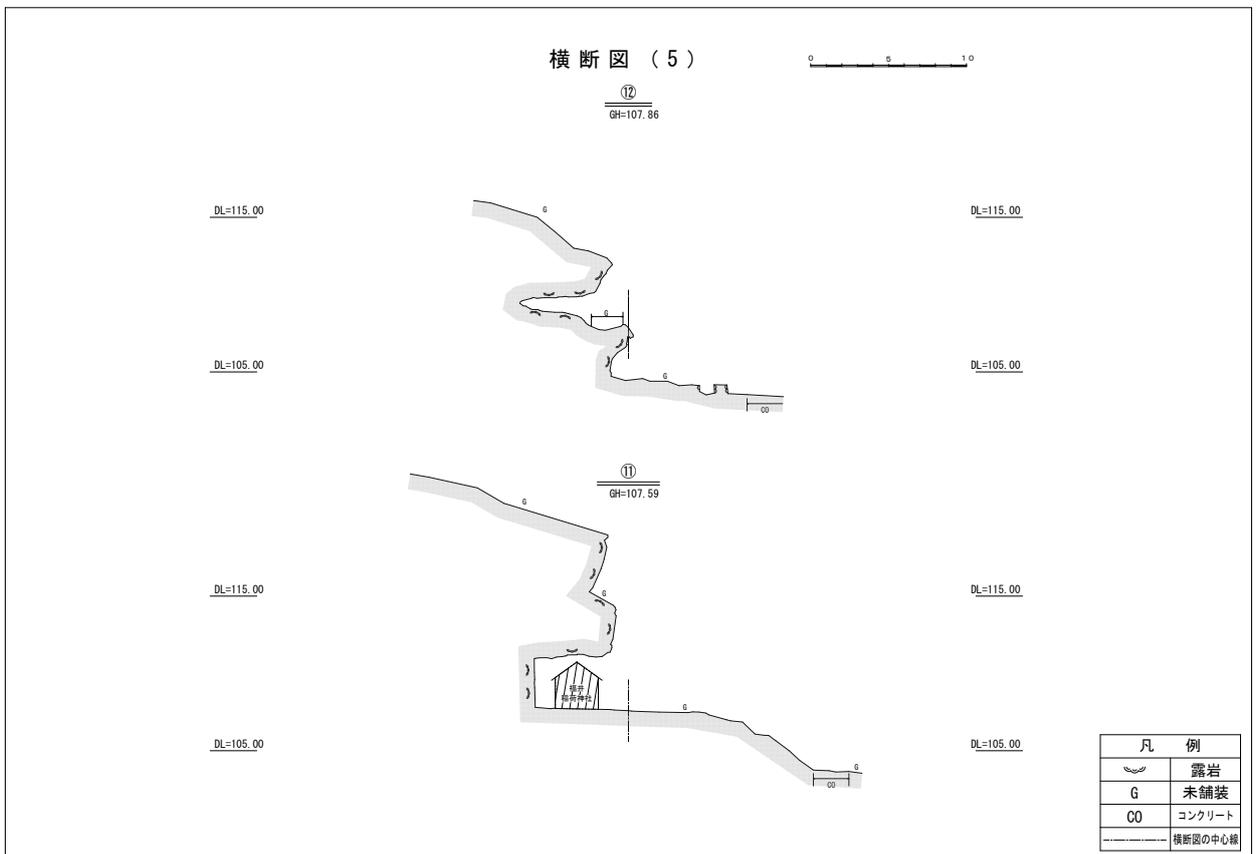


図 48 横断図 (5)

### 3. 福井洞窟の地質調査について

#### (1) 洞窟を構成する岩盤強度の測定結果

福井洞窟を構成する砂岩岩盤の強度特性を把握するため、シュミットハンマーを用いて岩盤表面の強度（R値）を測定し、風化程度の把握を試みました（表 25）。測定は、同一箇所でも複数の測定を繰り返す連打法（松倉・青木、2005）で、打撃回数は 1 箇所につき 5～20 回です。測定箇所は図 23 に併記しています。

測定の結果、洞窟奥の壁では、床面＋80cm での測定値が、平均値・最低値とも最も低く、床面＋40cm でも最低値が低く、一方、床面＋120cm 以上では硬質となっています。初回の打撃での R 値が 20 未満を示す内壁下部では、表面の剥離が進行していると考えられます。

表 25 福井洞窟の岩盤表面の強度測定結果

福井洞窟内壁, 打撃回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	平均	最小	最大	標準偏差
最上部(床面+160cm)	36	40	41	42	39	42	36	46	46	45	42	42	42	42	42	42	46	44	42	44	42	36	46	2.8
上部(床面+120cm)	38	40	39	41	42	41	42	44	43	44	38	44	42	44	38	42	43	42	42	41	42	38	44	2.0
中部(床面+80cm)	15	21	31	32	31	36	28	26	38	36	41	41	40	36	40	41	40	38	35	35	34	15	41	7.1
下部(床面+40cm)	18	38	42	41	43	38	48	50	48	42	48	43	51	42	43	39	43	38	43	46	42	18	51	6.9

福井洞窟南側のり面, 打撃回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平均	最小	最大	標準偏差
上部(小段+100cm)	44	48	47	48	50	43	43	44	43	48	46	43	50	2.7
中部(小段+50cm)	38	41	42	43	42	42	43	41	45	44	42	38	45	1.9
下部(小段+10cm)	26	29	30	32	31	29	32	31	32	30	30	26	32	1.9
駐車場基底(道路面直上)	28	28	30	30	28						29	28	30	1.1
駐車場(道路面+100cm)	28	28	30	30	29						29	28	30	1.0

福井洞窟の南側洞窟内壁, 打撃回数	1	2	3	4	5	平均	最小	最大	標準偏差
基底(小段+10cm, 湧水あり)	36	38	42	44	44	41	36	44	3.6
中部(小段+50cm)	30	38	38	36	36	36	30	38	3.3
上部(小段+100cm)	38	40	40	41	40	40	38	41	1.1

#### (2) 塩類風化に伴う今後の劣化対策

福井洞窟発掘トレンチの土試料の X 線回折結果から石膏の析出が確認されていること（佐世保市教育委員会、2016）から、福井洞窟は、福井川の側刻により急崖に開口した凹部が、その後進行した塩類風化によってさらに拡大し、その基部が天井や急崖からの落盤堆積物により埋積されてきたと考えられます。

塩類風化は、岩盤内に浸透した地下水が、岩石を構成する鉱物を溶解し、岩盤表面から地下水が蒸発する際に、硫酸塩鉱物（例：石膏）として析出することで、岩盤表面の劣化や剥離を引き起こすと考えられます。岩盤内部への地下水浸透や、岩盤表面からの地下水の蒸発を遮断することは一般に困難なことから、洞窟における岩盤表面の剥離の進行を、目視で定期的に観察し、変状の進行をチェックする方法が考えられます。

### (3) 福井洞窟の三次元測量に基づく岩盤の形状把握と落石の監視体制

福井洞窟の急崖部分を構成する砂岩岩盤は、ほぼ直立しており、一部はオーバーハングしています。このため、通常の航測地形図による等高線（コンター図）では、その急崖の地形的特徴を把握することが困難な状況です。一部オーバーハングした急崖は、落石の発生源となる可能性があることから、急崖の地形的特徴を把握することで、定期的な岩盤斜面監視の基礎資料とする必要があります。そこで今回、UAVを用いたレーザー測量により、詳細な三次元地形計測図（点群データに基づく）が取得されました。このデータは、長期的に見た福井洞窟の管理のための基礎的な図として活用する必要があります。

次に、急崖で発生する可能性がある落石の監視体制について記述します。近年も、急崖を発生源とするごく小規模の落石が発生し、沿路近くに停止した事例がありました。この種の落石が発生した場合、発生時（または確認時）の日付と、当日の気象条件を記録することで、どのような気象条件時に落石が発生するかを把握することができます。また、長期的にみた安全管理のため、例えば、長崎県北部に大雨特別警報が発表されるような記録的豪雨の後や、長崎県北部で震度5弱以上の強い揺れが観測された場合などには、急崖に変状や落石が発生していないかを確認する必要があります。これらの巡視によって、落石の発生を迅速に把握し、安全な施設管理に活かす必要があります。

## 4. 福井洞窟の植生調査からみた維持・管理等について

### (1) 植生の維持・管理

植生は時間の経過に伴って遷移が進行し変化していくため、現状を維持するためにはそれぞれの植生に応じた維持・管理が必要です。

#### a. 岸壁・洞窟面の植生

主要な植物は、茎が壁面を覆うつる植物や根茎が地表面を這うシダ植物、あるいは小型の叢生するシダ植物であるため、管理は必要としません。しかし、繁りすぎたり、大きくなりすぎたものについて数年に1回程度地上部を高さ数cm程度から刈り取ります。また、崖面の上部にはまばらに樹木が生育しており、これらは不安定であり、成長すると植物体の重さで崖地の崩壊を誘発する恐れがあります。したがって、これらについては適宜伐採する必要があります。

#### b. 傾斜地の草本植生

この群落は毎年刈り込みが行われ、維持されています。春から夏にかけてはノアザミ群落となりますが、夏から冬にかけてカラムシが優占する群落となります。カラムシを除去し、草花を植栽した場合には、生育状況や開花状況を見ながら、刈り込みの頻度を少なくする必要がありますが、基本的には1年に1回程度の草刈りとします。

#### c. 平坦地の芝地植生

在来のシバが植栽されていますが、多くの一年草が侵入しています。シバを植栽して年数が経っていないため、現時点では芝刈りは必要でなく、オオアレチノギク、ノゲシ、コウベギクなど中～大型の草本が侵入した場合には適宜、草取りを行います。小型の草本は除草する必要はなく、シバやその他の草本が密になった時には、芝刈りを年1回以上行い、シバ1種ではなく、複数種から構成される小型の草本群落となることで、安定した芝草地となり、理想といえます。



春に花が咲くシラン



晩秋に花が咲くツワブキ

### (2) 植栽植物について

#### a. 選定の方法

福井洞窟遺跡周辺は、神社の境内および駐車場以外は裸地はほとんどなく、それぞれの立地にあった植生が発達しているため、単なる緑化のための植栽は必要としません。しかし、駐車場があり、その周辺には裸地があり、公園としての機能も考慮する必要があります。隣接して神社があり、そこにはソメイヨシノ、ツツジ類が植栽されているため、空間的にさらなる樹木の植栽は必要なく、植栽は草本植物のみと考えられます。望ましい草本植栽植物は、遺跡のイメージにあうもの、すなわち華やかな園芸植物や外来植物ではなく、この地域に在来の郷土植物とします。しかし、一方では多くの人が親しみを持てる、四季を感

じさせる植物で、かつ栽培が簡単で、水やりなどの通常の管理を必要としない植物が望ましいといえます。そのために選定にあたっては周辺地域の植物を観察し、野生の植物の中からそれに見合った植物を見いだすこととします。植栽植物の選定にあたり、以下の条件で選定を行うこととしました。

- ・洞窟遺跡のイメージにあう植物
- ・四季を感じさせる植物
- ・花が比較的美しい植物
- ・多年草で、他の植物との競争にも強い植物
- ・栽培が簡単で、維持・管理がしやすい植物

#### b. 選定された植栽植物の候補

- ・春から夏咲きのもの：シラン、ノアザミ（すでに野生で群生している）
- ・夏から秋咲きのもの：ミソハギ、エゾミソハギ、カワラナデシコ、オミナエシ、オトコエシ、サイヨウジャジン、コオニユリ、キキョウ
- ・秋から冬咲きのもの：ヒヨドリバナ、ヤマヒヨドリ、シラヤマギク、ノコンギク、ヨメナ、シマカンギク、ツワブキ

#### c. 植栽場所および方法

駐車場の周辺およびそれに隣接した傾斜地に顕著な花を咲かせる植物を栽培することによって、殺風景な駐車場が季節感のある、親しみの持てる場所となります。傾斜地では、カラムシの根を掘り取り、上記の代替植物を植栽します。一度に植え替える必要はなく、少しずつ替えていくことで、環境になじんだ植生が維持できます。草丈が比較的高く、多年草で複数の花の美しい野生植物が生育した原生花園的な半自然植生となることを目指します。維持・管理が簡単で、遺跡のイメージにあったものとなります。

駐車場の周囲は花壇的な植栽として、土壌の浅い急傾斜地にはシラン、半日陰地にはツワブキを帯状に多数の個体を植えることにより、目立った季節感を示すことができます。

### (3) 植生調査から見た洞窟遺跡の将来構想—市の天然記念物「洞窟シダ植物群落」をめざす—

佐世保市の洞窟群は、水成岩地帯にできており、洞窟入口は一定の照度と湿度が維持されているため、多くのシダ植物が群生しています。その中には林床などの土壌には生育できず、崖地や急傾斜地の岩上にしか生育できないものも多く、南方系の希少なシダ植物が見られます。すでに、佐世保市吉井町直谷免には「御橋観音羊歯植物群落」が昭和26年（1951）に国指定の天然記念物に指定されています。これに匹敵するシダの群落は佐世保市の多くの洞窟遺跡に見られ、市の天然記念物の価値は十分あります。主要なシダは、ミヤジマシダ、スジヒトツバ、ノコギリヘラシダ、リュウキュウイタチシダ、シロヤマセンマイ、エダウチホングウシダなどです。それらをまとめて「洞窟シダ植物群落」として指定することによって、洞窟遺跡と共にその特異性を理解してもらい、保全にもつながるものと考えられます。

## 5. 福井洞窟発掘調査基礎資料

ここでは、第4章第2節の福井洞窟の本質的価値を示す主な基礎資料のみを掲載します。

### (1) 土層図

各トレンチの旧石器時代から縄文時代に至るまでの包含層の土層図を示します。

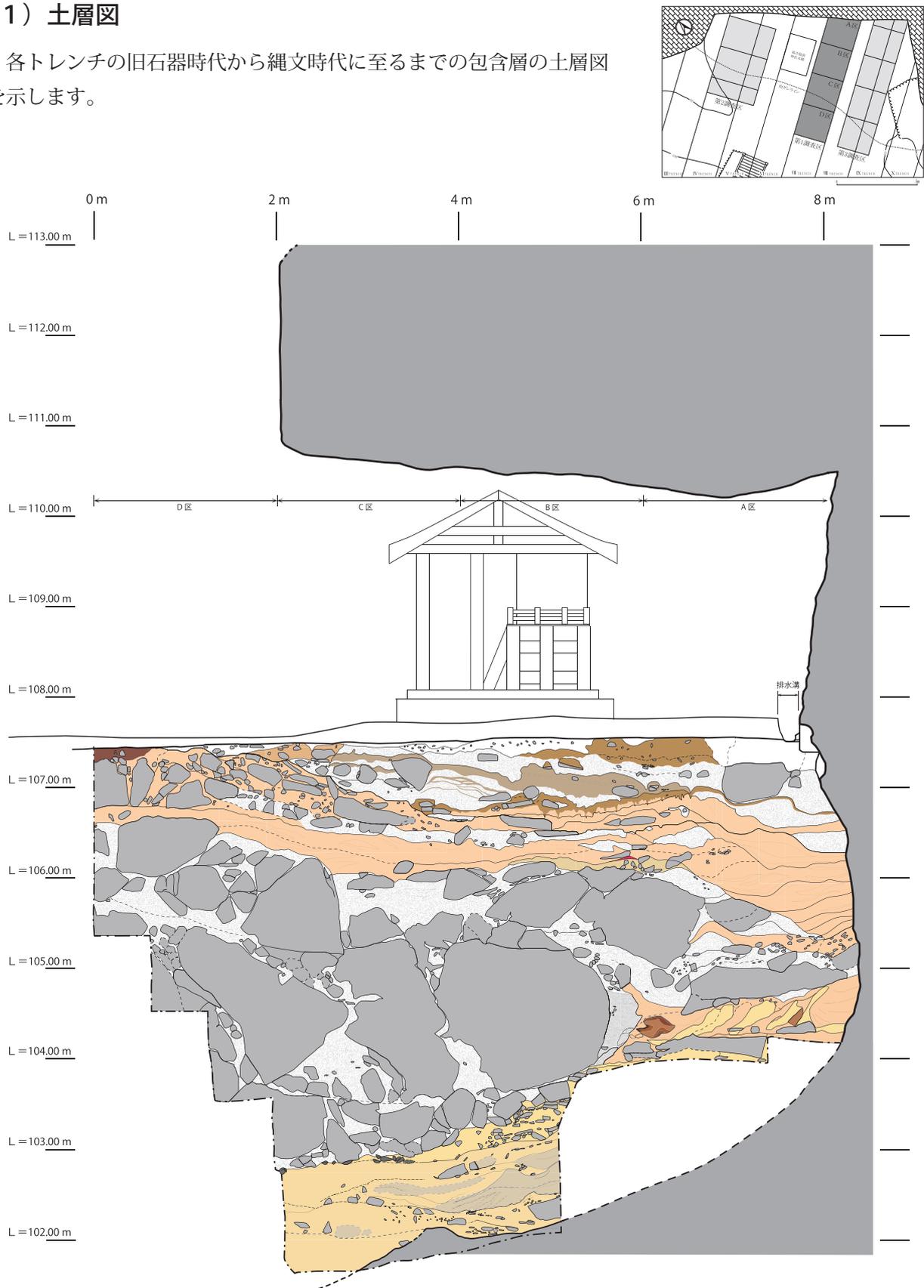


図 49 福井洞窟第1調査区北壁土層断面図（佐世保市教育委員会 2016 より引用）

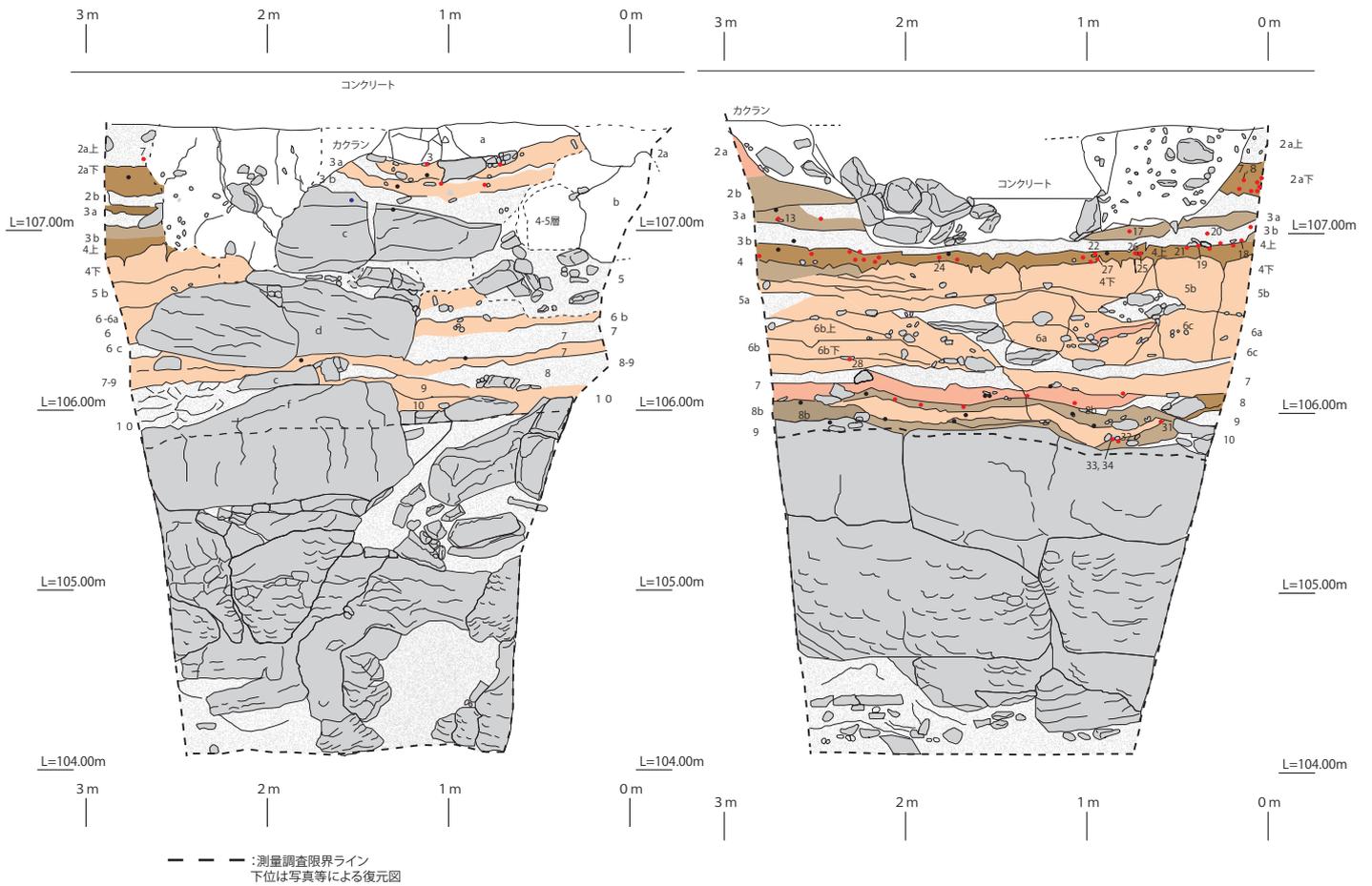


図 50 福井洞窟第2調査区北壁（山側）・東壁（洞窟奥側）土層断面図（佐世保市教育委員会 2021 より引用）

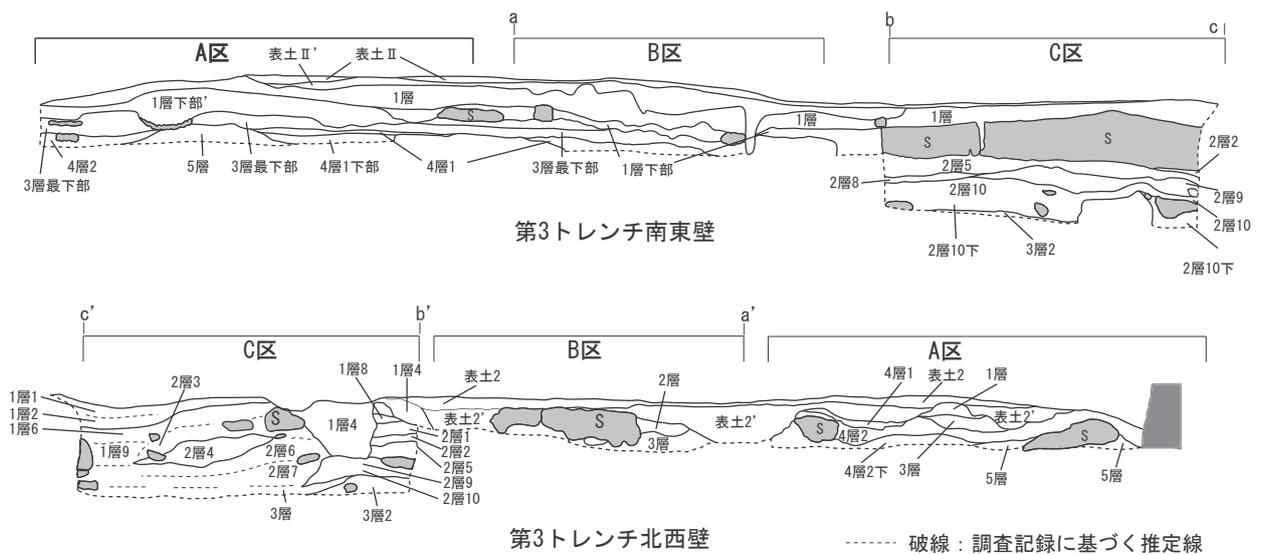


図 51 福井洞窟第3調査区北壁（山側）・東壁（洞窟奥側）土層断面図（鹿又ほか 2015 より引用）

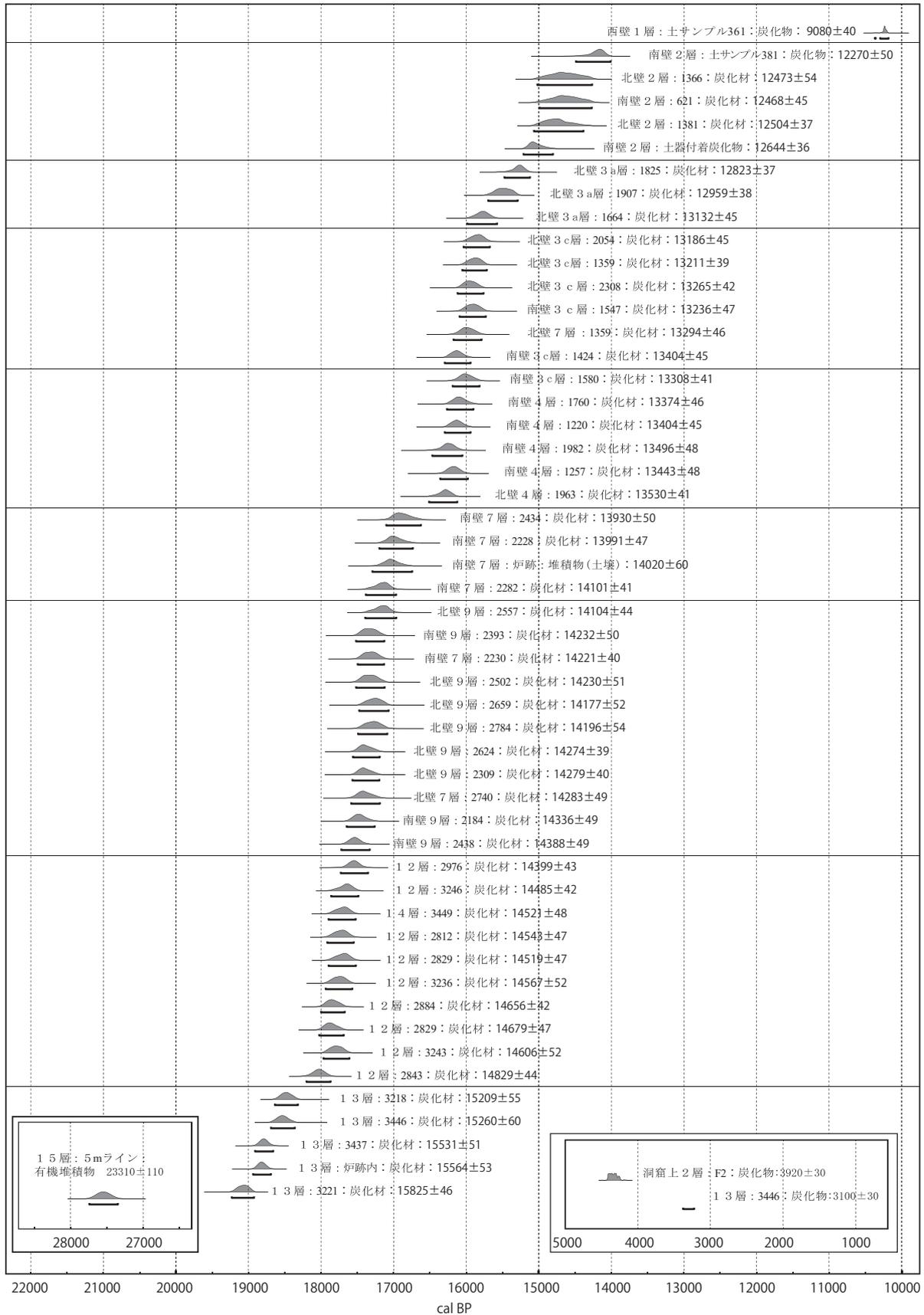
層序 layer	土器 pottery	細石刃核 microblade core	細石刃 microblade	石鏃 arrowhead	スクレイパー scraper	その他 others
1	9080±40BP 					
2	12270±50BP 					
3 a	12645±35BP 12825±35BP 					
3 b	13130±50BP 					
3 c	13190±50BP 13400±50BP 					
4	13370±50BP 					
5						
6	13530±40BP 					
7	13930±50BP 					
8						
9						
10	14400±50BP 					
11	14400±45BP 					
12	14830±40BP 					
13	15210±60BP 					
14	15825±45BP 					
15						

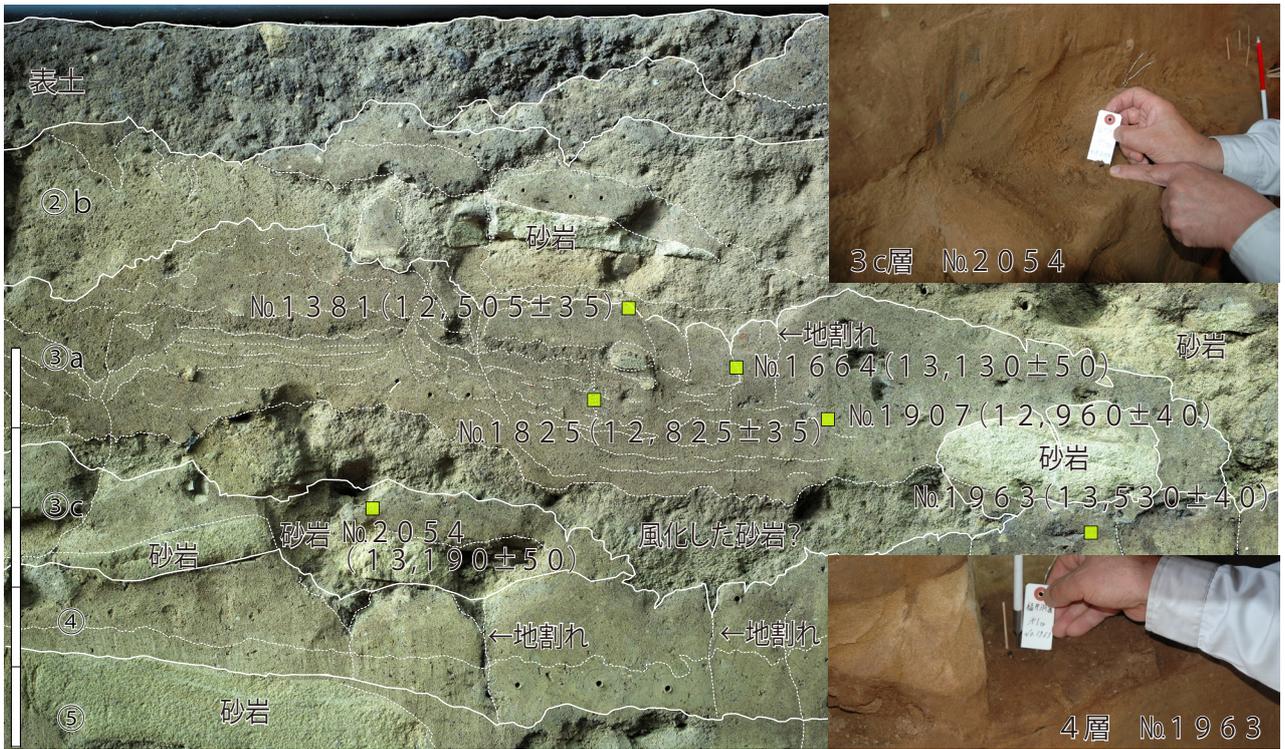
図 52 福井洞窟出土遺物（佐世保市教育委員会 2016 より引用）

## (2) 自然科学分析等データ

旧石器時代から縄文時代の移り変わりを示す主な科学分析データを掲載します。

表 26 福井洞窟第1調査区放射性炭素年代測定表 (佐世保市教育委員会 2016 より引用)

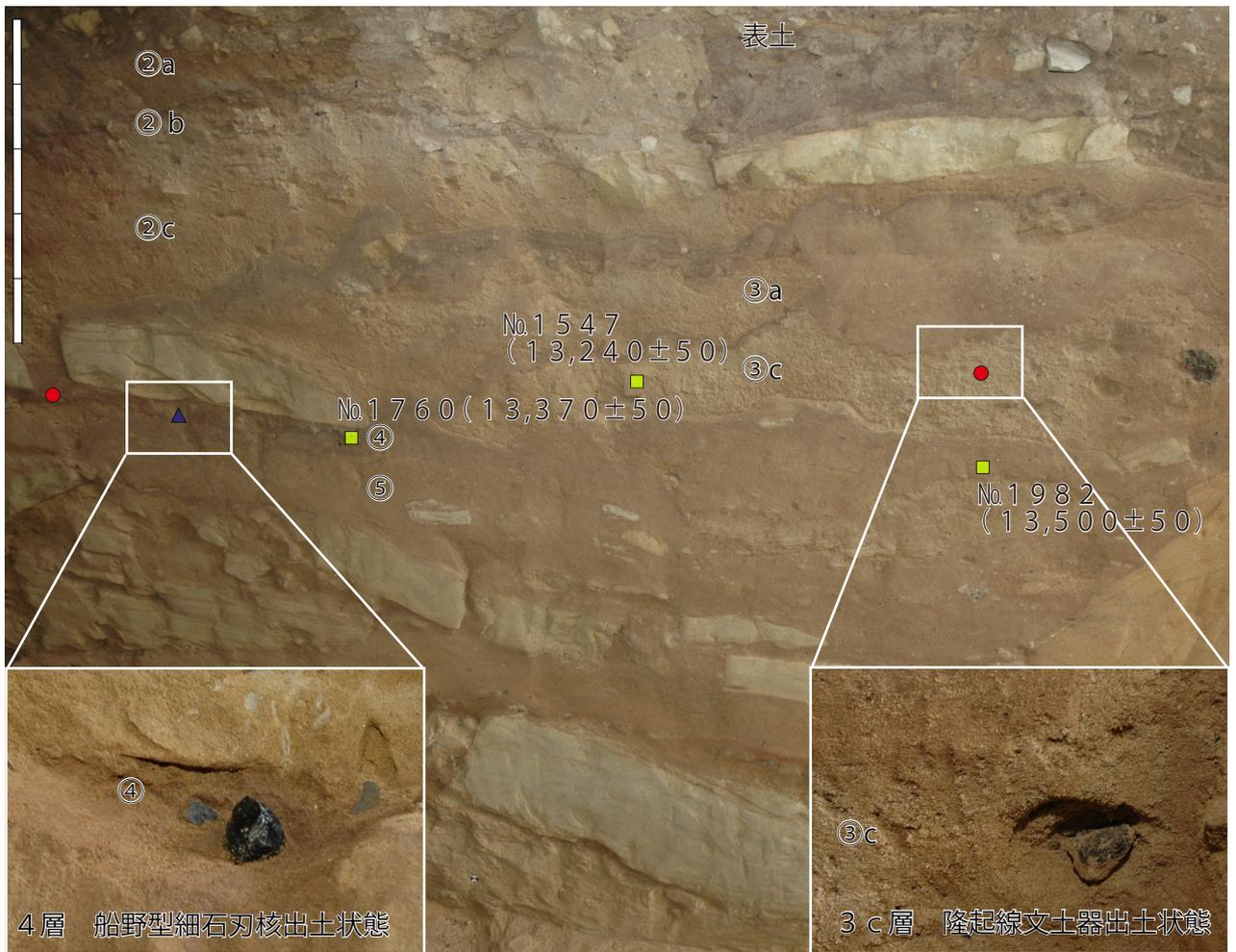




スケール:10cm

■ <sup>14</sup>C年代測定試料

図 53 旧石器時代から縄文時代の地層堆積（北壁）と放射性炭素年代測定試料採取地点



スケール:10cm

■ <sup>14</sup>C年代測定試料 ● 土器 ▲ 細石刃核

図 54 旧石器時代から縄文時代の地層堆積（南壁）と遺物出土状態

表 27 福井洞窟第2調査区 出土動物遺存体と遺物、放射性炭素年代測定（岡山理科大学ほか 2023 より引用）

旧層序	現層序	時代	時期	動物 (第1期調査)	動物 (第2期調査：鶴沢他 2016)	土器	石器	<sup>14</sup> C年代 (BP)		
表土層	表土	縄文時代	早期以降	カンザシゴカイ科・ タコノマクラ目・ ヨメガカサ科・カ ワニナ科・タニシ 科?・スガイ・フネ ガイ科	サザエ?、スガイ、 イシマキガイ、ヤマ タニシ、カワニナ、 イボニシ/レイシ・ バイ?・オキギセ ル・ダコスタマイマ イ類・カリガネエガ イ・ハイガイ・カキ 類・マガキ・ハマグ リ?・オキシジミ	阿高系・ 押型文・ 押引文・ 隆帯文・ 隆起線文・ 爪形文等	細石刃核・ 細石刃・ 削器・ 石核等			
1層	1層	縄文時代	早期			押型文・ 押引文等	石鏃・剥片	9080 ± 40 -8500		
2層上	2a層	縄文時代	草創期 爪形文段階		哺乳綱目不明・イノ シシ	爪形文	細石刃核・ 細石刃・ 削器	12270 ± 50 12645 ± 35		
2層下	2b層	縄文時代	草創期 爪形文段階					12470 ± 50 12505 ± 35		
3層上	2c層	縄文時代 草創期	隆起線文段階	カワニナ・タニシ 科・アマオブネガ イ・イノシシ・シ カ科	スガイ・ヤマ タニシ?・ハ イガイ・カキ 類・硬骨魚 綱?・サハ属・ 鳥綱?・小型 哺乳綱・イノ シシ	隆起線文	細石刃核・ 細石刃・ 剥片・石核	12470 ± 50 (12700 ± 500) (12400 ± 350)		
3層下	3a,3b層	縄文時代 草創期	隆起線文段階	イノシシ・哺乳綱 目不明				隆起線文・ 無文	細石刃・ 削器・石核	12825 ± 35 13130 ± 50
4層上	3c層	縄文時代 草創期	隆起線文段階					隆起線文	細石刃核・ 細石刃・ 削器・ 石核等	13190 ± 50 13400 ± 50
4層下	4層	後期旧石 器時代	細石刃終末期 船野型段階	イノシシ・シカ科			細石刃核・ 細石刃・ 削器・ 石核等	13370 ± 50 13530 ± 40		
5層	5層	後期旧石 器時代	細石刃終末期 船野型段階				船野型 細石刃・両 面及び片面 加工尖頭器			

※年代の（ ）は鎌木・芹沢らの第1期調査に伴う年代測定の結果を示す。

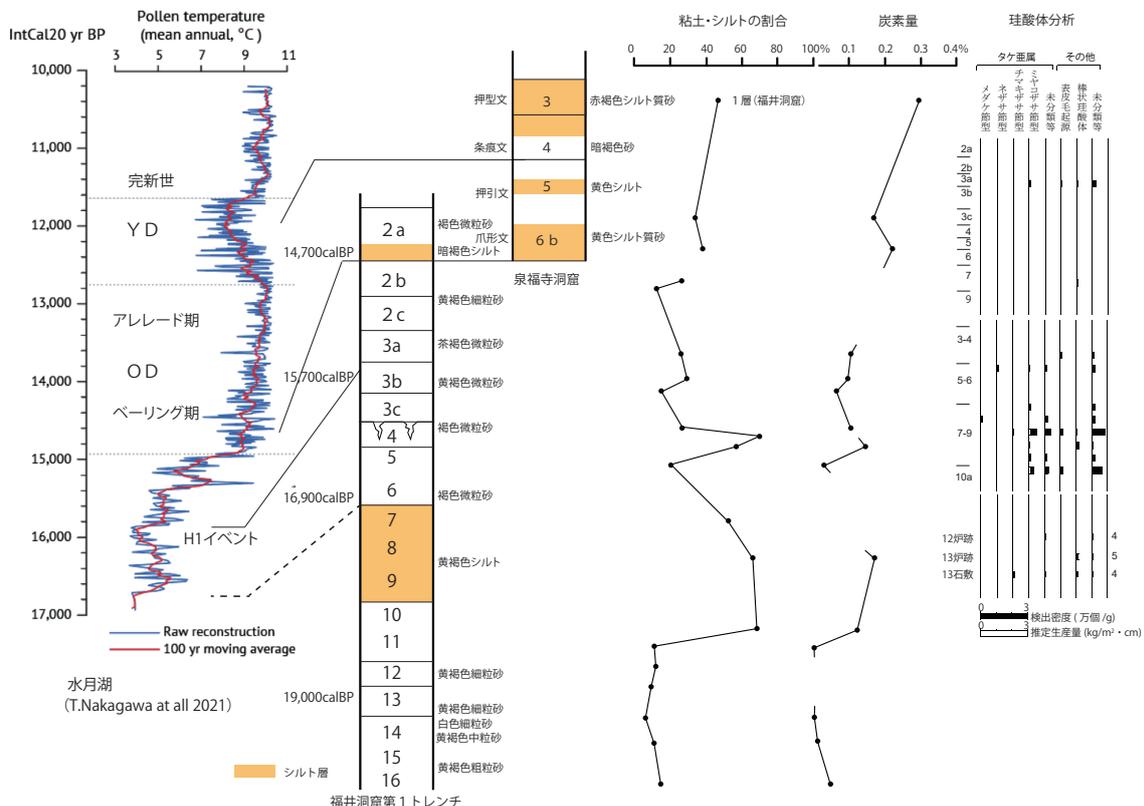


図 55 福井洞窟の自然科学分析と環境変動

## 6. 佐世保市域周辺の主要な洞窟遺跡



①牽牛崎洞穴



②下本山岩陰



⑤泉福寺洞窟



⑥岩下洞穴



⑩大古川岩陰



⑪菰田洞穴



⑫天神洞穴



⑬龍神洞穴

\*番号は、図 14 分布図・表 4 一覧表に符合する。



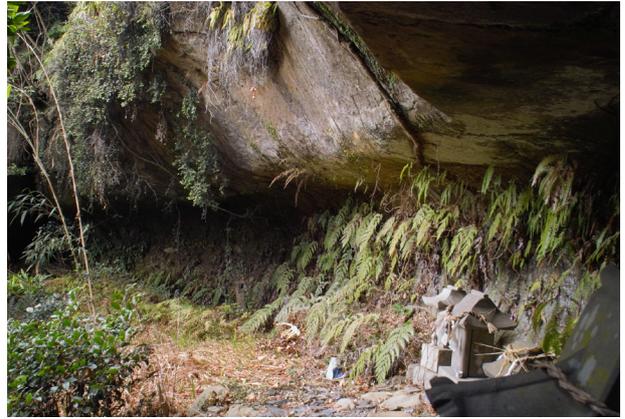
⑰大悲観岩陰



⑳橋川内洞窟



㉕岩谷口第2岩陰



㉗直谷岩陰



㉞ぜんもん岩岩陰



㉟屋敷ノ元岩陰



㉫白蛇岩岩陰 (伊万里市)



㉬中尾岳洞穴 (有田町)

\*番号は、図14分布図・表4一覧表に符合する。

## 7. 計画策定までの説明会・ワークショップ



事業説明 吉井エコツーリズムの会  
令和5年(2023)1月11日



事業説明 福井地区自治会  
令和5年(2023)1月21日・令和6年(2024)1月21日



事業説明 吉井地区小中学校校長会  
令和5年(2023)1月23日



事業説明 吉井地区連合区長会・吉井地区自治協議会  
令和5年(2023)4月26日・5月24日



市民ワークショップ  
令和5年(2023)6月15日



市民ワークショップ  
令和5年(2023)6月15日



福井洞窟保存活用計画 第1回庁内ワーキング会議  
令和5年(2023)10月11日



福井洞窟保存活用計画 第2回庁内ワーキング会議  
令和5年(2023)11月16日

## (1) 説明会・ワークショップの記録

### 吉井エコツーリズムの会

【日 時】 令和5年(2023)1月11日(水)

【場 所】 吉井地区コミュニティセンター

【参加者】 9名

【主な意見】

- 道路の整備。ミュージアムから福井洞窟までの歩道や自転車などに適した道路になっていない。
- 福井洞窟周辺の直谷城跡や周辺洞窟遺跡の景観復元整備を行い、一体的な活用をお願いしたい。
- 直谷岩陰も福井洞窟と同等の価値があるといわれているものの、現地の案内がなく、短期的にでも道路案内や説明板の設置をお願いしたい。
- 直谷岩陰について、福井洞窟の近くに同じような洞窟遺跡があるということも重要で、発掘調査や重要性を示すなど、計画的に進めてほしい。
- 福井川橋梁なども、他に例のない現役で運用されている国の登録有形文化財。そうしたものがある地域だということを知ってもらいたい。
- 福井洞窟と関連して、直谷城跡に訪れやすくなる仕組み、発掘調査や景観整備を行うようにしてほしい。
- 福井洞窟ミュージアムと各団体との連携を充実させることなどは計画に記載してほしい。自分たちが、弓矢体験に資材の貸出などを行っている理由にもなる。
- 団体の課題として、高齢化やコロナ禍によるイベント参加者減少がある。
- 情報発信を広く行うには、デジタル化が重要。街歩きマップなど、デジタル上でアクセスできる仕組みもあると良い。
- 地元経済が潤う仕組みが構築されると良い。イベントを行って、吉井地区に宿泊するような流れが一番望ましい。

### 福井地区自治会

【日 時】 令和5年(2023)1月21日(土)、令和6年(2024)1月21日(日)

【場 所】 福井地区公民館

【参加者】 約20名

【主な意見】

- 福井洞窟の出入口が急カーブで危険である。事故が起きているため、市から継続的に県へ申し入れをしてほしい。
- 将来的な神社の建て替えも想定されるが、問題ないか。市から補助金などは得られないのか。
- 神社の古文書記録など、調査で出てきた資料があれば、地区に回覧文書などで案内してほしい。

### 吉井地区小中学校校長会

【日 時】 令和5年(2023)1月23日(月)

【場 所】 吉井地区コミュニティセンター

【参加者】 3名

【主な意見】

- 福井洞窟の価値を子供だけで理解することは、現地だけでも、ミュージアムだけでも難しい。二つを行っても理解できない児童も多い。福井川と関連した景観となると、より一層ハードルがあがる

かもしれない。

- 現地は校区外のためバスなどが必要になるが、学校の予算も減少傾向にある。歓迎遠足など、吉井北・南小学校などの交流に福井洞窟を活用したいが、現状では困難である。
- 総合学習は探求していくこと自体が目的のため、予算化する際に、固定的なものにはなりにくく事前要求も難しい。
- 総合学習の時間は1年生で50時間、2年生で70時間しかなく、その中で割り振れる時間数がかなり限られているため、細かな学習に結びつかない。職場体験学習の一部に福井洞窟ミュージアムが入ることは可能かもしれないが、実態としては限られた生徒になる。
- まずは子供たちが福井洞窟という存在に気付くことが重要と考え、総合学習の一環で、福井洞窟の授業を実施している。
- 福井洞窟までの交通アクセスの環境が良くない。交通量も多く、道幅も狭いなど、危険が多い。整備が必要ではないだろうか。
- カリキュラム化し、小学校から高校までの流れがあるのは良い。
- 子どもの目線で、一般の方に知らせたいという思いはある。それが実現できると子供は充実感が得られ、意欲がわき、記憶にも残りやすい。実現する際、市や団体からの支援があれば有難い。
- 4年生では社会（福祉）、5年生では農業（佐々川）、6年生では歴史（地域学習）の中で福井洞窟に触れる。一定の流れを作っていくことも重要と考えている。
- 福井洞窟ミュージアムは近場にあるので、その利点をうまく活用して何度でも足を運べると良いが、ミュージアムでの体験メニューの活用など、まだうまくリンクできていない実態もある。
- 総合学習の一環でSNSを活用した発信を検討した際に、成果物に対する専門家の支援などがあると、教職員にもより活用しやすい環境となる。
- 現在、社会福祉協議会と連携し、小学4年生の社会の学習をしている。連携を図ることでより多様性が出てくるかもしれない。
- 方針として「本物に触れて学習を行う」というのは賛同する。体験や学習を通じて児童に育まれる内容が深くなる。ただ、距離がある点は難点。
- バスを利用することが難しい。別予算で運用しやすい状況になると、学習の回数も増える。
- カリキュラム化をして記載をしていくことについては全体としても異論はない。学校の統廃合の話も先々あるが、小中一貫となればその土台ともなるのではないか。
- 今後、説明会の内容と変更が出ない場合は、報告という形です承する。

#### 吉井地区連合区長会・吉井地区自治協議会

【日 時】 令和5年（2023）4月26日（水）、5月24日（水）

【場 所】 吉井地区コミュニティセンター

【参加者】 各30名

【主な意見】

- 石橋の存在はこの地域の特徴だと思う。直谷城跡も観光資源として、ストーリー性を作っていくことが必要ではないか。

## 市民ワークショップ

【日 時】 令和5年（2023）6月15日（木）

【場 所】 吉井地区コミュニティセンター

【参加者】 16名

【内 容】 「いつ？どこに？」といった視点で、地域に暮らす人からみた吉井地区の資源の発掘を行った。

	春	夏	秋	冬
風景	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハマダイコンの花</li> <li>武道館の桜</li> <li>ながめ岩</li> <li>御橋サクラ</li> <li>柱状節理（吉井砕石場の近く、冬はつらら）</li> <li>吉井の玄関口（MR 吉井駅の桜のトンネル）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>五蔵池／五蔵大池（梅雨、南隈の言われるアキノレの群生、雨季のみ池に水が溜まる、池は春大根の花、草っぱら）</li> <li>北部運動広場</li> <li>アシサイ</li> <li>ニレの木</li> <li>ポットホール公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>御橋観音の紅葉（二重の石橋にかかるもみじ）</li> <li>春日神社の大木と風景</li> <li>武道館横の彼岸花</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>梶木場と草ノ尾の雪景色</li> <li>吉井砕石の広大な採石場</li> <li>妙観寺トンネル</li> <li>潜竜の滝</li> <li>御橋観音の雪景色</li> <li>柱状節理につららがでる</li> </ul>
	石橋群			
生き物	<ul style="list-style-type: none"> <li>イノシシ</li> <li>タケノコ</li> <li>佐々川あゆ</li> <li>五蔵池ハマダイコン</li> <li>イチゴ、メロン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひまわり</li> <li>蚕</li> <li>シダ植物（天然記念物）</li> <li>昔サワガニ</li> <li>ポットホール公園</li> <li>佐々川の鮎（6/1～鮎つり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高峰川、佐々川、福井川のカニ（ツガニ）やウナギ</li> </ul>	
	直谷城、橋梁（福井川、吉田）、お城、御橋観音、石橋 直谷城（民話「姫落しの岩」、宗家松浦の足跡→歴史の通過地点			
歴史	<ul style="list-style-type: none"> <li>石炭線路サクラ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福井洞窟ととらいかん</li> <li>石橋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福井くんち（道ゆき）</li> <li>吉田くんち（はなたこさん）</li> <li>歴史の福井谷ツアー（エコツアー）</li> <li>3つの橋梁（竹筋）</li> <li>全国に有名？平山地すべり、くすれずに在る「砂山」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛神祭り</li> <li>シシウチ行事</li> <li>お蔵入れ</li> <li>川に黒曜石が落ちてる</li> </ul>
	直谷城、橋梁（福井川、吉田）、お城、御橋観音、石橋 直谷城（民話「姫落しの岩」、宗家松浦の足跡→歴史の通過地点			
暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>ちゃんぼん</li> <li>春まつり</li> <li>直谷城春祭り</li> <li>2重橋（石橋）</li> <li>樋口橋（現役で使用されている（バスが通る））</li> <li>吉井農家でつくるメロン、いちご</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏まつり、花火</li> <li>薬膳カレー（とらいかん）</li> <li>五蔵太鼓</li> <li>イチゴ発祥地</li> <li>ウナギ料理店「池の屋」（R4に閉店）</li> <li>JR（旧国鉄）廃止線路のサイクリングロード</li> <li>てっかメロンの漬け物（カスづけ）</li> <li>サイクリングロードでギネスに載る長い「ノリマキ」づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユ吉井農産品</li> <li>スポーツ施設が多い！</li> <li>大渡バイパス</li> <li>吉井町文化祭</li> <li>福井、吉井おくんち</li> <li>躍り</li> <li>春日神社おくんち（祭りがすたれている中毎年盛大に、神社の社もいやし）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内駅伝大会</li> <li>成人式</li> <li>つけもの</li> <li>はがため</li> <li>とにかく水がおいしい</li> <li>もろふた寿司（具が見えないように型で押す寿司は「手の内を見せない」という平戸藩の云われがある）</li> </ul>
	直谷城、橋梁（福井川、吉田）、お城、御橋観音、石橋 直谷城（民話「姫落しの岩」、宗家松浦の足跡→歴史の通過地点			

図 56 市民ワークショップの成果

## 福井洞窟保存活用計画 第1回庁内ワーキング会議

【日 時】 令和5年(2023)10月11日(水)

【場 所】 佐世保市役所 5階 庁議室

【出席者】 環境部 ゼロカーボンニュートラル推進室

企画部 政策経営課・地域交通課・文化国際課

観光商工部 観光課

農林水産部 農政課

教育委員会 学校教育課・社会教育課・総合教育センター・文化財課

市民生活部 吉井地区コミュニティセンター

都市整備部 都市政策課・まち整備課

土木部 土木政策課

総務部 広報広聴課

保健福祉部 保健福祉政策課・障がい福祉課

### 【主な意見】

- 地域も特別史跡に向けて期待し、推進事業に協力する意向がある。地域からは「農産品と史跡のまち」を特徴とした全庁的な取組みや、福井洞窟だけでなく一体的な交通整備、憩いの場づくり、お土産などの開発、直谷岩陰や直谷城跡など近隣遺跡の調査及び説明板設置、空家などの対策といった各種要望が地域から出ている。
- 景観は保護ではなく、保全という用語を用いる。現状の条例等で、植物への規制はない。開発行為の規制ではなく現状を保全することを目的とするため、開発についても協力を依頼している。
- 外国人来訪者に対する外国語対応や、児童生徒への学習面での活用について、検討が必要である。
- ふるさと歴史発見授業の活用促進は今後も継続していきたい。出前講座などでも協力することは可能である。
- 今後、学校の教員に対し福井洞窟の情報を提供することも可能である。また、市内全小学校4年生の対象事業において、福井洞窟ミュージアムとの選択制にすることも可能である。
- 施設名称は正式名称に修正してほしい。新たな観光コンテンツを作る際は、佐世保市域を越えて、県北地域の広域圏を意識した視点も必要と考える。また、キャッチフレーズが大切。保存会の案内や地元の料理なども見どころであり、特に、語れる人材を育成することは重要である。
- 吉井地域はイチゴが特産のイメージがあり生産者は少ないが、イチゴなどの加工品を取り扱う企業に依頼し、機会を捉えて商品の物販イベントを開催することは可能かもしれない。ストーリー性を持たせていくことが必要である。福井洞窟ミュージアム駐車場を利用したキッチンカーも想定される。また、ゆったりした時間を過ごすことを目的とした福井洞窟に隣接する「とらいかん」の活用も考えられる。
- 現在、都市計画区域外になっているため、この法例等で規制対象とすることは難しい。
- 姉妹都市である九重町とは美術振興会等の民間交流もある。海外の姉妹都市とも交流は可能だが、市全体の調整が必要となる。
- 情報戦略など、計画も令和6年度から出来るところもある。情報発信には核となる発信源が必要である。福井洞窟ミュージアムのホームページはあるが、文化財全体にはつながっていないのが難点。市ホームページの改良については協力できる。

## 福井洞窟保存活用計画 第2回庁内ワーキング会議

【日 時】 令和5年(2023)11月16日(木)

【場 所】 佐世保市役所 5階 庁議室

【出席者】 環境部 ゼロカーボンニュートラル推進室

企画部 政策経営課・地域交通課・文化国際課

観光商工部 観光課

農林水産部 農政課(欠席)

教育委員会 学校教育課・社会教育課・文化財課

市民生活部 吉井支所・吉井地区コミュニティセンター

都市整備部 まち整備課

土木部 土木政策課

総務部 広報広聴課

保健福祉部 保健福祉政策課・障がい福祉課

### 【主な意見】

- 地域公共交通計画を今後策定する計画がある。観光戦略の観点で、福井洞窟の活用については対象と人数、一過性と随時かで交通手段も変わってくる。ハード整備があれば土木部との連携も必要になるため、今後の庁内ワーキング会議を活用したい。
- 県道の地元要望については、文化財課も一体となって進めてほしい。
- 地域連携という意味での文化財保全や講座等も今後も推進したい。
- ジビエ料理は広域都市まで視野を広げて取り組んではどうか。
- 地元要望である、道路カーブの解消について、引き続き調整をお願いしたい。
- 今後の、重点景観区域について、財政面での協力ができないか。
- 今後の庁内ワーキング会議には、地域政策課も入れてほしい。
- クラウドファンディングは、採択された時のPR効果が最も高いと考えるため、実施を検討すべきではないか。ふるさと納税の項目に入れるなど事前に検討をしておいた方が良い。

## 8. 関係法令

### 文化財保護法（抜粋）

昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

#### 第一章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 1 号、第 165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 10 号及び第 11 号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、

その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

#### 第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定す

ることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第 1 項又は第 2 項の規定による指定は、第 3 項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第 3 項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第 1 項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第 110 条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第 133 条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第112条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がある場合その価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第110条第1項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項

の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第133条の2第1項を除く。))及び第187条第1項第3号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団

体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第 187 条第 1 項第 3 号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第 31 条第 3 項の規定を準用する。

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 105 条第 2 項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第 121 条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第 122 条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の場合には、第 37 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第 124 条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第 108 条及び第 120 条で準用する第 35 条第 1 項の規定により補助金を交付し、又は第 121 条第 2 項で準用する第 36 条第 2 項、第 122 条第 3 項で準用する第 37 条第 3 項若しくは前条第 2 項で準用する第 40 条第 1 項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第 42 条の規定を準

用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第四項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

（関係行政庁による通知）

第 126 条 前条第 1 項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第 184 条第 1 項又は第 184 条の 2 第 1 項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（環境保全）

第 128 条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必

要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第129条の2 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱又は第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定め

られているときは、これらに照らし適切なるものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第129条の3 前条第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第129条の4 第129条の2第3項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第4項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。以下この章及び第153条第2項第25号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第125条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第129条の5 文化庁長官は、第129条の2第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項及び第129条の7において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第129条の6 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第129条の2第4項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第129条の7 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関

する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

## 第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第162条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。(重要文化財等についての国に関する特例)

第163条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第164条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第165条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第28条第1項又は第3項(第78条第2項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第29条第2項(第79条第2項で準用する場合を含む。)又は第5項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重

要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第109条第3項(第110条第3項及び第112条第4項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第134条第2項(第135条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第109条第3項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第166条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第167条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき(次条第1項第1号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。)

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第1号及び第2号の場合に係る通知には、第32条第1項(第80条及び第120条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第3号の場合に係る通知には、第33条(第80条及び第120条で準用する場合を含む。)及び第136条の規定を、前項第4号

の場合に係る通知には、第34条(第80条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第5号の場合に係る通知には、第43条の2第1項及び第127条第1項の規定を、前項第6号の場合に係る通知には、第81条第1項及び第139条第1項の規定を、前項第7号の場合に係る通知には、第115条第2項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第1項第5号又は第6号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第169条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第1項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第2号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第3号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第170条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第1項第2号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でない認められるとき。

第171条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第172条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定には、第32条の2第3項及び第四項の規定を準用する。

4 第1項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第30条、第31条第1項、第32条の4第1項、第33条、第34条、第35条、第36条、第47条の2第3項及び第54条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第30条、第31条第1項、第33条、第35条、第115条第1項及び第2項、第116条第1項及び第3項、第121条並びに第130条の規定を準用する。

第173条 前条第1項の規定による指定の解除については、第32条の3の規定を準用する。

第174条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第172条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第32条の4第1項及び第35条の規定を、史跡名勝

天然記念物に係るときは、第 35 条、第 116 条第 1 項及び第 117 条の規定を準用する。

第 175 条 第 172 条第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第 176 条 文化庁長官は、第 98 条第 1 項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第 177 条 第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

# 文化財保護法施行令

昭和 50 年政令第 267 号

令和 5 年 3 月 23 日政令第 68 号改正

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二百一十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。））及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。））及び第八十五条において準用する場合を含む。の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定

都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限り。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあ

つては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取  
リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたもの)にあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第三百十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに

限る。))

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。



史跡福井洞窟保存活用計画

発行日 令和6年(2024)3月31日  
編集・発行 佐世保市教育委員会  
長崎県佐世保市八幡町 1-10





